

平成26年 9 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成26年 9 月12日（金）

平成26年 9 月17日（水）

平成26年 9 月30日（火）

平成26年10月 1 日（水）

平成26年10月 2 日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成26年 9 月12日（金）	5 頁
平成26年 9 月17日（水）	71頁
平成26年 9 月30日（火）	91頁
平成26年10月 1 日（水）	169頁
平成26年10月 2 日（木）	209頁

平成26年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 12 日（金）	開会 審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第19号、議案乙第20号、議案乙第21号、 議案甲第18号、議案甲第19号、議案甲第23号、 議案甲第20号、議案甲第21号、議案甲第22号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第 6 号 〔協議〕
第 2 日	9 月 17 日（水）	現地視察 鳥栖市学校給食センター 陳情 陳情第 6 号 〔協議〕 議案審査 議案乙第19号、議案乙第20号、議案乙第21号、 議案甲第18号、議案甲第19号、議案甲第23号、 議案甲第20号、議案甲第21号、議案甲第22号 〔総括、採決〕
第 3 日	9 月 30 日（火）	審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕
第 4 日	10 月 1 日（水）	市民福祉部関係議案審査 議案乙第26号、議案乙第27号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 2 日（木）	市民福祉部関係議案審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第25号、議案乙第26号、議案乙第27号 〔総括、採決〕 閉会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成26年 9 月11日付託〕

- | | | |
|---------|--|------|
| 議案甲第18号 | 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例 | 〔可決〕 |
| 議案甲第19号 | 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 | 〔可決〕 |
| 議案甲第20号 | 鳥栖市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例 | 〔可決〕 |
| 議案甲第21号 | 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 | 〔可決〕 |
| 議案甲第22号 | 鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 〔可決〕 |
| 議案甲第23号 | 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 | 〔可決〕 |
| 議案乙第19号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号） | 〔可決〕 |
| 議案乙第20号 | 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） | 〔可決〕 |
| 議案乙第21号 | 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 〔可決〕 |

〔平成26年 9 月17日委員会議決〕

〔平成26年 9 月29日付託〕

- | | | |
|---------|------------------------------|------|
| 議案乙第25号 | 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について | 〔認定〕 |
| 議案乙第26号 | 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について | 〔認定〕 |
| 議案乙第27号 | 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について | 〔認定〕 |

〔平成26年10月 2 日委員会議決〕

2 陳 情

- 陳情第23号 鳥栖地区広域市町村圏組合第 6 期介護保険事業計画における既存軽費老人ホーム・ケアハウスの特定施設入居者生活介護事業所指名についての陳情

〔協議〕

平成26年 9 月12日（金）

1 出席委員氏名

委員 長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

な し

3 説明員氏名

市 民 福 祉 部 長 篠原 久子

市 民 協 働 推 進 課 長 村山 一成

〃 地 域 づ く り 係 長 犬丸 章宏

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

市 民 課 長 塚本 静一

国 保 年 金 課 長 林 吉治

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

税 務 課 長 平塚 俊範

〃 管 理 収 納 係 長 有馬 秀雄

〃 課長補佐兼市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

社 会 福 祉 課 参 事 松隈 義和

〃 地 域 福 祉 係 長 高松 隆次

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

〃 障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

こ ど も 育 成 課 長 江寄 充伸

鳥 栖 い づ み 園 長 西村 洋子

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

〃 子 育 て 支 援 係 主 任 安永 伸也

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長	内田 幸男
健康増進課参事兼課長補佐	坂井 浩子
〃 保 康 予 防 係 長	白山 淳子
〃 健 康 づ く り 係 長	名和 麻美

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第20号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第21号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第18号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

議案甲第19号 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

議案甲第23号 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第20号 鳥栖市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

議案甲第21号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例

議案甲第22号 鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

〔説明、質疑〕

陳情協議

陳情第23号 鳥栖地区広域市町村圏組合第6期介護保険事業計画における既存軽費
老人ホーム・ケアハウスの特定施設入居者生活介護事業所指名につい
ての陳情

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時 57 分

議開

ただいまから、平成26年9月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定、その他

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付をさせていただいております。付託議案につきましては9件でございます。

また、陳情が1件送付されております。本件は、本日の最後に協議を行いたいと思います。

審査日程につきましては、本日12日は市民福祉部関係の乙議案3件、甲議案6件の審査及び陳情の協議を行い、来週16日は予備日として、17日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明申し上げます。

審査日程については、以上のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

松隈清之副委員長

お手元の日程のほうにも書いてありますが、学校給食センターを視察することになりました。

というのが、それぞれ3常任委員会、合同で行くということでお話がまとまったようでございます。時間的に、通常10時からですけれども、調理の過程等を視察するというので、若干、お時間のほうが午前9時30分からと早くなっております。

集合場所いつものとおり、正面玄関前でよろしく願いいたします。

以上です。

中村圭一委員長

ただいま、副委員長から説明がありました。

その旨でよろしくお願ひしますが、そのほかにプラスとして、何か御希望があれば本日中に申し出ていただきましたら、執行部と調整をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時休憩



午前10時 1 分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。

審査に入ります前に、市民福祉部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けしたいと思います。

篠原久子市民福祉部長

おはようございます。

今議会における市民福祉部関係の議案といたしましては、乙議案３件、甲議案６件を御提案いたしております。

まず、議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち市民福祉部関係分につきましては、歳入5,001万1,000円、歳出5,285万6,000円となっております。

補正後の一般会計予算総額243億6,099万6,000円のうち市民福祉部関係の予算額は103億6,600万7,000円となり、一般会計に占める市民福祉部関係予算の割合は42.6%となっております。

次に、議案乙第20号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入・歳出とも1,313万9,000円となっております。

次に、議案乙第21号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入・歳出とも66万7,000円となっております。

甲議案といたしまして、議案甲第18号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例、議案甲第

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

部長ありがとうございました。

万円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

なお、補助率は10分の10でございます。

以上でございます。

村山一成市民協働推進課長

その下でございます。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費の県補助金のうち身近なユニバーサルデザイン(トイレ洋式化)推進事業補助金340万円につきましては、佐賀県が行いますトイレ洋式化推進事業による補助金でございます。

詳細につきましては、後ほど歳出で御説明をさせていただきます。

以上でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、同じく下の款16. 県支出金、項2. 県補助金、目3. 衛生費県補助金、節1. 保健衛生費県補助金の補正は、県のがん検診受診率向上事業の補助金交付要綱の改正により、個別勧奨、再勧奨にかかる経費が補助対象となったため、乳がん、子宮がん検診の本年度対象者で、まだ、受診していない方に対する再勧奨に係る郵送料などを補正するものでございます。

なお、補助率は2分の1です。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、一番下でございます。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち厚生常任委員会に係る分につきましては、平成25年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金の返還金でございまして、介護保険特別会計からの返還となっております。

この返還金につきましては、介護保険特別会計の決算によりまして、構成自治体が負担する負担金を精算するものでございます。

主なものといたしましては、介護給付費及び事務費等給付費が見込みよりも少なかったこと、また、予備費等も不用になったことなどによるものでございます。

以上でございます。

村山一成市民協働推進課長

続いて、歳出の説明に入らせていただきます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11. まちづくり推進センター費、節19. 負担金補助

及び交付金のうちトイレ洋式化推進事業補助金340万円につきましては、歳入で御説明いたしました県の補助事業を活用し、町区公民館の和式トイレを洋式トイレに変更したり、洋式トイレを増設したりするための経費の一部を助成するものでございます。

今回、新たに補助対象となります施設は、永吉町日恵寺等の町区の公民館でございます。補助率は10分の10でございます。

その下の公民館類似施設整備補助金12万円につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づき、幸津町公民館の改修に要する経費の一部を助成するものでございます。

それでは、お手元にお配りしておりますA 4、1枚の資料でございますが、平成26年度トイレ洋式化推進事業補助金の内訳についてに基づいて、補助金の御説明をさせていただきます。

補助金の金額の限度額でございますが、まず、トイレの取りかえに関しますものが20万円でございます。取りかえ及びトイレのブース内スペースの改修をあわせて行う場合が40万円でございます。新たに洋式トイレを増設する場合が60万円となります。

まず、1でございますが、当初予算額といたしまして280万円、40万円7施設ということで計上をさせていただいておりましたが、これにつきましては、昨年9月に県のほうで制度を創設されまして、それに基づいて9月の区長会を経て要望を把握いたしまして、計上をさせていただいたものでございます。

その後、4月になりまして再度、区長会等で御要望、工事内容等を把握させていただきました結果、2の表でございますが、12施設、総額620万円ということで、現在、補助予定ということで把握をさせていただいたところでございます。

したがいまして、平成26年度の補助金総額といたしまして620万円、今回補正をお願いいたしますのは、620万円から当初予算額280万円を差し引きいたしまして340万円をお願いするのでございます。

また、厚生常任委員会の参考資料の1ページのほうをお願いいたします。

中段下の公民館類似施設整備補助金についてでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、幸津町公民館の大広間の一部の床の張りかえ、あるいは、会議室等の畳の取りかえ等の改修工事を行うことになりましたので、それに対しまして総事業費約61万4,000円の補助率10分の2に相当いたします、12万円を今回お願いしております。

それでは、厚生常任委員会資料の2ページのほうにお戻りをいただきます。

以上、目の11、まちづくり推進センター費といたしまして、今回352万円の補正をお願いしております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下でございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費、節 28. 繰出金でございます。

これにつきましては、国民健康保険特別会計への繰り出し金でございます。平成 26 年度、地方交付税、普通交付税の額が確定したことに伴い、普通交付税で算定されております国民健康保険の財政安定化支援事業費の事業費が 5,740 万 2,000 円で確定いたしましたので、当初予算 5,000 万円で見込んでおりました差額 740 万 2,000 円を増額補正するものでございます。

なお、この財政安定化支援事業につきましては、被保険者の低所得者の割合、また、高齢者の割合など保険者の責めに帰さない財政事情分として補填されることになっております。

以上でございます。

江寄充伸 こども育成課長

続きまして、その下でございます。

項 2. 児童福祉費、目 5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費、節 19. 負担金補助及び交付金でございます。

子育て世帯臨時特例給付金として、歳入と同額の 1,300 万円の補正をお願いしております。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、4 月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から臨時的な給付を行うものでございます。

当初予算では、給付対象者数を約 9,800 人と想定しておりましたが、対象者数の見込み数を補足できたことによりまして、今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、3 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 2. 予防費、節 13. 委託料の補正は、本年 7 月の予防接種法施行令の一部改正により、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の 2 疾病が、10 月 1 日から定期予防接種の対象に追加されたことにより予防接種委託料とそれに伴う支払い事務委託料を補正するものでございます。

水痘に関しては、新たな定期予防接種として補正計上しておりますが、成人用肺炎球菌に関しましては、9 月末まで肺炎球菌ワクチンの予防接種助成事業を行っておりますので、補正額は当初予算分からの差し引き額 65 万 380 円の補正となります。

ここで説明のほうの訂正でございますが、予防接種委託料の成人用肺炎球菌の 65 歳の者、

その下のただし書きのほうを100歳以上としておりますが、101歳に御訂正をお願いいたします。

次に、別紙参考資料の3ページをお願いいたします。

予防接種事業の定期予防の目的を1に書いております。

2の事業内容でございますが、(1)の水痘は、俗に水ぼうそうと呼ばれ、水痘帯状疱疹ウイルスというヘルペスウイルスの仲間による感染症でございます。定期予防接種の、主に集団予防を目的とするA類疾病に当たり、対象者は1歳から2歳のお子さんと2回接種いたします。

また、本年度のみの経過措置といたしまして、3歳から4歳までの幼児も接種対象となっておりますのでございます。

次に、(2)の成人用肺炎球菌は、これまでの65歳以上のインフルエンザ予防接種と同じ個人予防を目的としたB類疾病に当たります。対象者は、65歳の者及び60歳から64歳の者で心臓等に障害を有する者が対象で、1回接種となっております。

この経過措置としましては、平成26年度から平成30年度までが65歳から5歳刻みの方が対象となり、101歳以上の方に対しましては、平成26年度のみ対象となっておりますのでございます。経費としましては、先ほど申し上げましたように、補正額は当初予算分からの差し引き額65万380円の補正となっております。

なお、高齢者のインフルエンザと同様に、自己負担分を医療機関の窓口で負担していただくことになっております。鳥栖三養基医師会への委託単価や、これまでの助成額3,500円を換算して自己負担額3,500円で計上しておりますのでございます。

次に、(3)の佐賀県広域化は、鳥栖市民が県内の医療機関であればどこでも当該接種が受けられるように、佐賀県広域化に参加するものでございます。

次に、(4)健康管理システム改修委託料については、委員会資料の3ページにお戻りください。

説明の下段のほうのシステム管理委託料として190万円を計上しております。保健センターにおいては、成人の健診、母子健診、予防接種などの管理は、健康管理システムで行っておりますが、この健康管理システムの2つの改修経費を計上しております。

一つは、先ほどの水痘、成人用肺炎球菌ワクチンが定期接種になったことに伴う改修経費でございます。

もう一つは、社会保障・税番号制度の、いわゆるマイナンバー制度に伴う個人番号でのシステム連携や各種団体との連携構築に要する改修経費となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

1点だけ質問します。

この厚生常任委員会参考資料、この1ページ、トイレ補助金の件ですけれども、これ今の話では、区長会があつて、区長会の時に説明して、要望を取りまとめたってあるんですが、1つはね、補助要望があつた施設ということで7カ所あつて、これ結構、要望が多いと思うんですけれども、7カ所しかなかったんですか、その7カ所あつて全部、それオーケーになったと、簡単にこの要件というか、ということちょっと言ってほしいんですが、この2つ、まず。

村山一成市民協働推進課長

当初予算で計上いたしました7施設についてでございますが、お配りしております内訳の表の中で申し上げますと、2番目の表でございますが、今泉町、柚比町、加藤田町、神辺町、曾根崎町のほかに弥生が丘中央区、萱方町のほうからも御要望を受けていたところでございます。

弥生が丘中央区と萱方町については、新年度になりましてから、再度、確認をいたしましたところ、平成26年度の工事については見送りたいということでの御意向を伺ったところでございます。

また、この洋式化事業の要件でございますけれども、最低の工事額といたしまして20万円以上の工事額であること。また、1施設について、トイレのスペース2カ所までとするという要件がございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

どう言ったらいいかな。

その12施設、要望があつて、結果的に7施設になった、そういう意味かな。

村山一成市民協働推進課長

済みません。説明が不足しておりました。

まず、先ほど申し上げました7施設については、昨年の9月に区長会のほうで御説明をさせていただきまして、10月に要望として上がってきた町区が7町区でございます。

その後、4月の嘱託員会のほうで、再度、制度について御説明を申し上げまして、新たに永吉町日恵寺から虹が丘町までの7施設について、要望を承ったところでございます。

また、そのほかに10月の時点で、すぐに工事に着手できるということで昨年の12月補正で

お願いいたしました町区が4町区ございます。桜町、京町、田代外町住宅、競馬場団地につきましては、平成25年度予算のほうですすでに交付を決定しております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう1点だけ、この事業補助金というのは、来年度以降も継続して行われるわけ。

村山一成市民協働推進課長

この事業につきましては、平成25年度から平成27年度までの3カ年で行われることとなっております。

以上でございます。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

おはようございます。

1ページ目の、がん検診のところですね。

コール、リコール制度の分で、補助率50%で県のほうから出るということで書かれていますが、県のほうからのコール、リコールっていうのは、今まで、がんクーポン券を受け取った方が、受診をされない方も対象にしておりますか。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

県のほうでは対象になっております。

ただ、私どものほうでは、クーポン券は5歳刻みの対象者で毎年クーポン券を出しておりますので、本年度受診してない方に対して、今度の予算で再勧奨の通知を出すようにしております。

飛松妙子委員

そうしましたら、もし県が、その補助を出さなかったとしてもこのことはずっと続けていただけるのでしょうか。コール、リコールを。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

今回、コール、リコールを行うようにしたのは、乳がん、子宮がんの受診率を上げるために、大体、当初に考えておりました、その時は県の補助金の要綱が決まっていなかったもので、当初には計上することができませんでした。

今回、新しい年度に入りまして、要綱改正があって、これが対象になるということで、今回、予算計上させていただいたわけなんですけれども、もし今年度、これで効果が見込めるのであれば、来年度以降も予算計上をしていきたいと考えております。

飛松妙子委員

必ず効果は上がると思いますので、上げるように何とぞ努力していただいて、また、継続のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

中村圭一委員長

ほかをお願いします。

古賀和仁委員

2 ページの民生費、負担金補助及び交付金なんですけれども、子育て分の対象者の見込みが多くなったということでされている、そこは既に、申請が行われとる分の数というふうに捉えていいんですか、どうなんですか。

それですぐに、予算が通り次第すぐに交付されるということですか、どうなんですか。

江寄充伸 こども育成課長

ただいまの御質問でございますけれども、現在まで、支給といたしましては4回の支給を行っております。4回目が、たまたま本日でございますけれども、次の振り込みについてが今月の26日に振り込む予定にしております。

この振り込み、次回の振り込み予定までにつきましては、現計予算での対応が可能となっておりますので、これにつきましては問題ないと考えております。

古賀和仁委員

ということは、対象になるけど、まだ、申請されてない分のが、この1,300万円の予算の中に入っているというふうに理解していいわけなんですか。

世帯数とか人数、トータル、今までどのくらいで残っているのか、あと人数まで合わせてお願いします。

江寄充伸 こども育成課長

当初、これはあくまでも一般分のみですけれども、対象者世帯については5,317世帯に申請書のほうを発送しております。そのうち、今まで4,778件の申請があっております。申請率といたしましては89.86%、それで未申請世帯が10.14%。

それで、この10.14%に対する補正額、それとプラス、まだ、公務員のほうが当初はつきり想定できていなかった分がございますので、その分を合わせたところで今回1,300万円の補正をお願いしております。

件数といたしましては、当初は9,800人程度予定をしておりましたけれども、今回約1万1,100人程度の見込みを立てております。

その差額の1,300万円の補正をお願いしておるということでございます。

古賀和仁委員

この申請の期日というのは、いつまでになってて、今までのよりも、あとからのこの補正の部分というのは、期日が違うのか、そのまま今までどおりの期日なのか。

江寄充伸こども育成課長

一応、申請期間としては10月1日までと、7月1日から10月1日までの3カ月間を予定しております。

以上でございます。

古賀和仁委員

ということは、未申請の方には再度、何らかの形でお知らせをすとか、そういう形はとられるんですか、どうなんですか。

江寄充伸こども育成課長

現在、未申請の方については、申請をお願いしますというような催告の形で、催告状のほうを発送しております。

以上です。

古賀和仁委員

違うところなんですけど、3ページのシステム改修委託料、マイナンバー制度に伴うこの健康管理システムの改修ということなんですけど、これは、マイナンバーが平成28年度やったですかね、これでされるということになっているというふうに理解しているんですけれども、これに伴うところの、いわゆる、健康というんですかね、医療とかそういうところのシステムとしては、どういうふうなところを考えられているんですか。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

この健康管理システムについては、先ほど予算で説明しましたように、本庁のほうは行政システム九州で改修、対応するため、各課は、情報管理課で予算計上しておりますが、当健康増進課については、この健康管理システムを入れているために、このマイナンバー制度に伴う健康管理システムの改修経費が別立てで必要だということで、情報管理課のほうから、うちのほうで予算計上するということとされておりますので、内容的には先ほど御説明した、要するに、個人番号のシステム連携や各種団体との連携構築に要する改修経費ということをお聞きしております。

以上です。

古賀和仁委員

質問の仕方が悪かったと思うんですけれども、これに伴うところのマイナンバーを使ったところの、いろんな有効利用というのがあると思うんですけど、その対象になるのは、ど

ういうのがあるのかという質問なんですけれど、わかりますかね。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

一様に国のほうからいろいろ保険証の記載内容とか、病院の履歴とかいろいろ、そういう情報の、何か出てきますが、現在のところまだ私ども、まだ十分に把握しておりませんので、そういうことでこれから検討ということになってまいると思います。

以上です。

古賀和仁委員

要望だけさせていただきます。

せっきくのマイナンバー制度です。ぜひ、有効に使っていただきたいと、お願いをいたします。

中村圭一委員長

副委員長、重ねて何か言わんでよかですか。（「特にありません」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

ちょっと、3ページですけどね。

これ、球菌予防接種委託料、これ今までずっと千単位ばってん、円単位になっとるけど、どういう意味合いがあるわけかな。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

もう1回、御質問よろしいですか。

小石弘和委員

3ページのこの成人用肺炎球菌か、これとか予防接種委託料、これ円単位になってるけどね、予算に対して円単位、5万3,351円、細かく書いているとかな。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

これ、委員会資料の説明の中ですので円単位で書いておりますが……、ほかんとは書きよらんとかな。

ああ、私どもの分だけみたいです。申しわけありません。（発言する者あり）

小石弘和委員

別に意味合いはないわけ。

じゃあ、そういうことだったら一緒にしたほうが、いいかなあと思いながらね、ちょっと見たら金額的にあれって、自分たちは千単位しか頭にないからね。そういうようなことで、ちょっと御質問させていただいたわけです。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

統一させていただきます。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

今のところの関連ではないんですが、水ぼうそうによる予防接種が生後12月から生後36月の幼児の方と平成26年度のみは、それプラス36月から60月の幼児を合わせた金額がこの委託料っていうふうな考え方でよろしいのでしょうか。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

そのとおりでございます。

伊藤克也委員

そうしましたら、延べ、大体何名ぐらいの幼児の方がいらっしゃるのか教えていただければと思います。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

参考資料の3ページにも記載しておりますが、接種予定者数、延べ2,700人としております。

この算定の人数の出し方が、1歳が大体、1人当たり……少々お待ちください。

1歳から2歳は2回接種でございます。それで1歳が、1歳、2歳、3歳、4歳が大体750人ですね。

それで、そのうち1歳と2歳の方が2回接種なんです。だから、750人掛ける2、2学年ちゅうか、1歳と2歳の2回で3,000人と。

そうすると、経過措置の3歳、4歳の方がこれも750人で、この分の1回で1,500人と、合わせて4,500人なんです。この分を一応、あと10月から半年ですので、一応、接種率を60%といたしまして、これを掛けると延べ人数2,700人で予算計上させていただいております。

伊藤克也委員

ありがとうございました。

中村圭一委員長

ほかにありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

じゃあ1点、確認を私のほうからもさせていただきたいんですが、参考資料の2ページのところの、先ほども説明のあったこども育成課のあれですよ。

これ10月1日までの申請の締め切りで、いずれにしても100%ちゅうことにはならんとは思いますが、大体、どのぐらいのパーセントを見込んでおられて、最終的にそれは、減額補正かなんかすることになるんですか、その辺も教えていただいていいですか。

江寄充伸 こども育成課長

申請の最終的な見込みについては、はっきり申し上げまして、ちょっと想定できないと。

まず、1人でも多く申請していただくように催告のほうは当然やって行こうという努力はいたしますけれども、数字的なものについては、現段階では申し上げることができません。

以上でございます。

中村圭一委員長

仮に、例えば、10%されなかったといった場合は、その後の取り扱いはどがんとなつてですか。

江寄充伸こども育成課長

最終的には、減額補正という対応になるかと思います。

以上です。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、質疑を終わりたいと思います。

執行部の準備のため、暫時休憩をさせていただきます。

午前10時39分休憩

午前10時43分開議

中村圭一委員長

再開させていただきます。

議案乙第20号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第20号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林 吉治国保年金課長

ただいま、議題となりました議案乙第20号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算及び高齢者関係納付金の額の確定に伴うものでございまして、歳入につきましては、医療給付費分現年課税分、前期高齢者交付金等を補正し、歳出につきましては、高齢者関係納付金及び前年度繰上充用金の確定、並びに前年度退職者医療交付金の精算等に伴い補正をいたしました。

補正額といたしましては、歳入・歳出それぞれ1,313万9,000円を補正いたしまして、補正後の既決予算との総額は歳入・歳出とも87億4,291万9,000円となっております。

補正の主な内容につきましては、厚生常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。歳入でございまして。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分につきましては、前年度繰上充用金、財政安定化支援金、前期高齢者交付金及び納付金、後期高齢者支援金、介護納付金等の確定、並びに平成25年度の退職者医療交付金の精算などに伴いまして財源調整を行うものでございます。

次に、款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金、節1. 現年度分、それから及びその下の項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金につきましては、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金等の確定に伴うものでございます。

なお、療養給付費等負担金は、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について、国が100分の32の定率で負担するものでございます。

次に、款4. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 財政調整交付金でございますが、これにつきましても先ほどの国庫支出金と同様に前期高齢者交付金、後期高齢者支援金等の確定に伴うものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

款5. 療養給付費交付金、項1. 療養給付費交付金、目1. 療養給付費交付金、節1. 現年度分でございます。療養給付費交付金は、退職被保険者とその扶養者の医療費を退職被保険者の保険税と被用者保険からの拠出金によって賄います退職者医療制度、この制度に基づきまして社会保険診療報酬支払基金、通常、支払基金と申しておりますけれども、この支払

基金から交付されるものでありまして、後期高齢者支援金が確定したことに伴いまして、減額補正を行うものでございます。

次に、款 6．前期高齢者交付金、項 1．前期高齢者交付金、目 1．前期高齢者交付金、節 1．前期高齢者交付金でございます。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳の方を対象とした、被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度、この制度に基づくものでございまして、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから支払基金から交付されるものでございます。この前期高齢者交付金が確定したことに伴いまして、減額補正を行うものでございます。

次に、款 9．繰入金、項 1．一般会計繰入金、目 1．一般会計繰入金、節 1．一般会計繰入金につきましては、当初予算で本年度見込みとして5,000万円を計上いたしておりました財政安定化支援事業繰入金の確定に伴うものでございます。この財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別の事情による国保財政の負担増に対しまして、一般会計からの繰入が認められるものでありまして、国からの財政措置が行われるものでございます。

次に、款10．繰越金、項 1．繰越金、目 1．繰越金、節 1．繰越金につきましては、当初予算に1,000円の頭出しをしておりましたが、平成25年度決算におきまして繰越金が生じませんでしたので減額をするものでございます。

次に 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 3．後期高齢者支援金等、項 1．後期高齢者支援金等、目 1．後期高齢者支援金、節19．負担金補助及び交付金及びその下の目 2．後期高齢者関係事務費拠出金、節19．負担金補助及び交付金につきましては、支払基金へ拠出したします後期高齢者支援金及び病床転換支援金、並びにそれらに関係する事務費の確定に伴いまして、それぞれ減額補正を行うものでございます。後期高齢者支援金につきましては、平成20年度から施行されました後期高齢者医療制度におきましては、公費、後期高齢者からの保険料及び75歳未満の現役世代の負担で運営されておりますが、この現役世代の負担を各保険者から支払基金へ拠出するものでございます。

また、病床転換支援金につきましては、都道府県が実施主体となって医療療養病床等の長期入院病床を老人保健施設や有料老人ホーム等に転換する費用を助成いたします、病床転換助成事業を実施いたしておりますが、その費用総額の一部を保険者が負担することとなっているため各保険者から支払基金へ納付するものでございます。

次に、款 4．前期高齢者納付金等、項 1．前期高齢者納付金等、目 1．前期高齢者納付金、

節19. 負担金補助及び交付金及びその下の目2. 前期高齢者関係事務費拠出金、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金の確定に伴いまして、それぞれ減額補正を行うものでございます。前期高齢者納付金につきましては、歳入の款6. 前期高齢者交付金でも御説明いたしましたように65歳から74歳の方を対象として、被用者保険と前期高齢者を多く抱える国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度、この制度に基づきまして支払基金に拠出するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

款5. 老人保健拠出金、項1. 老人保健拠出金、目2. 老人保健事務費拠出金、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、老人保健事務費拠出金の確定に伴いまして、減額補正を行うものでございます。老人保健制度は後期高齢者医療制度の施行に伴いまして廃止されましたが、支払基金の老人保健特別会計において老人保健制度時の診療報酬の誤りなどの過誤納分の還付金事務や保険者間の老人保健拠出金の勘定が終了していないため、現在も事務費拠出金を負担いたしております。

次に、款6. 介護納付金、項1. 介護納付金、目1. 介護納付金、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、介護納付金の確定に伴う補正でございます。介護納付金につきましては、介護の給付及び予防給付に要する費用に充てるため40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を各保険者が支払基金に納付するものでございます。

次に、款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度退職者医療交付金の確定に伴う精算によりまして返還金を補正するものでございます。退職者医療制度の被保険者に係る平成25年度の療養給付費交付金につきましては、支払基金から概算で交付を受けておりましたが、交付額が確定いたしましたので、精算により差額分を支払基金に返還するものでございます。

次に、款12. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金、節22. 補償補填及び賠償金につきましては、平成25年度決算の確定に伴いまして、前年度繰上充用金を減額補正するものでございます。前年度繰上充用金につきましては、平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算におきまして歳入不足が生じたので、5月臨時会におきまして平成25年度の歳入不足見込み分9億3,433万9,000円を平成26年度予算から繰上充用させていただくことで御承認をいただきましたが、平成25年度決算が歳入総額74億7,884万1,270円、歳出総額83億9,249万9,731円、歳入歳出差し引き9億1,365万8,461円と確定いたしましたので、差額分の減額補正をお願いいたしておるところでございます。

なお、この前年度繰上充用金の補正に関連いたしまして、参考のため委員会の資料末尾の5ページに平成13年度以降の年度別決算状況及び累積収支等の資料を添付させていただいて

おりますが、累積収支等につきましては、決算審査で改めて御説明させていただきたいと思っておりますので、御一読のほどをお願いいたします。

以上、御説明とさせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

1点だけお尋ねします。

平成25年度の決算が出たばかりという段階で聞くのも何ですけどもね、平成26年度の見通しですね、先ほど、前期高齢者交付金が1億3,156万円の減額補正をしたというようなことを言われたわけですね。

そういったところから見て、どうですか平成26年度は、かなり赤字ということが想定は、その辺はいかがですか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

平成26年度についての見込みということでございますけれども、まず、歳出のほうで申し上げますと、一番大きな保険給付費、この部分については過去3カ年ほど伸びが0.1%未満ということで、非常に、その医療費自体は伸びてはいなかったんですけれども平成26年度につきましては、消費税の改定がございまして、その分ぐらいちょっと、過去3カ年に比べますと、その分医療費の伸びは伸びているっていう現状がございます。

また、そのほか後期高齢者支援金、介護納付金っていうのが、ここ数カ年かなりの率で伸びております。

歳出の部分としては、その部分が大きく占めますので、全体的な財政の……、決算の見込みといいますと、ちょっと厳しくなりつつあるのかなというふうには思っています。

まだ、歳入のほうを申し上げておりませんでしたけれども、歳入のほうにつきましても、医療費自体がさほど伸びてないっていう鳥栖市の現状がございます。

また、全国的にはそれ相応の3%から4%ほど毎年伸びているっていう現状ございますので、そちらのほうに国のお金のほうが行って、鳥栖市のほうにはその分少なく来るのではないかなということもありますので、厳しい方向に行っているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

さっきも、ちょっと言ったんですけど1億3,151万6,000円ですか、減額補正したっちゃうことは、これ、やっぱり想定外だったんですか、それとも想定しとったんですか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

今回、歳入・歳出とも減額の補正ということになっておりますけれども、この多くは繰上充用金の分で、これの減額の分。

それとあと、歳入の部分で前期高齢者交付金のほうで1億円近くの減額補正をしております。これは、鳥栖市の前期高齢者の給付が伸びてないということと——全国的には伸びてますけれども——伸びてないということで減額されたということと、2年前の精算分がかなり、1億円近くあったということで、歳入のほうを減らしておりますので、その分で最終的な総額として減額補正になったということで、これはもう、結果論的なことだと認識しているところでございます。

以上です。

中村圭一委員長

関連ですけれど、この最後に、説明資料に表をつけていただいたのは非常にわかりやすいと思うんですが、これに今、問題になっている前期高齢者交付金がどういう傾向で推移しているのかと、後期高齢者支援金についても、どういうふうに年々なっていってるのかっていうのを一緒にわかれば、今後の傾向というのも見えてくるかなと思うので、それを入れたような形のものってできますかね、この2つを。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

表の中に、歳入総額、歳出総額ということで、あとはそれ以外の部分しか入れておりませんので、歳入の中の内訳として前期高齢者の部分を入れて、歳出については、後期高齢者支援金、もしくは介護納付金という説明の部分の中に加えることは可能でございますので、次回からは、そういったことを入れたところで提供していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

中村圭一委員長

よかったら、最終日までにはいただける分だけいただけたらと思うんですけど、大丈夫ですか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

できます。

中村圭一委員長

よろしくお願いします。

すいません、ほかに。

松隈清之委員

この特別会計ですけど、いろいろ保険料を上げたりとかやってこられているんですけど

も、なかなか、その外的要因、今御説明あったように頑張ったところで、要は、介護納付金とか、これも請求が来るわけなんで、これが伸びると圧迫してくる要因になるということがあるわけじゃないですか。

自分たちの努力で何とかできるところと、なかなかできないところがあると思うわけですよ。

じゃあ実際、今後のことを考えていったときに、じゃあ、できるところは何なのかとか。これはちょっと、さすがに支払い基金からも来る……、来るっちゅうんか、払ってくださいとかね、介護の納付金を払ってくださいっていうのは、なかなか鳥栖市が頑張ったところで、伸びてるもんは伸びているとしか言えないでしょう、もう。

言うたら、仕組み的にメリット、デメリットあるわけで、完全に独立してやると非常にリスクも抱えるけれども、要は、部分的に広域化しているようなものじゃないですか、そういう部分っていうのは。支払基金とか納付金制度というのは部分的に広域化しとるような仕組みですよ。

だから、リスク分散している部分はあるけれども、自助努力でどうにもならんところがあるわけで。じゃあ、できる部分は何なのかっていうのがわからんと、お金も入れ続けるか、もう、上げるしかないですね。保険料を上げるか、一般会計から繰り入れるかしかないわけですよ。

だからそこを、自助努力でできるところは何なのかと、先日、飛松委員の一般質問なんかもあったじゃないですか、じゃあ、お金がかかかんように早い段階でがんを見つけたりとかね。あるいは、今、医療費なんかでも、いわゆる精神疾患とか結構ふえてきているわけじゃないですか。

だから、医療費の伸びを抑えるっていう部分も、できるところ、自分たちのところできるところと、納付金で払わないかんのでできるところっていうのは分けていかんと対策はもう、我々は、金を取るか、入れるかしかないわけですよ、そうなる。

そこっちゃうのは、いわゆるレセプト点検をされているんですけれども、レセプト分析っていうのは、されたことって、ちゅうかしているんですかね、分析は。

それで、どこに対してどういうふうな手を打ったほうがいいかっていう対策っていうのは何か、見えているところってあるんですか。

林 吉治国保年金課長

御指摘のように、非常に、国保については、構造的な問題がありまして、なかなか改善に向かわないと、全国的にも3,000億円を超える繰り上げ充用とかありますけれども、保険者としては、医療費の適正化計画ということで、特定健診とか特定保健指導とか、早目にそうい

うふうに、疾病の重篤化になる前に見つけて、健康、寿命を延ばしましょうということで医療費の適正化を図るとか。

レセプト点検につきましても、2次点検とかもしておりますけれども、ただそれで、これだけ累積赤字がありますけれども、この構造的問題を解決しない限りなかなか国保財政が好転化するということは、なかなか難しいと思います。

国のほうでも、平成29年度に、国保保険者の都道府県化ということで、厚労省と地方3団体による国保基盤強化協議会や厚労省の社会保障審議会医療保険部会において、この構造的な問題をどうにかしようということで、国民健康保険だけではございませんけれども、国民健康保険を含めた医療保険制度改革について議論が重ねられておりまして、国保基盤協議会の中では中間整理案が出ておりますけれども、これから来年度の通常国会の法案提出に向けて、本年末まで協議が行われますけれども、国保の財政構造の問題の解決。

中でも特に、地方団体は、国保財政化の安定に向けた国費による財政基盤の強化と、これをしてもらわないと都道府県化してもなかなかうまくいかないということで、非常に、国のほうに要望しておりますけれども、まだ、協議が整っておりませんので、その協議の流れについて注視をしていきたいと思っております。

保険者としては、今の制度の中でできることについては、鋭意努力をしておりますので、御理解のほどお願いします。

中村圭一委員長

どうぞ、続けてもらって結構ですが、30日から決算もありますんで、全体的な話は、できればそちらのほうでお願いしたいというふうに思います。

副委員長、どうぞ。

松隈清之委員

決算もあるんで、また、改めてお話しはしますが、逆に、決算のときにそういう、言っておくんで、資料とかあればいいと思うのは、要は、今言った外的要因ってやっぱあるじゃないですか。

今、言われたのは頑張っても、例えば、県ごとにやろうっていうのは、前は平成26年とか平成28年とかっていつていたけど、見えてないじゃないですか現実。

だから、外的要因はもう仕方がないというか、自分たちではできんわけですから。

それで、一つ心配するのは、要は、県になったから逆に、もういいやと、保険料がかかったって、もう自分たちがすることなくなったからっていうふうに、逆に医療費だとか、健康になっていただくという市町村側の、要は、インセンティブもないわけですね。

頑張ったら抑制できるとかっていう部分もないんで、そうなってもやっぱいかんし、基本

的にやっぱり保険者としては、健康でいただくことが一番いいわけじゃないですか、皆さんがね。

だからそのために、さっき言ったレセプトの分析ね、点検はされていると思うんすよ。いっぱいこう、多受診ちゅうかね、そういうのがないかどうかっていうのはわかるけれども、例えば、がん検診の頻度だとか、年齢だとかっていうのを医療費の中で、じゃあ、がんが占めているのはどれくらいだと、あるいは、生活習慣病が占めてる割合はどうなんだと、じゃあ、年齢どうなんだと。

だから、この年齢からこの頻度で、あるいは、生活習慣病に対してもこんだけ、もっとやったほうが皆さんの健康の度合いが上がるとか、根拠のあるさ、保健事業の、根拠のある分析っていうのがなされてるいるのかなと。

林 吉治国保年金課長

保険者自体の努力ということだけでは、なかなか実現しないものでございまして、今、国のほうで、国民健康保険だけに限りませんけれども医療保険、保険者のほうにおいて、データヘルス計画というのを今年度中に策定するようになっております。

国保に関して申し上げますと、KDBということで国保中央会のほうで、そういうシステムがございまして、それを利用して国保連合会のほうで支援評価委員会ということで、今、議員のほうから申し上げられましたことも含めまして、分析をして計画を立てるということで、国保連合会の支援ということも、これから受けるということで計画を予定いたしております。

これによりまして、より科学的といいますかこれまで以上に詳細に分析したことに基づきまして、保険事業進めていきたいと思っております。

都道府県化に向けましても、都道府県化の中で保健事業については、これまでどおり住民に密着した市町村が行うということについては、そういうふうにまとまっておりますので、保健事業については、今後、ますます努力したいと思います。

それから、国保税の件につきましては、後期高齢者連合のように県下統一の税率とか保険料率とかっていうことではなくて、今のところ分賦金方式ということで、これについては、市町村の医療費とか、それから収納率などを見込んでから、各市町村に割り当てをいたしまして、市町村のほうで徴収をして県に納めるというような分賦金方式というのが、今言われておりますので、それらも今後の協議の中ではっきりしていくと思っておりますので、その協議を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

中村圭一委員長

「発言する者なし」

それでは、質疑を終わります。

このまま進めさせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明を求めます。

林 吉 治 国 保 年 金 課 長

なお、説明につきましては、常任委員会資料によりさせていただきます。１ページをお願いいたします。

それでは、歳入から説明させていただきます。

款 4. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金、節 1. 繰越金でございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

– 27 –

す。

市税条例第33条の4の改定内容につきましては、地方法人税の創設に伴い、地方税法の制限税率が2.6%引き下げられたことから、現行の税率14.7%から12.1%へ改正するものでございます。

第77条の改正内容につきましては、原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車、3輪、4輪の軽自動車及び小型特殊自動車の標準税率が、現行の税率を1.5倍に引き上げるものでございます。

附則第16条の改正内容につきましては、3輪、4輪の軽自動車について、新規検査から13年を経過した車両に対して、グリーン化の観点から改正後の標準税率をおおむね20%の重課税率を適用するものでございます。

附則第4条の2につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、合併した公益法人の移転した寄附財産が非課税措置を受けた場合の規定を追加したものでございます。

附則第8条につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、適用期限を平成27年度から平成30年度へ3年間延長するものでございます。

附則第17条の2につきましては、所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合に、2,000万円以下の部分の税率を3%から2.4%へ引き下げる適用期限を平成26年度から平成29年度まで3年間延長するものでございます。

施行日につきましては、第33条の4、附則の第8条、附則の17条の2を平成26年10月1日から施行し、附則の第4条の2を平成27年1月1日から施行、第77条を平成27年4月1日から施行、附則第16条を平成28年4月1日から施行となります。

以上、御説明とさせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

法人税を引き下げて、そして庶民の足である軽自動車を上げると、いわば悪法の典型みたいな感じとも見えるんですが、これの影響額ですね、影響額。それぞれの、本市にとって、法人税の引き下げによってどれぐらい、本市の法人税が引き下がって、軽自動車税を上げることによって、どれぐらいふえるのか、この影響額をちょっとお尋ねしたいんですが。

平塚俊範税務課長

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

地方法人税の分で影響額があるのが平成26年度はございません。平成27年度に1,500万円ほど、それから平成28年に6,000万円ほど見込んでおります。

それと軽自動車のほうにつきましては、現時点で、平成27年度につきましては700万円の増、それから平成28年度につきましては500万円の増、平成29年度は1,000万円の増を見込んでおります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、平成27年で1,500万円、平成28年で6,000万円て、えらい差があるんですけども、何か、その平成29年以降もこの6,000万円ぐらいという形で出てくるんですか。

平塚俊範税務課長

現時点で、平成28年度の交付税、平成29年度の交付税の額のほうが決定しておりませんので、おおむねの予測で推定をしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それから、この分に関しては、地方交付税でこの分がまた回されてくるっていう話も聞くんですけども、地方交付税との関係はどうなんですか。

平塚俊範税務課長

地方交付税は、現在の5%で、約1%分の交付税が来ております。

8%に上がった時に対して1.7%の交付税。それから10%で2.2%の増ということで見込んでおります。

尼寺省悟委員

聞きたいのは、結果としてこれだけ1,500万円、6,000万円法人税が下がったということで、その埋め合わせとして、地方交付税として戻ってくるというふうなことは、どうなんですか、その辺は。

そういう話も聞くんですけども。

平塚俊範税務課長

現時点では、私たち税務課としては、交付税のほうと消費税というものの絡みについて、どうなのというところがお答えできかねないというところがございます。

尼寺省悟委員

結果して、本市にとってみて、今言われたように平成27年に1,500万円、平成28年は6,000万円というふうに減収になって、その一方で、今度の軽自動車ということで700万円、500万円ふえるということしか今の段階は言えないということですね。

平塚俊範税務課長

そのとおりでございます。

中村圭一委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

これ、市民からしたら、結果としては軽自動車の税率が上がるということだけのことですね、つまり。

平塚俊範税務課長

新規に軽自動車等を買われた場合については、増税後の金額ということになります。

現在、お持ちの方はそのまま一定の金額で、13年を過ぎるまでは同じ税額ということになります。

中村圭一委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでしたら、質疑を終わります。

準備のため、暫時休憩させていただきます。

午前11時31分休憩

午前11時32分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。

議案甲第19号 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

議案甲第23号 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

中村圭一委員長

次に、議案甲第19号 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例及び議案甲第23号

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

江寄充伸 こども育成課長

それでは、議案甲第19号 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては5ページをお願いいたします。

このことにつきましては、ひとり親及び寡婦の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律であります、「母子及び寡婦福祉法」が一部改正され、法律の名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴いまして、条例中、母子及び寡婦福祉法という法律の名称を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

施行につきましては、平成26年10月1日を予定しております。

続きまして、議案甲第23号 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては45ページをお願いいたします。

このことにつきましても、先ほど申し上げました母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、条例中、母子及び寡婦福祉法という法律の名称を、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、また、配偶者のない男子の定義が法に新たに追加されましたので、条例中、「配偶者のない男子（法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えて同項を適用したものをいう。）」という文言を「法第6条第2項に定める配偶者のない男子」に改めるものでございます。

施行につきましては平成26年10月1日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより、一括質疑を行いたいと思います。

ございませんでしょうか。

古賀和仁委員

この改正によって、適用される方が変わるということが……、ふえるということはあるんですか、どうなんですかね。

江寄充伸 こども育成課長

適用される範囲は、変わりません。

以上です。

中村圭一委員長

なっておりますけれども、新制度につきましては、保護者が児童を保育できない要件に該当する場合は、保育の必要性を認定することといたしております。

第3条で保育の必要性の認定基準を列挙しておりますけれども、第1号は、1カ月の就労時間が一定時間以上であることとしており、フルタイムのほか、パートタイム、自営業と在宅での就労も可能としております。

第2号の妊娠、出産、第3号の疾病、障害、第5号の災害復旧に関する用件は、現行基準と同様でございます。

第4号につきましては、同居親族の長期にわたる常時介護から長期入院等の親族の介護、または看護と要件を緩和いたしております。

第6号の求職活動、第7号、第8号の職業訓練校等を含む就学に関する要件、第9号、第10号の児童虐待やDVの恐れがある場合の要件、第11号の育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要である場合を新たに要件としたところでございます。

施行につきましては、法の施行の日、平成27年4月1日を予定しております。

続きまして、議案甲第21号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから27ページまでになります。

委員会参考資料につきましては、4ページのほうをお願いいたします。

それでは、議案甲第21号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

この新制度に移行する施設型給付、地域保育型給付を受ける施設、事業者につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、給付を受けるに適した施設等であるか市が確認する必要があり、その確認に必要な運営基準を条例制定するものでございます。

施設型給付を受ける施設といたしまして、認定こども園、幼稚園、保育所がございまして、この3施設が特定教育保育施設というものでございます。

また、地域型保育給付を受ける事業といたしまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業が特定地域型保育事業と言われるものでございます。

まず、第1章 総則でございます。

第3条に、一般原則を規定しておりまして、就学前児童の意思及び人格の尊重、人権擁護、また、暴力団排除に関すること等を規定しているところでございます。

次に、第2章でございます。

9ページの中ほどからでございますが、特定教育保育施設の運営に関する基準を規定して

おります。

第1節につきましては、各施設における利用定員に関する基準を規定しております。新制度におきましては、保護者が給付を受ける場合、先ほども御説明しましたとおり、市のほうから保育の必要性について認定を受けなければならないことになっております。この認定区分は1号認定から3号認定まで3区分ございまして、保育の必要がない3歳以上の児童を1号認定、保育の必要がある3歳以上の児童を2号認定、保育の必要がある3歳未満の児童を3号認定とされております。

各施設は、受け入れることができる認定区分ごとの利用定員を定めることとなっており、特定教育保育施設のうち認定こども園につきましては1号認定から3号認定まで、幼稚園につきましては1号認定のみ、保育所につきましては2号及び3号認定の利用定員を定めることとなっております。

次に、第2節でございます。

9ページの第5条から18ページの第34条まででございますが、運営に関する基準の規定でございまして、大きく3つに分類して規定しております。

まず初めに、利用開始に伴う基準の規定でございまして、主なものといたしましては、利用申し込み者に対し施設が提供する教育保育の内容、手続等の説明及びその同意の必要、また、正当な理由のない場合の提供拒否の禁止、いわゆる応諾義務及び定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考方法等の規定、また、支給認定書により支給認定区分及び有効期間等の確認の規定等を設けているところでございます。

次に、教育保育の提供に伴う基準の規定でございまして、主なものといたしましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等にのっとりた教育保育の提供、子供の心身の状況の把握及び虐待の禁止等を含む子供の適切な処遇に関すること。また、利用者負担の徴収に関し、上乗せ徴収や実費徴収に係る利用者の同意等の規定を設けているところでございます。

次に、管理運営に関する基準の規程でございまして、主なものといたしましては、施設の目的、運営方針、職員の職種、人数及び職務内容等の重要事項を定めた運営規程に関すること、利用者及びその家族に関する秘密保持及び個人情報保護に関すること、事故防止及び事故発生時の対応や、苦情処理及び会計処理等の規定を設けておるところでございます。

次に、第3節でございます。

18ページ中ほどからではございますが、特例施設型給付費に関する基準の規定でございまして、特定教育保育施設の例外利用に関する規定でございまして。

第35条につきましては、原則、保育所は2号及び3号認定の児童に保育の提供をすることとなっておりますけれども、1号認定の児童に例外的に保育の提供をする場合を特別利用保

育といい、その提供に関する基準を定めたものでございます。

第36条につきましては、原則、幼稚園は1号認定の児童に教育の提供をすることとなっておりますけれども、2号認定の児童に例外的に教育の提供をする場合を特別利用教育といい、その提供に関し基準を定めたものでございます。

続きまして、第3章でございます。

19ページ中ほどからではございますが、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

第1節につきましては、第2章同様、各事業における利用定員を定める基準の規定でございます。特定地域型保育事業のうち家庭的保育事業につきましては、利用定員は5人以下、小規模保育事業につきましてはA型、B型、C型の3タイプございますけれども、A型、B型につきましては6人以上19人以下、C型につきましては6人以上10人以下となっております。

また、居宅訪問型保育事業につきましては1人となっております。

次に、第2節でございます。

20ページの第38条から24ページの第50条まででございますけれども、運営に関する基準についての規定でございます。

内容につきましては、第2章第2節に準じておりますが、特定地域型保育事業につきましては、対象が3歳未満の3号認定の児童でございますので、保育内容の支援及び卒園後の受け皿となる特定教育保育施設等の連携施設の適切な確保を規定に設けております。

次に、第3節でございます。

24ページからでございますけれども、特例地域型保育給付に関する基準でございます、特定地域型保育事業の例外利用に関する規定でございます。

第51条につきましては、原則、特定地域型保育事業は3号認定の児童に保育の提供をすることとなっておりますけれども、1号認定の児童に、例外的に保育の提供をする場合を特別利用地域型保育といい、その提供に関する基準を定めるものでございます。

第52条につきましては、2号認定の児童に例外的に保育の提供をする場合を特定利用地域型保育といいその提供に関する基準を定めたものでございます。

なお、この条例につきましては、国の省令に準じ規定しているところでございます。

また、施行期日につきましては、法の施行日、平成27年4月1日を予定しております。

続きまして、議案甲第22号 鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては28ページから44ページまでとなっております。

委員会資料につきましては、5 ページをお願いいたします。

先ほど、議案甲第21号でも御説明申し上げましたが、新制度におきましては、幼稚園、保育所、認定こども園に対する施設型給付、また、認可外保育事業、事業所内保育事業等に対する地域型保育給付という新たな給付制度が創設されることとなりました。

今回、この新たな給付制度のうち地域型保育給付を受ける各事業につきましては、市による認可事業という位置づけとなり、児童福祉法の規定に基づき地域型保育給付制度導入に対応するための施設設置の認可基準を条例制定するものでございます。

対象となる事業でございますが、4つの事業類型がございまして、先ほど、議案甲第21条でも御説明申し上げましたが、まず、1番目として家庭的保育事業、この事業につきましては、小人数5人以下を対象に家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育をする事業でございます。

小規模保育事業につきましては、比較的小規模、利用定員といたしましては6人から19人、家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで保育をする事業となっております。この事業につきましては、先ほども申し上げましたとおりA型、B型、C型の3型に分類されております。

A型につきましては、保育所分園に近い類型とされております。

C型については、家庭的保育に近い類型とされてございまして、利用定員につきましては6人から10人と、B型につきましてはA型、C型の中間的な類型ということになっております。

3番目でございますが、居宅訪問型保育事業でございます。この事業につきましては、障害、疾病等で集団保育が著しく困難である子供に対する保育等で、保育を必要とする子供の自宅等で一对一を基本として実施するという事業、いわゆるベビーシッター的な事業でございます。

最後の事業所内保育事業でございますが、企業が主として、従業員への仕事と子育ての両立支援のために実施している事業でございますけれども、従業員以外の、地域で保育を必要とする子供にも保育の提供を行わなければならないと、いわゆる地域枠が必要な事業でございます。この事業につきましては、定員が20人以上を保育所型事業所内保育事業、定員が19人以下の場合を小規模型事業所内保育事業という分類分けがされております。

まず、第1章 総則でございますけれども、各事業及び事業を行う事業者に対する一般原則、共通事項的なことを規定しております。

29ページの第5条までにつきましては、保育を提供するに当たり設備及び運営に関する最低基準及びその基準の向上について規定しております。

第6条につきましては、利用乳幼児の人権に対する配慮、保護者に対する事業の運営内容

の適切な説明、事業に対する定期的な外部評価等について、また、暴力団排除についての規定について規定をいたしております。

第7条につきましては、今回の対象事業が、原則、3歳児未満の児童が利用対象となっていることから、3歳児以上の児童が継続して利用できる受け皿としての保育所、幼稚園、認定こども園の連携施設を確保しなければならない旨の規定を設けているところでございます。

30ページからの第9条から第14条につきましては、職員の要件、知識、技能の向上、また、利用児童に対する差別的取り扱いの禁止及び虐待等の禁止等について規定しております。

31ページからの第15条から第18条につきましては、施設の衛生管理上の措置、児童の年齢、健康状態に応じた食事の提供及び健康管理に関する要件等について規定しているところでございます。

32ページからの第19条から第22条につきましては、事業の運営についての重要事項に関する規定、帳簿関係、苦情等への対応について規定しております。

また、第2章 家庭的保育事業、33ページの第23条から35ページの第27条まで。

第3章 小規模保育事業につきましては、35ページの第28条から39ページの第37条まで。

第4章につきましては、居宅訪問型保育事業、39ページの第38条から40ページの第42条まで。

第5章の事業所内保育事業、40ページの第43条から43ページの第49条まで、それぞれの事業につきましては、主な項目といたしまして、保育に必要な設備及び備品等に関する基準、保育室、遊戯室や屋外遊戯場などの面積等の基準。

また、保育士と職員の資格及び職員数に関する基準、保育時間及び保育内容。

また、給食設備及び調理員等に関する基準を規定しているところでございます。

この条例につきましても、国の省令に準じ規定しているところでございます。

なお、施行期日につきましては、法の施行の日、平成27年4月1日を予定しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑ということですが、質疑は13時10分に再開を、休憩をさせていただいて13時10分から行いたいと思います。

また、委員の皆様は、前、御覧になったことあると思いますが、また、用意していただいていますので、これを見比べていただきながらお昼の間に質問の準備をいただければと思います。

休憩させていただきます。

午前11時55分休憩

午後 1 時 8 分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をさせていただきます。

質疑に移りたいと思いますが、説明のほうは議案甲第20号、第21号、第22号を一括して説明をいただきましたが、便宜上はまず、第20号についての質疑を受けたあと、大体それが出尽くしたら議案甲第21号、第22号と移っていききたいと思います。

全体的にかかわる質問であれば、それはそれで結構でございますので、委員の皆様、質問
 ございませんでしょうか。

尼寺省悟委員

議案甲第20号ですね、この3条に関連して、3つだけ聞きます。

3条は、保育の必要性の認定基準ということですが、今までの条例「鳥栖市保育所保育実施条例」これ第2条に保育実施基準ちゅうのがあって、1と2に、1は、居宅外で労働することを常態としている場合。

2が、居宅内で当該児童と離れて云々かんぬんとありますけれども、この基準と新しいものの基準は、どんな具合……、広さ、範囲というか、範囲はどんな具合ですか。範囲というのはわかりますかね。

広くなったんですか、それとも同じぐらい、狭まる、どっちなんですか。

江寄充伸 こども育成課長

運用上は、ほぼ変わらないと考えております。

尼寺省悟委員

運用上は、変わらないということなのですが、この新しい3条には規則で定めるということで。だから、具体的に規則で、この時間、そういったものは決めているわけですね。決めているのはあとでもいいんですけども、そういったことをください。

江寄充伸 こども育成課長

今、運用といたしましては、1月、1日4時間以上、月16日以上自宅外で勤務している、

あるいは、自宅内で家事以外の勤務をしていることと、いうなことで運用上こういった条件で運用をしております。

以上です。

尼寺省悟委員

基本的には今とは変わらんということですね。一応、それ確認。

それから、これはちょっと、確認なんですけどね。

今の保育基準では、保育の実施は、同居の親族、その他のものが、当該児童を保育することができないと認められる場合に行う。つまり、家におじいさん、おばあさんがおって、その人に、自分の子供を保育させることができる。

できる状況であるならば、保育所の実施はできないと、欠ける状態ではないということだったと思うんですが、新しいものには、そういったことがないので、すなわち、家でちゃんと子供を見ることができるおじいちゃんかおばあちゃんがいたとしても、その人は保育所の認定は通常できると。というふうに理解してよろしいわけですね。

江寄充伸 こども育成課長

現行の規定では、そういうふうな文言の書き方になっておりますけれども、このことにつきましても運用上は、65歳以上のおじいさん、おばあさんであれば保育の認定をしているというような運用をしております。

以上です。

尼寺省悟委員

だから要するに、いても保育の認定はできるし、保育所には当然入ることは、入る権利ちゅうんか、入ることができるということですね。

そこは今までとは違うわけですね。

江寄充伸 こども育成課長

文言上は、明確にその規定が外れているだけで、運用上は、65歳以上のおじいさん、おばあさんがおられる場合については、保育するというような運用をしております。

尼寺省悟委員

わかりました。

それから、要するに、待機児童の定義なんですけどね、待機児ね。今の鳥栖市では、待機児童が30人と、入所待ちの児童が200人ぐらい、合わせて230人、240人いるということだったわけですね。

入所待ちの児童ということは、自分は、距離とか時間の関係でAっていう保育所に行きたいと。ところが、そこが満杯だからということで、市のほうから、あんたこっちに行きなさいと。

いと言われて、それを断ると。行かないと、あるいは、行かなくてほかの認可外の施設に行ったと、そういう人が待機児童にはカウントされないと、その人は入所待ち児童なんだということだと思うんですね。

それが、今度の実施から変わって、そういった人も含めてみて、一緒くたんになって待機児童とカウントされるというふうに聞いとるんですけども、どうですか。

江寄充伸 子育て課長

確かに現行は、今、議員おっしゃられたとおりでございます。

ただ、今回この待機児童につきましては、各自治体でそれぞれ捉え方が違っているというようなことございまして、国として一つ統一した基準をつくると。

ただ、現段階では、明確にどういったことで待機児童の定義を、こういうことで定義しますというようなことについてまで、具体的なことはまだ下りてきておりません。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

この関連でもう一つ聞きますけれども。

そういったことで、自分は認可保育所に行きたいけども行けないということで、無認可の保育所に入所している場合、あるいは、幼稚園の預かり保育とか一時保育、そういったものを利用している場合は、市としてはどのように、こういった人たちをカウントしとるわけ。

江寄充伸 子育て課長

認可外保育所に通われている方につきましては、待機児童にカウントしております。

以上です。

尼寺省悟 委員

未認可、無認可。（「はい」と呼ぶ者あり）無認可に行っている人は、待機児童にカウントしていると。預かり保育とか一時保育については、カウントしてないと。

江寄充伸 子育て課長

同じく、待機児童にカウントしております。（「待機児童にカウントしてるという意味ね」と呼ぶ者あり）してます。

以上です。

尼寺省悟 委員

もう1点だけ。

要するに、結果としてね、結果として保育所に入れんやったと、だから、自分はやめたと、仕事をやめたと。預け先がなかったのも、母親が仕事を、せっかく仕事があったけども仕事をやめたとか、あるいは、内定しとったと。でも、預け先がなかったのも内定しているところ

ろも辞退したと、そういった場合は待機児童にカウントしとるわけ。

江寄充伸 とも育成課長

そういう場合は、保育に欠けるとは申しませんので待機児童にはカウントしません。

以上です。

尼寺省悟 委員

これが最後。

そういう人たちは、新制度では待機児童にカウントされるわけ。わからん。

江寄充伸 とも育成課長

先ほど申し上げましたとおり、まだ、詳細が国から参っておりませんのでお答えできません。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

何を言いたいかわちゅうと、ここに表があるんやけどね、今言ったことについて、待機児童にカウントしているところもあればないところも、本当にばらばらなんよね。だから、一括して待機児童は待機児童と言ったとしても、その中身がわからんことにはね。

定義しだいでは、今まで待機児童が100人おったけども、あつという間にゼロなったりね、するし。

そういった意味で聞いたわけなんで、それが新しい制度でどうなるのかというふうなところね、新しい設備ができた。待機児童減ったと。中身を聞いてみたら全然違うとなったらね、いかんということで一応聞いたところです。

一応、この見解で終わります。

中村圭一 委員長

それでは、ほかの皆さん20号について、もしくは全体的なことでも結構ですが、ありましたら挙手をお願いいたします。

松隈清之 委員

今のやりとりで、確認をさせていただきたいんですが、今までとこれからの今後の違いっていうのは、ひとつは保育に欠けるという考え方というところが違うということなんですかね。

今、保育の必要性の認定基準って、ここに出されているじゃないですか。認定基準というのが、だから認定基準に該当すれば、そこで保育所に、あるいは、そういうサービスを受けられなかったら待機っていう考え方というわけではない。

また別に、それを待機とみなすかどうかの基準が改めて決められるわけですか。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

新制度におきまして、まだ、国のほうで正式に決定はしておりませんが、認定を受けて、保育施設に通えてない方については、全て待機児童として計上をするといった方針の案が示されているところでございます。

松隈清之委員

案が示されているということは、保育の必要があると認定があつて、なおかつ保育サービスを受けてない人が待機児童にならない可能性もあるということですか。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

現状の待機児童、今の待機児童の考え方でいきますと、入所待ち児童に計上されるケースもあろうかとは想定はしておりますけれども、今後は、入所待ち、待機児童という区分けをなくしまして、認定を受けて施設が利用できていない方については全て待機児童として計上する方向で――まだ、正式決定でございせんけれども――検討はされていると聞いております。

松隈清之委員

多分そうと、だと思ふんですけど、そこが多分今まで、要は、保育に欠けるということと、まず、保育に欠けるかどうかの判断があるじゃないですか。

例えば、施設はあるんだけど、そこに自主的な判断で行かれてないという人を、じゃあ保育に欠けるというのかどうかっちゃうことですかいいね、一つは。

要は、入所待ちっていうのは、受けられるんだけど受けてないから、そうすると、じゃあ保育できているんですね、何らかの方法でと。いうふうに考えるから入所待ち、待機児童にしてないわけでしょう、多分今までは。

実際、サービスがあるけども受けずに、何らかの方法で現状保育をしているのであれば、保育できているとみなしているから、待機児童に今までしてなかったんですよね。そこはいいですかね。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

ただ今回は、保育の必要性、これが今までも保育に欠けるという要件とあんまり変わんないということでありまして、必要性があるというのが、まず、認定をされるわけじゃないですか。

そこからサービスが受けられたかどうかという話で、国の基準がはっきりしてないとは言うけども、多分、これまでの説明によると恐らく全部必要性の認定をした以上は、何らか

のサービスを受けてなければ待機児童になると、いうふうに考えたほうが自然ですよ、多分。ですよ。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

今の想定では、そのようになろうかと思っております。

松隈清之 委員

想定されるのはね、例えば、幾らそういう認定をしたとしても受け皿のほうが少ないと、まあ今までも、そういうケースはあろうかと思うんですけども。

受け皿が足りなくて、例えば、本来、C型とかでいくとね、どっかの保育所とか認定こども園とかに入れたいんだけどもあいてないので、例えば、別の居宅サービスだったり、あるいは、別のサービスを受けていると。

ただ、希望としては、保育所だったり認定こども園だったり、施設給付型のやつを受けたいという人っていうのは待機になるんですかね。

別のサービスを今受けているけども、仕方なく。言ってることわかります。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

別のサービスが、新制度にのっとった小規模保育ですとか地域型保育事業でございましたら待機児童とは計上いたしません。

松隈清之 委員

ということは、本人の希望は、例えば、場所は別としても、施設型と思っても、そこはあいてないと。

それで、別の認定された保育サービスを受けとって、本当はここに行きたいけども、そこはまだあいてないという時に、別の保育サービスを受けていたらもう待機児童にならずに、逆に言うたら、希望してても見えなくなるっていうことですよ、待機。

本当はそこに行きたいんだけども、ちっちゃな、もうしょうがないけんそこにとりあえず預けとくかと、預けないかんけんとなったときに、現状、そのサービスを受けとったら本当は保育所とかこども園とか入れたいけども、行ってなかったらもうその人は、希望している人には入らんわけですたいね。ということですよ、今の。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

待機児童かどうかという考え方からいきますと、待機児童には計上をいたしませんけれども、従来どおり転園の希望はしていただける形にはなりますので、希望していない施設類型を利用されている方につきましては、引き続き希望する施設類型のほうに、転園希望を出していただくということで対応をさせていただこうかと思っておるところでございます。

松隈清之 委員

ということは、新たに待機児童ではない呼び方として出てくるっちゃうことですよね。きつとね。

つまり、何らかの形で受けておられればそれでよしとして、待機児童という呼び方はしないけれども、別の保育サービスを望んでいる方の呼び名が、また、新たにできる可能性があるということですよ。

田中大介 ども育成課子育て支援係長

現在のところ、想定はしてないところではございます。

中村圭一 委員長

ただ、転園希望者ということにはなるわけでしょうから、そういう呼び名ちゃあ、呼び名ですたいね。

松隈清之 委員

例えば、想定されるところでいえば、まだ生まれてちっちゃいと、だから非常に小規模だとか、マン・ツー・マンだとかそういうところのサービスを受けとると。

これが、でも大きくなってくると別のところに今度、受け入れ側でも余り大きな子を想定していない——3歳までやったっけね——3歳超えてしまうと。

でも、そこではもう受け入れられなくなったときに、次の受け皿っていうのはスムーズに移行するような仕組みをつくっていかんと、場合によっちゃあくケースとか考えられますよね。そこはどうなるんですかね。

田中大介 ども育成課子育て支援係長

3歳未満児のみを受け入れる小規模施設につきましては、制度上3歳以降の受け入れ先を確保する必要がございますので、そこは連携施設ということで、確保する必要がございますので、3歳になって行き先がないといったことは生じないような運用をされることと思っております。

松隈清之 委員

されることとなっておりますというのは、早い段階で、例えば2歳半とかなった段階で、あと半年後にはもうここ行けないねとなったら、次のところはもう枠を、どっかのサービスの枠をとってとってということになるんですか、ある時期から。

田中大介 ども育成課子育て支援係長

一例ですけれども、小規模保育所は、3歳未満しか受け入れができませんので、3歳以降、どこかの幼稚園なり保育園なりと連携施設の契約なり提携を行いまして、3歳になると3歳以降が行ける施設のほうに、エスカレーター式じゃないですけども自動的に移るといったことが制度で想定をされております。

その点につきましては、市といたしましても利用調整について、配慮が必要な点だろうと
思っているところでございます。

中村圭一委員長

ほかにございせんか。

飛松妙子委員

すいません、ここで聞いていいのかがわからないんですけど、お子様が障害を持た
れている方の場合は、同じような考え方でよろしいのでしょうか。

例えば、身体が不自由のお子様も同じように。

江寄充伸こども育成課長

新制度に移行されたあとも、そういう障害を持たれている方につきましても、当然、希望
される園ってというのが皆さんございますので、そちらのほうで受け入れ可能であれば、当然、
その園に通園することは可能でございます。

以上です。

飛松妙子委員

お聞きした話で、お母様が入園の申し込みをして、御返事がずっといただけなくて、自分
から聞くことができなくて、入園前の前日に電話をかけて、いいですよって言われてはじめ
て、そこで、とてもほっとして入園することができたっていう、もう、大分前のお話ではあ
るんですけども、そういうことがありました。

それで、もしよかったら、その辺の御配慮とか、園のほうからお声をかけていただくとか
いうことをしていただくととても安心して、やっぱり、どうしても健常者の方と違うという
ところでとても心配をされてあるので、また、新制度の移行に伴って、ぜひ、その辺も御配
慮いただければと思います。

ありがとうございました。

中村圭一委員長

一言、じゃあ江寄課長。

江寄充伸こども育成課長

そういった方々に対する利用調整も含めて、新制度に移行すれば、当然、そういった方を
受け入れた場合についての加配措置っていうようなことも公定価格の中でされておりますの
で、当然、その受け入れ側として体制が整えば、そういった利用調整のほうもこちらのほう
からさせていただくというような予定をしております。

中村圭一委員長

ほかにありますでしょうか。

古賀和仁委員

1点だけお聞きしたいんですけど、入所先を決めるとき確か、第1希望とか、第2希望とか、第3希望とか、その中で第1希望で入ったところはいいんですけど、それ以外の第2希望とか第3希望で入って、別のところに行くっちゃうのは、そういうのもカウントして行くわけですか。そういう待機するとき、どうされるんですか、それ。

江寄充伸 子育て課長

当然、園によっては、希望者が多い園、そうじゃない園ございます。

全てが、その第1希望の園に入園できるとは限りません。その場合については、当然、こちらのほうで利用調整、優先順位というものを設けまして利用調整をさせていただきます。

それで、いわゆる第2希望、第3希望にしか入れなかった方についても、一応、園のほうには通園されているというようなことで、待機児童のほうにはカウントしません。

以上でございます。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、続きまして第21号関連で、何か質問があれば受けさせていただきたいと思いますが。

尼寺省悟委員

第21号の第33条、「特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。」この件ですね。

この件を私、一般質問した時に、これを答弁されたわけですね。どういうことかということ、今でもそうなんですけれども、特に、新しい制度になったら企業が参入する機会がふえてくると、しやすくなると。企業は当然、利潤を求めて入るんだから、利潤を儲けないかと。今、こういった施設の経費、運営費、一番占めているのは人件費、7割ぐらいだと聞いております。当然、利益を上げるためには、これを落とすと。

どういうことかということ、賃金を下げると、具体的にいったら若い人ばかり雇うとか、あるいは、常用雇用を減らして非常勤とかをふやすと、そういったことを恐らくやる。そうなれば当然、保育の質は下がるわけですね。

そういった事態にならないのかと言ったら、いや、そういった事態になりませんと、この33条があるから大丈夫ですよと。そういうふうなことを一般質問で言われたと思うんですね。

今度の新制度の一番、今までと違いは何かっちゃうたら、さっき課長が言われたように、

個人に公金の流れが、認定した子供に公金がそこに行くわけですね。

実質的には、法定代理受領という形になって事業者に行けども、基本的には個人に行くわけですね。個人に行くから、個人にとってみたら、その縛りといいますか、使途制限の縛りがあるけども、一旦、それが事業者に行ったら事業者にとって使途制限の縛りはなくなってくるということだと思うんですね。

実はそのことで、これは、ことしの7月31日国のほうで、子ども・子育て会議、17回基準検討部会合同会議というのがあって、そこに、個別論点の検討ということで、使途制限の取り扱いについてということで、特に、施設型給付及び地域型保育給付に関しては、個人給付、法定代理受領である性格上、使途制限については設けないことを基本にしたらいいいのではないかと。使途制限は設けないと、何に使ってもいいというふうなことがここでも検討されているというふうなことですね、その第33条でこういった会計上の区分があるといいながらも、国のほうでこういった形で検討して、こういうふうになるかもしれんし、ならんかもしれんけども。少なくとも、さっき言ったように個人給付なるということだから、使途制限の縛りがないというのは基本だと思うんです。だから、私はそういった方向に行くと。

そのことによって、質の低下が起きるんじゃないかなろうかといったことを一般質問でも言ったしね、そのことを一番懸念しとるけれども、それについてはどうでしょうか。

江寄充伸 子育て課長

確かに、そういった国での議論があったかもしれませんが、一応、市の条例上こういった会計の区分というようなことで条例を設けております。

その実施主体が市になりますので、事業の内容の監査あたりも、当然、市の責務として今後やって行かなければならないというようなことでございますので、そういったことについてもこの条例に規定している以上、使途制限については、正しく公金を利用されるということを監査も含めて、当然、やっていかなければならないということで認識をしております。

以上です。

尼寺省悟 委員

いや、そう言うけども、この33条というのは、ただ会計を区分しなさいということだけでしょうが、区分しなさいと。

大もとのほうで使途制限を設けないというんだったら、この会計と保育事業だけの会計とそうじゃない会計に、ただ分けるだけの話であって。だから、分けなさいと言ってるだけのことでしょうが、これはね。

その事業者の会計については、保育事業の会計とそうじゃない、もし、ほかに使うとするならば、ほかの事業を分けなさいとこれは書いているだけであって、使途制限を設けない

といったら、ただ、分けるだけであって、ほかにね、公金の流れが、ほかに使うということは、大もとで使途制限を設けないという形になれば、結果としてこの条項は役に立たんのじゃないのかなあ、どうなんですかね。

江寄充伸 こども育成課長

今回の、新しい制度での給付ってというのはあくまでも教育、保育に対する、個人に対する給付と、1人当たりこれだけ教育、保育には必要ですよというようなことで、単価が公定価格として決められて、その分が基本的には個人に給付されると。

ただ、現実的には、多分、先ほどおっしゃられたように法定代理受領になるかと思います。

それは当然、その企業の経営基盤を安定させるためということもございましょうし、手続きが煩雑になるというようなこともございます。

それで、この公定価格というのは、あくまでも、そういったことで教育、保育に関する費用ということでの財政支援ということでもありますので、基本的には、それ以外の部分には使えないのではないかという理解をしているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと、もう1点だけ。要するに、仮に、法定代理受領がなかったとするならばね、公金は全部個人に行くわけよね。

その個人は、あくまでこれをほかに使ったらいかんと、当然、縛りがかかると思うったい、使途制限ちゅうかね。ほかにパチンコに行ったり、酒とかね、そういうのに使ったらいけませんちゅう形の使途制限になるけども、それが今回の場合は、基本的には個人と事業者の契約になるんだから、一旦そこで、ワンクッションおいているんだから、もらったところの事業者については何に使ってもいいと、使途制限はないというふうの流れとしてはなるっちゃないかね。

使途制限、あくまで、個人に制限がかかってしまって、契約した相手の事業者についてはそれはかからんというのが普通じゃないかね。違うのかな。(発言する者あり)

松隈清之委員

整理をしたいっちゃけど、今までと基本的にはさ、あんまかわらんちゅうことでしょう、要は。

いわゆる、こんだけの部分で保育料を決めてさ、もらって、こんだけで運営してくれってやっとして、それは、その保育事業以外には使えんわけやん。

それが、そっからいって、そこに払われても、ここの33条で、保育事業以外には使うなって言ってるっていうことでは、今までと変わらんと思うわけたい。(「いや、これは区分しな

ほかに、よかですか。

ほかにありませんか。今、第21号関連ですけれどもよろしいですか。

〔発言する者なし〕

であれば、最後に第22号関連で、もしくは、全体的なことで御質問があれば受けさせていただきます。

尼寺省悟委員

私は、特に22号については、非常に大きな問題があると思うんです。

これは何かといったら、保育士さんの資格を持ってない人でも保育ができると、簡単に言ったらそうなるわけよね。

それで、あなた方も知っているように、保育事故ね、事故、事故。認可保育所と無認可の保育所で死亡事故が起きたと、どっちが多いかという、圧倒的に無認可のほうが多いわけよね。

だから、人口割でいったら20倍ぐらい多いというふうに聞いとる。その辺を、私としては一番心配するんやけどね。

少なくとも、こういった事業、A型、B型、家庭的保育所っていうのは基本的に認可保育所になるわけよね、認可保育所に。ある意味では、ね、認可保育に。今の認可保育所、あるいは、無認可保育所といったものは全て、認可保育所の保育士さんといったら全て資格を持っている人があっているわけでしょう。

だから、そういう状況なのに、国が認可した保育所に、資格を持たない保育士さんでもやれるということは、私は大きな後退であって、質が落ちるというふうに思うんやけども、その辺はどうなんですかね。

江寄充伸子ども育成課長

確かに、現行の認可外施設については、全てが、保育士さんで運営されているということではございません。

ただし、今度の新制度に移行したあとにつきましては、保育士等、事業の分類によっては、当然、全て保育士が必要。あるいは、2分の1、半数以上は保育士が必要と、そういった基準が設けられておりまして、現行の認可外保育施設に比べて、当然、その基準は厳しくなっております。

しかも、新制度に移行されたあとについては、そういう資格を持った人が、割合がふえれば、当然、その分の加算措置が財政上図られるというような制度になっておりますので、現在よりも質が下がるというようなことは考えられないと認識しております。

以上です。

尼寺省悟委員

私が言っているのはね、これには鳥栖市のあれね。保育所には認可保育所と認可外保育施設がありますと、その違いは、児童福祉法に基づく認可を受けているかどうかによりますというふうに書いてあるんですけどね、認可保育所の保育士さんて全て資格を持った人なんでしょう。

江寄充伸 こども育成課長

そのとおりです。（「そうでしょう」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

だから、認可保育所というのは全て資格を持っている人であって、認可外保育所はさっき言われたように保育士の免許を持っていない人もなっていると言われたんですね。

でも今度の場合は、全て国が全部認めるんだから、A型だって、B型にしろね、家庭的保育にしても、国が認めるんだから、少なくとも国の、こうやって基準を満たしたらA型とか、B型とか、家庭的保育になるんだから、だから全て、いわばこれ認可保育施設になるわけよね。そうでしょう。

にもかかわらず、今は認可保育所は全て保育士さんの資格を持っている人にもかかわらず、こうしたところには、保育士さんがいなくてもいいと、家庭的保育事業者は全然、単なるあれを受ければいいということだからね。

そういった意味じゃ、かなり質の低下が起きるし、本当にこれで大丈夫なのかという懸念がするんですけども、どうなんですかね。

江寄充伸 こども育成課長

確かに、全てが全て保育士さんではないと。

ただ、現状も確かに、事故の割合等も議員おっしゃられましたけれども、今、認可外の方も一つの保育の受け皿として一生懸命、当然、保育のほうをされております。

それで、今回、市の認可事業として、認可外保育所のほうが新制度に移行するわけがございますけれども、当然、基準は今の基準よりも厳しい基準を設けております。研修等も受けなければなりません。

そういった意味では、質の向上は、当然、望めるものというふうに認識しております。

以上です。

尼寺省悟委員

この制度の、新制度についての一番の国の狙いは、待機児童の解消だというふうに聞いている。

その決め手が2つあって、1つは、認定型幼稚園、幼稚園というのは定数が余っているか

ら、そこに待機児童の大半というのはゼロから2歳というようなことで、そこに、あいているところに入れ込もうということと、もういっちゃは、この小規模事業、ね。ここに行こうということだったと思うんですよね。

私は、小規模事業保育を否定しているわけではないけども、少なくとも、ここをちゃんと国の認定したところであるとするならばね、保育士さんについては、今までと同じように、全て保育士の資格を持っているというふうにすると。しないとね、やっぱりね、不安に思うと思うったい。大丈夫かなという形で。

だから、そういった意味じゃ単なる量だけを追及していくのはね、ちょっと私は、どうなんかなと思うんよね。

それが1つとね、園庭ですたい、園庭。園庭については、こういった施設については、少なくとも、隣接しなくてもいいわけでしょう。隣接、ね。簡単に言ったら、自分の持ち物じゃなくてもいいし、例えば、公園でもいいわけよね、ね。少なくとも、今の認可保育所については、全て自前の隣接した、その何ちゅうか、屋外遊戯場ちゅうんか、園庭を持っている。

そういった意味でも、私は質の低下と、単に量を、待機児童を克服するために質を低下してやっていると。だから、本来ならば、保育士をたてて待機児童の解消はね、私はするべきじゃないのかなと思うんですけれども、いかがですか。

江寄充伸 子ども育成課長

1点目につきましては、まずは先ほどおっしゃられたように、国は、現在40万人ともいわれている待機児童の解消、まずは平成29年度までに、その解消を図りたいというようなことで、子ども・子育て支援事業計画、本市のほうも今年度策定やっておりますけれども、最初の5年間のスパンの中で、平成29年度を目標として、その40万人の待機児童の解消というようなことで事業計画を策定中でございます。

その中で当然、その受け皿として、今の認可外保育所について、新しい制度に移行していただいて、最終的には認可保育所と同等の質及び量を持った施設になれば、それはそれが一番いいんですけれども、まずは、保育の受け皿として、最低限の基準を満たした施設として整備するために、新制度にまずは移行してもらおうと。

そのためには、余り最初からハードルを高くすると新制度そのものに移行できない施設が多分出てくると思います。ですから、まず、現行の事業所に近い形での新制度の累計を家庭的保育事業の中で、小規模保育、家庭的保育、幾つかのパターンございますけども、そういった今の制度から移りやすい制度にまずは、近い形で移行していただいて、質を上げると。

そういう質的な向上というようなことでもこの22号の中で、この条例の中でも質の向上に対しては、努力してくださいよというような条例の規定もうたっておりますので、そういう

ことで、質の向上については今後図られるものというふうに考えております。

以上でございます。（「園庭、園庭。園庭、園庭たい」と呼ぶ者あり）

園庭につきましては、確かに、隣接している場所があれば、それは理想的かと思いますがけれども、なかなか現状はですね。

今の業務形態でそのまま新制度に移行してもらうということですので、いきなりその園庭だけ近隣につくるというようなこと、特に、町中ではそういったスペースもなかなかないというようなことで、そこはなかなか難しいものがあるのではないかというふうに認識をしております。

以上です。

尼寺省悟委員

少なくともね、子供たちは認定されるわけよね。認定されるならば、同じ条件で保育を受ける権利があるわけたい。

ところが、片方に行ったらね、行ったらちゃんと保育士さんにしてもらって、園庭もある、給食もちゃんとできると。

ところが、片方に行ったらそうじゃないと。園庭もないと、ビルの4階か5階かもしれないと、保育士さんおらんと。そうしたらあんた、条件が……、差別ちゅんかね——差別ち言うたら言い過ぎかもしれないけどね。

要するにね、同じ条件で、保育は受けられないということになるわけよ。そのことをさ、今までは仕方がないと、それは無認可だからということになっとったけれども、今度は、国が認めるわけよね。だから認めて、いわゆる、無認可と同じようなところでもかまわんという、質を下げてるんだからね。

それはやっぱり、ちょっとね、私としてはね、あなたは質の低下はないと言ったとしてもね、私としては納得はでけんね。まあ、いいです。もういっちょ聞きます。それでね——よか、この問題は。もういいんですね。

もう1点聞きますけどね。

そういった形で、待機者対策したけれども、現実的に今、鳥栖市は二百数十名の入所待ち、いづみ園やけども、このことがこの制度によってさ、可能になるというような見通しは持っているのか。

少なくとも、今の段階で、幼稚園がゼロから2歳まで預かるのは、1園ぐらいしか聞いてないし、小規模保育がどれぐらい、待機対策になるかというのは、その辺の見通しはどんなふう to 今の時点で思っている。

江寄充伸こども育成課長

ただいまの御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、本年度子ども・子育て支援事業計画を策定中でございます。

その中で、待機児童、それから入所待ち児童含めたところで現在数百人程度、数でいきますと500人程度の児童の方が——これはアンケート調査結果、ニーズ調査結果からですが——500名程度足りない状況でございます。

そのニーズに対して、5年間でその500名を解消するというような供給計画を立てるということで今回、ことしですね。その計画のほうを今計画中でございますので、100%それは可能かと、現段階では申し上げられませんが、あくまでも、その需要を満たす供給計画を策定するとうようなことで、準備を進めております。

以上です。

尼寺省悟委員

よかです、もう。

いいです。

中村圭一委員長

関連ですけど、その計画は——いつもその、やわらかい段階でっていう言葉を使ってしまってますけど——我々に見せていただけるのは、いつごろの時期になりますか。

江寄充伸こども育成課長

一応、現在の予定でいきますと11月にパブリックコメントを予定しておりますので、その前には、皆様方のほうに御意見を伺いたいというふうに考えております。

説明、説明会を。

中村圭一委員長

全協での説明は全協での説明として、部長、委員会には、もっとやわらかい段階で御説明いただきたいっていう要望を差し上げていたと思うんですが、ちょっと調整を、そこはしてもらっていいですかね。

閉会中、幾ら開いても構いませんので、お願いします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

ちょっと、そもそものところでお聞きしたいんですけども。

まず、待機児童を解消するという大きな目的です。

そのほかに、認可外のところに保育されている人たちをそちらのほうに移行させるというふうな目的なんですか、これ。その事業所自体を、そちらのほうに移行させるというのが、そもそもの目的なんですか、どんなですか。

江寄充伸こども育成課長

そもそも今回、国のほうが消費税増税分を子ども・子育てに充当して、質、量ともに拡充しますというようなことにつきましては、そもそもは、やはり待機児童対策というようなことで聞いております。

以上です。

古賀和仁委員

認可外でいろんな事故等があって、いろいろな問題あって、その部分の事業者に対してもこういう制度がありますから、そういうふうに移ったらいかがですかというふうな呼びかけをしてふやしていく、そういうふうな施策の中であるのかどうかですね。

そこら辺をお尋ねします。

江寄充伸 こども育成課長

認可外事業者様にも、もう既に、説明会のほうを開催させていただいております。

それで、来年度から新制度に移行されるというところも数箇所ございます。

以上です。

古賀和仁委員

1点だけですね。

認可外というのは、把握はされていないと思うんですけども、大体、鳥栖市内でどれぐらい把握されているんですか。それと、人数とかですね。

江寄充伸 こども育成課長

今、認可外施設のほうが7カ所ございます。市内に7カ所。定数が全部で165名です。

それともう一つ、同じく認可外ですけども、事業所内保育所っていうものがございまして、それが6カ所ございます。定数が136人となっております。

以上です。

古賀和仁委員

ということは、そういうところでも要件さえ整えば、補助対象になるというふうに考えていいわけですかね。

江寄充伸 こども育成課長

そのとおりでございます。

中村圭一委員長

ほかにありませんでしょうか。

飛松妙子委員

済みません、病児保育ってパンフレットにあるんですけども、鳥栖市で病児保育というのはございますか。

江寄充伸 こども育成課長

現在のところ、病児保育は行っておりません。

以上です。

飛松妙子 委員

市内の幼稚園ですかね、保育園ですかね。看護師さんがお一人いらっしゃる保育園か幼稚園かがあるとお聞きしたんですけれども。

それで、そこで先ほど、尼寺さんも言ってありましたが、保育士の免許を持っていないけどそういう仕事を、面倒を見てみたいな、人が足りないからみたいなきずでされているようなお話もちょっとお聞きしたんですけれども、そういうのって御存じですか。

江寄充伸 こども育成課長

先ほど、現在、病児保育は行っていないと申しましたが、病後児保育は、市内1カ所の保育園で行っております。

看護師さんが保育士さんのかわりに、当然、その保育園についてはいらっしゃいます。

以上です。

飛松妙子 委員

その方が、保育の仕事も携わるってことですかね。

安永伸也 こども育成課主任

病後児保育を行います事業所においては、看護師を配置しておりまして、合わせまして保育の業務も一緒に合わせて行っていただくと、それで、なおかつ国のほうでは、看護師も保育士定数の中にカウントをしていいというふうになっておりますので、合わせた業務をしていただいているところでございます。

飛松妙子 委員

そうしたら、そういう契約になっているって理解してよろしいんですね。

契約、個人と幼稚園ですか、保育所ですか。本人と、雇用契約ですか。

安永伸也 こども育成課主任

そのとおりでございます。

飛松妙子 委員

ありがとうございました。

中村圭一 委員長

ほかにございませんか。

なければ、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

~~~~~

再開いたします。

~~~~~

暫時休憩しますんで、取ってきてください。

午後 2 時 18 分開議

主席—委員長

お願いします。

今回の特定施設入居者生活介護事業所の指名についてという陳情でございますが、２社会福祉法人のほうから出ております。

これにつきましては、広域市町村圏組合の介護保険課のほうから、このようなお話が
 ているということは伺っておったところでございます。

それで、陳情の内容でございますけども、特定施設入居者生活介護事業所の指定についての増加、増大というか、数をふやしていただきたい旨の要望であるかと思っております。

それで、特定施設につきましては、有料老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、また養護老人ホーム、そして高齢者専用賃貸住宅が特定施設ということになっております。この中で、生活介護、いわゆる居宅、介護保険による介護サービスについて、特定施設で提供できるような形に指定するというのが今回の事業所の指定ということになります。

この指定につきましては、県のほうで指定をするということになっております。

また、今回の要望の中で書いております、介護保険法の改正によりまして、要介護１、２の方が今回、安心して介護サービスを受けるという方向性を出すためにも特定施設入居者生活介護事業所の指定増加の要望があったかと、必要だというふうに理解をしたところでございます。

この陳情、要望につきましての社会福祉課としての考え方でございますけれども、先ほども少し申し上げましたように、今回の指定につきましては、基本的に県の決定事項でございます。

県が指定を決定するというふうに進めるためには、まず、県のゴールドプランへの位置づけ、さらには現在、次期介護事業計画が鳥栖広域の介護保険課でも策定中ですが、そういう中で位置づけられ事業者の必要枠等が設定される必要がございます。

– 59 –

護保険課の考え方ですとか認識、そして、将来どのぐらい必要になるかというような推計等が必要になってくるかと思っております。

これまでの経緯について、少し申し上げますと、現在、第5期の介護事業計画が今年度までであるわけですが、その前の、前回の第4期の計画の中で、いわゆる生活介護事業所の指定ということで、広域市町村圏組合分という形で96の——ベッド数がですね——について決定された経緯がございます。

この分について、枠といたしまして、鳥栖市分が半分の48床、みやき町分が残りの半分の48床で決定をいたしております。

この48のベッド数につきまして、平成24年度に洞庵の園のほうで30床分の高齢者専用住宅を設置され、それが特定施設入居者生活介護事業所として指定がなされております。それで、現在運営をされていると。

それで、残りの18床は今村病院によって設置されているところで、これも平成24年度に対応がなされております。

こういう経過から、県といたしましては、ここからは我々の推測ですが、本広域圏内における特定施設入居者生活介護事業者の必要量については、現状では満たしていると判断されているのではないかというふうに考えております。

また、増加が必要となった場合についても、当然、公募等によるものでございますので、2社会福祉法人様が全て受け入れると、受け入れることができるということは、今から判断できるものでもないのかなというふうに思っております。

以上のような考え方でございますので、今回、出された陳情につきましては、介護保険課等のこの陳情に関する意見等を確認した上で県との協議も介護保険課がする必要も出てくる可能性もございますので、そういう部分も含めて介護保険課の見解を確認し、介護保険課のほうから当該社会福祉法人様のほうには考え方を示していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

中村圭一委員長

はい、鳥栖広域の構成団体としての鳥栖市の見解というところまで踏み込んで、今、御説明いただきましたが、最終的には自由討議をして委員会として、これの扱いをどうするかというのを、協議をすることになると思いますが、これ予定では17日ですね。

その前に、今、執行部おられる中で確認しておきたいこと、また、議員間同士で共有をしておきたいこととかありましたら、ぜひ、挙手をもってお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

松隈清之委員

17日でもいいんですけど、特に資料とかがないんであれば、今してもいいんじゃないですか。

中村圭一委員長

委員会の総意として、今、決まってもいいけど、持ち帰らんでよかならよかですけど。

こういうことをどうしましょうかと、いうのを最終的には持ち帰った方がいいのかなと思っただ。ただ、きょうできる協議はきょうしていただいて結構ですよ。

議員間の自由討議も、今していただいて結構です。

最終的には最終日に、この文言でいきましょうというものは最終日かなと思ってます。

松隈清之委員

ほかの会派の方もいらっしゃるんで。

とりあえず、じゃあ、執行部にお尋ねしますけれども、この陳情書自体は議会に出されておりますけれども、鳥栖市、あるいは、広域市町村圏組合双方には出されているんですかね、同じような陳情書は。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

市長宛及び広域市町村圏組合宛の陳情は出されておられません。

松隈清之委員

ただ、話は聞いとるみたいなことは言われてたんで、じゃあ陳情ということではなく、陳情書という形ではなく、口頭のような形で広域市町村圏組合には、こういうお話があっているってことですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

今回、陳情者として名前がございます方のほうから介護保険課のほうに御相談があって、そういう相談があっていたということについて、我々のほうに情報提供があったということでございます。

松隈清之委員

一構成団体として、我々がどうこうっちゅうことも、もちろんあるんでしょうけども、介護保険課としてはそういう話があったということは把握しとって、その話もあったということなんですけれども。

今の、先ほどの話では、もう、県が決めることなんでと、あるいは、次のゴールドプランとかに位置づけるということはあるんですけど、そういうのつくるときには、市としてはこうしてほしいみたいなことは言う機会とか、言う場、協議の場とかっていうのはあるんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

現在策定中の介護事業計画につきましても、委員の1人として私も参加をいたしておりますし、その場で状況については情報をお伺いしますし、こちらの意見も言える場はございます。

松隈清之委員

では、もちろんこれは議会に出されているものなんですけれども、鳥栖市としては、県が決めることではあるけれども、どうすべきだという考え方っていうのは現状あるんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほど、少し触れさせていただきましたけれども、今回、介護保険法が改正されて、要介護3以上の方についてが基本的に施設のほうで、要介護1、2については、在宅を基本として進めていきたいと、そういうような制度の、今回の見直しとなっております。

そういうところもあって、この陳情も出てきておるわけでございますけれども、先ほど少し申し上げましたように、平成24年度に、既に増床という形で48床が、生活介護事業所の指定ということで鳥栖市内の分でふえております。

そういう状況を見ますと、今の段階でさらにふやす必要性については、どうなのかなというのを市としては思っておりますし、あとは、介護保険課のほうでも必要量について確認もされるのかなと思っております。

松隈清之委員

平成24年度にしたからっていうのは余り説得力はないんですよね。

例えば、現状、要介護認定が3以上の方で施設に、要は、待機高齢者というふうに言ったらいいのかわかんけれども、そういった方が、こんだけいるのもうちちょっとふやさなきゃいけないとか、あるいは、そういう方は現状いらっしやらないので特にふやす必要はないと考えてます、そういう答えであればわかるけれども、その平成24年度にふやしたからっていうだけではね、我々も判断しようがないわけですよ。

だから、そこら辺はどんなふうに考えてあるんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

現在の特定施設入居者の生活介護指定事業所で、定員が全てで212床になっております。

現在、認証していただいているのが201床という形で入居率が94.8%、11床程度は、まだ余りと申しますか、余裕があるというところでもございますので、そういう観点で先ほどお話があれでしたけれども、増床が近々、最近あったというところも含めて、先ほどの考え方になったということをお示ししました。

中村圭一委員長

いや、その陳情の背景で、今後、要介護１と２の受け皿が必要だと、先の話をしているんで、過去の話じゃないんですよ、これ。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

ちょっと申し上げましたように、介護保険法の今度の改正の中で、施設から在宅のほうでの給付というようなことでの考え方の中で、要介護１、２を今後は、捉えていきたいということです、我々としてもその制度の見直しに沿ったやり方とすれば、在宅での対応ということが必要だということで考えております。

中村圭一委員長

ただ、詳しくなくて恐縮ですけど、在宅だけでは収まらないケースって必ずでできますよね。

みんながみんなそれで……、どうぞ。

尼寺省悟委員

要するにさ、介護保険が変わって１、２の人たちがどっと出てくると。その受け皿が必要なんだと。

だから、自分たちの持つてる施設をこの受け皿として使いたい、そういった、認定してくださいというのがこの趣旨やろ。

それに対して、あなたは平成24年でどうのこうの言われたけれどもさ、これは改定前のことであって、したがってさ、県のほうもね、要介護は改定されたんだから１、２の人がどっと出てくると、受け皿がふえるという認識に変わってくるっじゃないと。県のほうもさ、介護保険課も、変わってこないかな。

変わってくるならばさ、これはこれとしてね、やっぱりこうなるんじゃないの。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

ちょっと言葉が不足でございましたけれども、ここにございます軽費老人ホーム・ケアハウス等については、いわゆる、居宅と申しますか、考え方としてはここにお住まいになって生活をするという形での提供になっておりますので、今ここで陳情があっているのは、そういう居宅にも、もし、介護状態になった時には介護サービスが受けられるような部分も取り入れたいと、それが生活介護事業所という形になりますんで、こういう形をとるのか、それとも居宅であるところに介護サービスをほかから受けていただくのかというような形になるかと思っております。

松隈清之委員

僕は基本的に、陳情が出たからそうしなきゃいけないというふうにすぐは思わないんですけども、それ先ほどの国保もあつたし介護も、結局、どんどんどんどん上がってるわけで

すよね。

だから、必ずしもこういう陳情が来ているからやれとは思わないんだけど、実態把握の上で判断すればいいと思うわけですよ。で、ここに書かれている背景、課題とか、あるいは、効果っていう、書かれてることに対してはどんなふうに思われているんですかね。

例えば、この課題だとかね、あるいは、この効果もこういうふうに書いてあるけど、この中ではね、何だろう効果の2番目なんかでは、住所地特例なので鳥栖市や鳥栖地区広域市町村組合はそれほど大きな負担はないと考えられますって書いてあるわけですよ。

これは、よそから来るからっていう意味で書いてあるのかどうかかわらんけども、負担がなければそれはそれでもいいんじゃないかと思うけれども、こう書いてあること自体はどう思われているんですかね。

僕はこれしか見ていないんで、これが正しいかどうかの判断ができないですけど。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

最後のほうから申し上げますと、住所地特例については、おっしゃるように、前住所地のほうにその負担がかかってまいりますので、ここに書いてあるように介護保険組合のほうへの負担という形にはならないんで、それについてはそれ程負担はないということは、それはそうだろうという形だと思っております。

それで、今回のこういう介護サービスを取り入れて指定をするかどうかということにつきましては、現在、介護保険課のほうで、先ほど申し上げましたように事業計画の中で必要量と現在どんなふうな介護給付があって、何が必要なのかという議論も行われておりますので、我々のほうでは、そこまで詳しい部分も持ち合わせませんので、その辺を含めて、介護保険課のほうに、こういう陳情についての考え方を伺いたいというふうに思っておりますので、そういった対応ができればと考えております。

松隈清之委員

それじゃあ今度、例えば、17日にやるときに、介護保険課はこの陳情書に関して、こう考えているという答えをもらえんと思っていいのかな。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

いや、現時点で、まだそこまで、時間的にもどうなのかなとは思っておりますので、この委員会の中での御議論の中で、実際そういうふうな必要性を我々のほうにお示しいただければ、改めて介護保険課のほうにはその辺の見解は伺いたいとは思っております。

松隈清之委員

ちゅうか、逆なんですよね。

我々としては、これ、ある意味一方的な陳情ですよ。ただ実際、ここに書いてあることが、

この方々の見解ですよ。

ただ、実際介護保険課ではどう考えているかっていうのも含めて判断をしたいんだよね。

だから、来とるけんがどげんかせれっていった上で考えるっていう、そんな、あんま簡単に出したくないんですね、我々としても。

それは、いろんな御意見を聞いた上で、じゃあ改めて委員会としてどうするか、という判断をすべきだと思うので、今議会中に結論出さないかんとも思わんのやけど、やはりそこは、きちっとこれに対して介護保険がどう、介護保険課なり鳥栖広域もどう考えているかっていうのは、ここに書いてあることに対して御意見がほしいなと個人的には思います。

それと、さっきの住所地特例っていうのはよそから、前住所地の人やけんが、そこはかからんやろうというのは、そこが目的であれば僕はあんまり必要がないと思うわけですよ。

基本的には、この住んでいる地域の方のための施設であるべきなんで、必ずしもよその人を排除するつもりはないですけども、よそを受け入れる前提でこれをつくる必要は、枠をつくる必要はないと思うんで、あくまで鳥栖市に住んでる方が今、こんだけ待っている人がおるとか、必要だっていうニーズがあるんであれば、そこはやっぱり議論すべきだと思うんだけど、そこら辺も合わせて、状況とか資料とかをもらった上で議論をしたいなと思いますけどね。

中村圭一委員長

それは、17日ぐらいまでにそろいますか。

その前にちょっと確認をさせてほしいんですけども、基本的なことで恐縮なんですけどね。佐賀県が、例えば、プラス50床と指定をすると、指定を受ければ鳥栖広域が、じゃあ広域圏内のところに、あなたんところが10床ね、15床ねっていうのを指名をすると、いう流れの理解でいいんですかね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

枠を決める段階で、まず保険者、広域の介護保険課と県との協議があって、そこで枠が決まると。

例えば、50床なら50床決まりましたと。その中で、今後、鳥栖広域で50床ということであれば、構成市町でそれぞれ配分をすると。

前回の時には、市長会のほう、首長会のほうで、その枠の配分のほうを決めていいというような経過がございます。

中村圭一委員長

それで、先ほど次長、県のプランをつくるのには、次長が入られてるっておっしゃってますよね。

先ほど申し上げましたのは、広域市町村圏組合の事業計画の中に私が入っているということです。

特老の場合ですよ、今、調査に入っているというようなことをちょっとお聞きしているんですけど山津医院、あの件はどんなふうになるわけですか。あそこの、山津医院が経営している。あれも、要するに、審査の対象になっているんじゃないですか、特老の。違うんですか。

休憩します。

午後 2 時40分休憩

~~~~~

午後 2 時 41 分開議

再開します。

それで、また、いろいろ質問してもらっても結構なんです、今、副委員長言われたように、タイミング的に今すぐ、議会としてとか、委員会としてこうしていただきたいというか、こうすべきだという結論を今出すのか、次に出すのかっていうのは、そんなに変わりますか。その計画を立てていく上でのタイミング的には。

スケジュール的なところでちょっとお聞きをしたいんですけど、

そのスケジュールというのは、介護保険事業計画の策定スケジュールという（「ふやす、ふやさないの影響出る」と呼ぶ者あり）意味ですかね。

ですから、私は、その策定委員の1人として入るのみになりますので、当然、今年度中には策定はされて行くと思います。

それで、その中で、こういったことについて、こういった考え方になるのかというところは判断をされると思いますので、その上で必要があれば、介護保険課のほうが検討、協議をされてという形になると思っております。その必要量とか含めてですね。

## 松隈清之委員

今、委員長が言われたのはさ、もうちょっとこう、いろんな資料とかね、状況も含めた上で判断するとしたら、今議会にはならんわけじゃないですか。

今議会っていうのが時間的には、決算もあるけん、まだ時間、取ろうと思えば取れるんだけど、いずれにしても、今、まず進められてる協議、計画の中で、次期の計画の中で枠をふやすっていうこと自体がさ、今のタイミングでもう既に遅いのか、あるいはまだそこまでは至ってないと。

いつまでにそういうのがあれば、そこは協議ができる場所ですよっていうのがわからんと、我々もいつこれを結論を出さないかんか、もう、手遅れやったらさ、逆にしたってしょうがないけん。

## 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

策定中ではありますけれども、タイミングとしてどうなのかという部分についても介護保険課のほうに確認してみないと我々のほうではちょっと、現状ではわかりませんので、それも含めて広域のほうに状況等の御意見を伺えればなと思っております。

## 尼寺省悟委員

それを含めて、いつ、今言ったことの返事をもらえるのか、そういったことも含めてさ。

## 中村圭一委員長

せめてその2つ。

先ほどの、広域さんでは、口頭で聞かれていた要望というか、お話にどういうふうにお考えを持ちなのかということと、じゃあ、実際我々が扱うとしてどのタイミングまでなら大丈夫なのか、この2点だけでも17日にわかれば、それを踏まえて協議すればいいかなと思うんですけどいかがですか。

## 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

委員会終わりました、その辺の整備ができるのかについてを介護保険課にほうにも確認して、一日調整日がございますので、その辺も含めてできるだけ対応できるようにお願いしたいと思います。

## 松隈清之委員

最低でもさ、要は、タイミングたい。

これに対する見解っちゅうのは、時間的に余裕があるんやったらあとでもいいっちゃけど、とにかくタイミング的にね、いつぐらいまでに取りまとめられたら、そこは考慮に値すると言えるタイミングなのかだけは17日にもらわんと、先に進めようがないけんね。予定も立てられんけん。

## 吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

最終的には、県のプランとか、介護保険事業計画の中に盛り込む必要がございますので、最終的には介護事業計画が策定できるまでには、策定するところまでに盛り込めればいいという形にはなっております。

時期的にはそういうことなんですが、私のほうから若干の、先ほどの松隈委員のほうの効果についての御回答といえますか、お答えをしたいと思います。

今の陳情につきましては、軽費老人ホーム、あるいは、ケアハウスのみを指定してくれと、特定施設の生活介護に指定してくれとございます。特定施設というのは軽費老人ホーム、あるいは、ケアハウス以外にも、例えば、たくさん最近できております有料老人ホームですね。こういったのも、特定施設の生活介護事業所に指定をできるようになっております。

ですので、現在、先ほど申し上げましたケアハウスというのは鳥栖市の中で今、130ほどベッド数がございますが、有料老人ホームのほうは、鳥栖市だけでも275床——ベッド数ですね——275床ございまして、入居者としては186名の段階でございます。

入居率は67.6%、さらに私どもが67.6%を調査した以降にも91床、有料老人ホームのほうで新しく開設をしているということで、その受け皿となります、高齢者の受け皿となります。特定施設というのは、非常に今、現在ふえている状況にあるということでございます。

その中で、この陳情にいたしましては、このケアハウスと軽費老人ホームのところだけをしてほしいというような内容になるのではないかと私のほうでは理解をしているところでございます。

## 中村圭一委員長

要は、2つあって、ベット数ちゅうか、自体を、粹自体をふやしてほしいし、ふやしたときには我々というか、軽費とケアがほかよりもすぐれていますと、この2つのことを言いたいわけですかね。

## 吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

私はそのように理解をしております。

## 古賀和仁議員

特老で受け入れないところを受け入れる、その軽費で受け入れるということでしょう。

それで、実際に鳥栖市にある特老の中で、定員に対してどのぐらいの、どのぐらいの、まだ受け入れることができない部分があるのか、それから、市外、市内含めてどのぐらい、待機待ちの人がいらっしゃるのか。

その辺のデータというのはあるんですか。

## 吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

特別養護老人ホームにつきましては、介護保険課のほうでデータのほうを持っているとは思いますが。

ただ、正式な実人数ですね、っていうのがなかなかわからないところがございます、例えば、何カ所にも入居の申し込みを出されている場合、例えば、1人の人が3カ所に出されている場合には、待機待ちが3人とカウントされてしまいますので、そういったところで正確な数というのはちょっとつかみにくいところがあるという話は聞いたことがございます。

#### **古賀和仁議員**

全国的には、定数が足りないと、特老じゃなかなか、要するに、低所得者を対象とするということは特老の条件ですから、なかなか今、どんどん介護はふえてきますから、その中で、将来的にこの受け皿として、できるだけ早くしなければならないのかどうか、その辺の認識のもとにこれをやっていくのかどうか、そもそも必要なんだと、これは必要なんだということとやっていくのであれば、当然、早急にやらなければならないと思うんですけど、その辺の認識はどうなんですか。

#### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

実際に、こういった生活介護の事業所指定につきましては、介護保険のサービスになりますので、介護保険課のほうでサービスの見込みっていうのを出して行きます。

指定すればするほど、利用者がふえるという可能性も十分ございますので、必要以上にふやすというのは財政上あまりよくないかと介護保険課のほうは、考えているところだとは思っています。

私どもも同じような考えでございますので、もちろん市のほうからも負担金というのを出しておりますので、適正な介護の需要と供給をはっきりと判断した上で、この必要量として枠の拡大が必要なのかどうか、現状のままでいいのか、あるいは、受け皿として、例えば、ほかの受け皿ですね、現状のグループホームとか、先ほど申し上げました有料老人ホームとかで対応ができるのであれば、新たに枠を指定したりとかする必要もないのかなというふうに考えているところでございます。

#### **中村圭一委員長**

ほかに、今確認をしておきたいところがあればお聞きをしていただいてもいいんですが、例えば、これは皆さんと、事務局にもそうですけど、参考人として来ていただくことは可能ですかね。

介護から、広域から、17日にでもですよ。直接、聞いていただいてもお答えいただいてもいいけど、直接聞くことも一つの手かなと思ったんですが。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**



平成26年 9 月 17 日（水）





## 1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

市民課長 塚本 静一

国保年金課長 林 吉治

税務課長 平塚 俊範

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

こども育成課長 江寄 充伸

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

現地視察

鳥栖市学校給食センター

議案審査

議案乙第19号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第20号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第21号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第18号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

議案甲第19号 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

議案甲第23号 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第20号 鳥栖市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

議案甲第21号 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例

議案甲第22号 鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



の部分で、まず、必要なサービス量は第3期の中では、サービス量は満たしているとの判断を行い、第4期計画の中では整備がされませんでしたので第5期へ持ち越しとなり、その部分が平成24年度に県が指定しました96床のうち鳥栖市で48床を行ったと。

3番目の近隣の自治体の状況でございますけれども、これにつきましては、第5期の介護保険事業計画の中で、県内において7事業所を新たに特定施設入居者生活介護として指定がされたと。

そのうちの3事業所が当介護保険組合のほうの管内という形になりまして、この部分についての3事業所が鳥栖市で、御説明しました2施設48床を30床と18床で2施設と、みやき町で1施設ということで、現在指定されている状況、設備も整備もされている状況であるということで、1、2、3が背景と現状について書かれております。

それで4番目が、この陳情に対する介護保険課としての回答でございます、現在、第6期の事業計画を策定中であるということで、その策定の過程の中で、今後さらにそういった施設が必要という結果になれば、新たな指定ということで、県とも協議をしていきたいということで回答を得たところでございます。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

ただいま執行部から介護保険課のほうから聞き取った結果について、書面にまとめたものを御説明をいただきました。

それで、参考人として介護保険課から来ていただいてお話をというふうにも思いましたが、スケジュール等々との打ち合わせの段階で、非常に、近々はなかなか合わないということもありましたので、こうやって書面でいただくという形をとらせていただいております。を御理解をお願いを申し上げます。

その上で、このペーパーについて、執行部としてということになりましょうが、お答えできる範囲でのことで御質問があれば受けさせていただきたいと思っておりますけれども、何かありませんかこのペーパー、介護保険課の考え方について。

#### **松隈清之委員**

この回答を見ると、まだ、次に関しては、全く考え方は……、まあ必要があればということなんで、必要があれば協議をしたいということになっているんで、その必要性の判断っていうのは、何かデータに基づいてやられるんですかね。協議しているレベル、今、こういうところで必要性があるかどうかの判断ちゅうのは、何か、データに基づいて何かされるわけですかね。

要望調査とか、ニーズ調査とかそういったのはされているんですか。

### 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

介護保険課の中で事業計画を策定する中で、まず、第5期の計画の評価と申しますか、成果についても整理をされております。

それで、今後の3年間分になりますので、今後、じゃあどういった状況が想定できるのかというようなところも見込みを出されまして。それでまた、高齢者のほうの要望についてもアンケート調査等も行われております。

それらのさまざまなデータから判断して、じゃあ次の3年間どのような形で進めていくのかということでの計画を策定されるものと思っております。

### 松隈清之委員

そこら辺が、委員会としてどう取り扱っていったらいいのかっていう、難しいところで、我々もその情報が共有されないと、多分、もっとふやすべきだとか。

要は、そこがないと陳情にあるような指名とか指定という方向にならないわけじゃないですか、前提条件として。だから、そののためにも、参考人等はやはり、その情報の共有っていうのを判断材料としてはしないといけないのかなあと思うんですけども、今、計画策定中ということなんですが、段階としては、そういう調査全部終わって、その中で話をされているところなのか、まだそこが出てきてなくて、今それをやっても、その情報っていうのは十分提供にできないかっていう、今の段階はどういう段階なんですか。

### 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほど申し上げました、さまざまなデータはもう全部そろっておりますので、今、介護保険課のほうの策定委員会の中で、いろいろな専門家も含めまして、十五、六名だと思うんですが、その中で議論をしていただいていると。

もちろん、今、2回終わったところです。7月だったと思うんですけど、第2回目が終わりました、今後もまた秋以降に3回目、4回目等が、委員会が行われるものと思っております。

### 松隈清之委員

全部で、何回ぐらいでその結論に至る予定っていうのがわかるのか。あるいは、その協議の議事録、あるいは、そこに出された資料等については、委員会に提出することはできるのでしょうか。

### 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

ちょっと、今の時点で何回で終わらせるというのが、確認できておりません。ですが、あと2、3回は、少なくともあるのではないかと。

もう一つが、その策定委員会も一つございますけれども、各圏域、鳥栖市は鳥栖広域にな

っておりますので、ごとの部会みたいなのもございます。そういった下部の組織もございますので、そういったの検討の場もあると。

資料については、その辺は、介護保険課のほうにも確認をさせていただければなと思っております。

#### **中村圭一委員長**

ほかにありますか。

#### **尼寺省悟委員**

この1番のところは、陳情の背景となった現状、この認識とさ、この陳情書の背景はちょっと違うっちゃないかね。

もともと陳情書は、要介護度が今度3以上じゃないと入れんと。だから、今の要介護1、2の方の受け皿が必要なんだと、いうところから出発しているわけでしょう。

こっちは、単なる高齢化したから必要だと、問題認識がさ、1番の出発点が違うんじゃないかと思ったわけ。普通、考えてみたらさ、要介護3以上ないと入れん、だから、1、2の人たちどうするんやろかと、この受け皿は必要になってくる。

だから、今までと状況がかなり違っていると思うっちゃんね。だから、そういったことを踏まえての陳情なんだからさ。何か、これは、余りもこうね、その辺のところを抜かした形のね、何かそんな感じがするんですけれども、どうですかね。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

確かに、陳情の中の背景では、今度の法改正に伴う要介護1、2の方の受け皿というような表現もございます。

ただ、課題の中で、入居者が重度化しているという状況も書かれておりましたので、介護保険課としてはその辺に重点を置いた形での現状認識、背景を書かれているのかなと思っております。

#### **尼寺省悟委員**

さっきも松隈委員が言われたように、その辺の状況といったものは、ここではほら、要するに、策定中であって、その結果次第ということなんでね。

そういった情報は我々は何もわからないんだから、本当に足りるのか、足りないのかそのことすらわからんわけよね、今の時点でね。

だから、何とも言いようがないったい、しょうがね。何かちょっともう一つ、このね、うんっっちゃう感じがしますね。どう言ったらいいか。

いいです。

#### **中村圭一委員長**

ほかにございますか。

執行部に、構成団体としての鳥栖市に対して御質問があればと思いますが。

#### **古賀和仁委員**

基本的に、このケアハウスが足りないという認識というのはあるんですか、どうなんですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

数としては、現状で必要量は満たしているのではないかと、ここで、要望がなされている分については、特定施設ですね。居宅として使われている、そういう施設にお住まいの高齢者の方が、元気な状況であれば問題ないんですけれども、介護等が必要な状況になった時に、すぐにサービスを受けられる施設としての整備が必要ではないかというような陳情ですので、そこはやり方として、訪問による介護もございますし、さまざまなサービスのやり方はあるとは考えております。

ですから、その必要量について申し上げればケアハウス等の必要量は、満たしているというような判断はされているのかなと思っております。

#### **古賀和仁委員**

現状としては、足りないということは考えていないと。

ただ、ここの4番目のとこね、第6期、策定中であると。この中では、将来のことまで含めてやるという、将来的には足りないと。まあ、この1番のところから含めですね。

という認識のもとに、この4番の策定をすると、その中に課題として挙がっているのかどうかですね、どうなんですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

今、策定中でございますし、先ほども申し上げた今までの計画での成果とか、現在の状況とか、高齢者の方のアンケートの結果とか、そういうのを踏まえた上で、現在検討されているというふうに考えております。

#### **古賀和仁委員**

質問が漠として、すいません。

全国的には特老というのは足りないというのは、そういうふうな状況になっているのは事実なんですね。その中で、そのかわりとして、受け皿としてこの軽費ホームをやりたいという、そういうふうな陳情なんですね。その中で受け皿として。

その中で、これ自体をまず、するべきか、すべきでないという結論は出てないと思うんですけれども、今の現状には足りているけれども、やらなければならないとか、そういう認識というのはあるわけですか、どうなんですか。必要があるとかっていうのは。

## 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その辺の判断は、我々の情報というか、中では確認できない部分かなと思っております。

## 古賀和仁委員

最終的には、この数字的な問題が、私ども全く把握していないからどう判断していいかわからないところあるんですけども、具体的に高齢化を迎えるのは事実なんですね。事実で、将来的に介護のところは足りないというのは事実なんですけれども。

そこんところで鳥栖市がどういうふうな対応をするか、これは県全体のことでですから、直接の市のほうの担当じゃないんですけれども、その中で福祉計画というのがありますから、その中で、どういうふうに対応するかということ。

その辺が漠としているとなかなか、鳥栖市でやりますよとか、やりませんとか、ぜひっちゃうあれがないと、私も何と言っていいかわからんですけどね、その辺のところをしっかりと、やっぱやるべきじゃないか、検討すべきじゃないかというふうに思います。

終わります。答弁いりません。

## 中村圭一委員長

ほかにありますか。

## 伊藤克也委員

古賀議員の質問に関連するかもしれませんが、第6期介護保険事業計画を今、策定中というところでございますが、その第6期はいつまでにでき上がって、また今、議論の中にあるように、そういったことが結果としてその中に盛り込まれるような内容になるのかですね。

そもそも、そういう要介護1、2の方たちが今後そういったところに入るっていうのは、ここの4番には、指定については佐賀県と協議したいというふうにあります。鳥栖市として、鳥栖広域として、そういう施設が必要だというふうな結論を持った上で、佐賀県と協議をするというふうな流れになるのかですね。

その辺を、確認を含めてお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

## 橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

第6期の事業計画につきましては、策定については年度内、ですから2月、早ければ2月には、みたいな形になるのではないかと考えております。

現在、策定中ですので、その辺の、ここにも考え方で示されておりますように、その中で策定委員会等で議論をなされ、結果として必要性があるというふうに認められれば、当然、県とも協議をして——先週も委員会の中でお話したように——最終的には県が指定するものになりますので、その辺で県のほうでも、計画に上げていく必要があるのかどうかという部分は出てくると思います。



以上でしたかね、まだ……。(「その中に含まれているんですけど」と呼ぶ者あり)

#### **伊藤克也委員**

そういった結果を踏まえた上で、鳥栖広域としては、そういう施設が必要になるっていうことの上で、佐賀県に報告をして認めていただくという流れになるんですか、それは確認です。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

議論の中で、結果としてそういう必要性が、検討の中であるというふうな認識が策定委員会の中で出て、計画の中でも落とし込みましょうというふうになれば、当然、そういう段階で県との協議も出てくるかと思えますけれども、それらも含めて、現在、策定中ですので、ほかのあらゆる施策も含め、検討がされていると。

こういう陳情が出たからといって、即座に、じゃあこれに対応していくという話ではないのかなと思っております。

#### **中村圭一委員長**

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

大体、それぞれ御質問いただきましたが、私のほうからもまとめる意味でもちょっとお聞きをしたいというか、確認をしたいんですが、要はこの、きょういただいた資料の4番の、その過程で特定施設入居者生活介護が今後さらに必要という結果になれば、ということは当たり前のことを言っているんですよ、多分ね。ですよ。

なので、こうやって、いわゆる介護の現場を担っていただいているプロの方から、要望、陳情というよりも、どちらかというと御提案をいただいたっていうふうに捉えていただきたいんですね、広域さんには。

現場を担っている方々から御提案をいただいたと、それに対して、それも踏まえて、こういう検討をいただきたいということなのかなあと、勝手にまとめて申し上げると、そういうことなんです。

委員会として、メンバーの皆様にも御相談ですけれども、厚生常任委員会として、この陳情をどういう形で、介護、広域のほうに出すのかというところなんですけれども。

今、私が申し上げたように一つの貴重な御提案であるというところを受けとめて、今後の策定に当たっていただきたいと、その上で、今、ここに書いてあるように、特定入居者生活介護が、今後さらに必要という結果になればそういう形で盛り込むということになると思いますし、現に、こうやって現場からは必要だという声が上がっているというところをしっかりと、その現実を踏まえて今後の検討に当たっていただきたいということぐらいまではどう

ですか。言っても構わないのかなと思いますけれども、御意見があれば、皆さんから出していただければと思いますけれども、尼寺議員いいですか。

#### **松隈清之委員**

要は、それをもって結論として終わりますか。いや、それはそれでも、まあいいんですけど、要は、さっき言ったように現時点ではどう判断できる材料はないんですよ。

だから、そういう協議をした上で何らかの要望を出すっていう形にするのか、あるいは、極論するとようわからんけん、現場ではこんな声が出てますよと、そういうことを踏まえて計画策定に当たってくださいで終わるのか、どっちかだと思うんですね。

どっちの方向で行っていきますか。

#### **中村圭一委員長**

その、皆さん次第というところもありますけれども、まずは、そうやって投げて、投げた結果について、結果というか、結果が出てしまう前の、こういう方向で検討しましたというところをデータも含めて、投げ返していただくということをできればさせていただきたいと。

もう、こうこう、こうなりましたじゃなくてですね。こういう検討になりましたと。こういう結果になりましたじゃなくって、というところを教えていただきたいなと。

ちょっと言葉が、微妙にあれですけど、御理解いただけますか。

どちらでも結構です、部長でも次長でも。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

今回、こういう陳情が出まして、委員会のほうで今、御議論をいただいたという部分と、今、委員長お話された部分を、こういう策定の協議の中で、どのような形で検討がなされているのか、出されたのかについて、何らかの形で介護保険課のほうからの報告ができるようをお願いをしたいと思っております。

#### **中村圭一委員長**

ぜひ、そのようにお願いをしていただきたい、要は、整理をした段階でということです。整理っていうのがわかりやすいかもしれないんで。

ということで、まとめさせていただけたらと思いますが、副委員長。

#### **松隈清之委員**

そうしたら、それまで何もしなくていいんですかね。

取り扱い方ですけど、例えば、検討してくださいって何らかの整理をした上で、回答をくれって言ったら、多分、それについてはもうあんま言えなくなるのかなとは思うんですね。

それでよしとするのか、その必要性について分析をするのか、どっちかだと思うんですね。要は、陳情なんか、要望なんかっていうのは片方からの話でしかないんで、こちらこう

言いよるけんそれが正しいとは決められんわけじゃないですか。

だから、客観的に議会の意見と言うならば、それなりの調査が必要になるし、こういう声が出てますよっていうことを伝えて検討してくださいと、結果どうになりましたというのを受けて、検討してくださいと言ったらこんな答えが返ってきましたっていうのでも、それはいいと思うんですけど、皆さんがどういう取り扱いをされたほうがいいと思うかなと。

#### **古賀和仁委員**

ここで、第6次総合計画を策定中ということで、ここに対してしっかり検討してくださいみたいなのが、一つの原則じゃないですか。

ここに投げるという言い方はおかしいかもしれませんが、委員会の中でこれが決まらないことには次には進めないと思いますので、この中で今検討されているということで、ぜひ、こういう陳情もありますから、この中でしっかり需要と供給の関係までしっかり含めて検討されて、将来についてどうするかまでやっていただくというふうな委員会としての意見を述べるというぐらいしかないんじゃないですかね。

#### **中村圭一委員長**

書記にはしっかり書いていただきたいんですけど、先ほど、私が申し上げたのはまさにそんな感じで、要は、陳情、要望でなくて、いわゆる現場のプロからの提案だという捉え方で検討をいただきたいというところですよ。（「基本は一緒ですね」と呼ぶ者あり）

#### **尼寺省悟委員**

そうなってくると、向こうのほうから、こういうことですよって返ってくるでしょう。はい、そうですかと。それで終わるんじゃ、何かちょっとね。

そこで、もう一つアクションがさ、何かそこに、こちら側として、聞いた答えに対して、もう一言、二言、どうのこうのっていう、何かそれが必要じゃないかなと思うんですけどね。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございます。

それで先ほど、もう整理した段階で来たらおしまいって言われれば、実際、そういう部分もあるかしらんですけど、要は、結果じゃなくて、整理した段階で教えてほしいっていうのは、それに加えて何か我々が、また、申し上げたいことが出たときの場合のために言っている話なんで、そういう段階で御報告というか、こちらにまたボールを投げてください、そこにはある程度、なぜそうしたかというデータも、理由づけもあると思いますので、それを我々なりに、また、協議をさせていただいて、わかりましたというのか、いやもっとこうしてほしい、こうすべきっていうのをまた投げ返すのかは、また、ここでの議論になるのかなというふうに思っております。

松隈清之委員

どれぐらいの時間をもって整理したやつが出てくるのかっていうのがわからないんですけど、例えば、じゃあ1週間したら出てくるのか、あるいは、今まさにやっている最中なんでも整理し終るのが、じゃあ11月に出ましたと、もちろん決まってもないけれども、そこから、じゃあ我々がまた協議する時間があるのかっていう心配が、一つね。

もう一つは、そういうやり方もあるんだろうけれども、要は、一旦整理したやつを鳥栖市議会がこげん言うたけん、また、じゃあやるっていうのは彼らも抵抗がある気がするんだよね。じゃあ、何のための整理やったとかみたいな。

中村圭一委員長

言葉の使い方だと思うんですね。

じゃあ、こういうふうに整理しようと思っているという段階で教えていただけたらと思うんですけど。（「そこは、休憩しましょうか」と呼ぶ者あり）

じゃあ、休憩します。

午前11時17分休憩



午前11時24分開議

中村圭一委員長

再開をさせていただきます。

いろいろと委員の皆様から御意見をいただきましたが、この陳情第23号につきましては、繰り返しになりますけれども、現場を担っていただいている事業者、プロの方からの単なる要望、陳情ではなく政策の提言であると、御提案であるというふうに捉えていただいて、構成団体の一つの鳥栖市として鳥栖広域のほうに、委員会からこういう意見があったということをお伝えいただいて、そして、この第6期介護保険事業計画の策定の中で、この特定施設入居者生活介護の必要性について、ある程度の意見、方向性が出た時点で、我々にも御報告をいただいて、そこで再度、ここで協議をさせていただきたいというところまで申し上げて、この陳情の協議を終わりたいと思いますが、執行部のほうもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、それで事務局もまとめてください。よろしくお願いします。



したら、発言をお願い申し上げます。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見をお願いいたします。

何かございますか。

## 尼寺省悟委員

子ども・子育て新法について、総括的にちょっと。

かつて篠原部長は、一般質問で、ある議員の質問に答えて、メリット、デメリットはないですかと言われたら、あなたはデメリットはありませんと言われたのを憶えとるんですが、この子育て新法そのものは消費税を10%にすると、今8%ね。

財源7,000億円を基にして充実を図っていくということだから、ある意味、じゃあメリットがなければね、そのこと自体問題であってね、あるのが当然だと思う。問題は7,000億円もかけて本当にその充実が図れるのか、そこだと思うんです。

私はね、現実的にはこれ待機児童解消と全国的には40万人、50万人。鳥栖市では、今の時点では230人ばってん、ニーズ調査によると500人かな。

そういった人たちの待機児童対策が図れるかどうかということなんですね。どうも聞きよってみると、私は量だけをおい求めて質、質の問題を何か、軽視しているというふうな気が、そういった懸念がするんですね。

それで今回は、要するに新しくなって、保育所の設備、運営基準、それから家庭的保育事業の設備、運営基準、それから幼保連携型認定こども園の整理、運営基準、それから幼保連携型認定こども園以外の認定基準と。

大きくして4つの基準、それ以外にも小規模保育事業はさまざまな運営基準が出てくるわけよね。今までは、少なくとも……、認定保育所の基準というのは1本だけであった。これが、こういった形でさまざまに分かれて、基準そのものは分かれていると。

子供そのものにとってみたら、少なくとも認定を受けて、あなたは保育が必要ですよといった子供がね、こういったいろんな形で差別が、基準に差があるようなところに行くこと自体が私は問題じゃないのかと。

その一番の問題が、今、ずっと言っているように保育士の問題よね。少なくとも認定された保育士といったら、全て保育士の国家試験というか持った人、ところが今回、家庭的になってみたら、単に何週間か研修を終了したらいいんだと、そういうふうになってしまうんですね。

よく考えてほしいんやけどね、学校の先生だって教師の資格を持っているんよね。医者だって持っているんよね、それから幼稚園の先生だって、床屋さんにいたっても、床屋さんね、

国家資格があるったいね。我々が運転するんだって資格があるんです。

だから、資格を持っている人がするっていうのが当たり前のことであってね、特に相手は0歳から2歳で、そういった本当に命を守る人たちに対して、資格なんかありませんよと、国家資格ありませんと、そういう人が果たして国家の資格としてやっていいのかということですね。

今、認可外保育所はあるけれど、認可外保育所については、保育士さんは3分の1以上と、あれは認可外だからね。今度は、全部認可された保育所になる。その辺がね、私としては問題だと。

要するに、認可保育所を頂点として、一番下はそういったピラミッド型の形で認定されると、そういった形でいいのかと。

そういった意味で、私は今回3つ出されたけど、全部に対して反対するつもりはないし、一つに対しては、今度待機児童の定義が変わって、今まで待機児童と言われなかった人でもカウントされてなってくる、そういったいい点があるということで、3つに反対するわけじゃないけどね、一つについてはそういった基準が、質の点で非常に心配であるということなので、私としては一つについて、異議があるということだけ申し上げておきます。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

その他ございますか。

#### **松隈清之委員**

今の御意見ございましたけれども、個人的には子ども・子育て新制度がベターになっているとは僕はあんまり思っていないんですよ。

ただ、待機児童を解消するという意味では、今言われた質を維持しながらっていうのは難しいかもしれないけれども、それでも、やっぱり預けるところがなくて、今、無認可にでも預けている現状を考えれば、そういった方々に質を維持したまま、拡大できればいいんだけど、現実、資格を持った保育士さんがいないとか、来てくださらないので、確保できない現状があるわけだね。そうした中で、じゃあ無認可で、それにこだわって無認可に預けることがベターだとは思わないんで、一定、評価するところはあるんですよ。

ただ、やはり心配されるようなことっていうのは、全く杞憂に終わるというわけではないので、やはり、新しい制度に移行する中では、そこら辺の配慮っていうのはしていかなきゃいけないのかな。

ただ、今言われている、その200人が500人とか、その待機児童という言葉の定義は別としても、僕は本当、議員なってからわりと保育所つくれと前半、言ってきたんだけど、つ





〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

はい、御異議がございますので、挙手により採決を行います。

〔賛成者举手〕

挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決をいたしました。

~~~~~

議案甲第23号 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

次に、議案甲第19号 鳥栖市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例及び議案甲第23号 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案につきまして一括して採決を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。よって、2議案は原案のとおり可決をいたしました。

~~~~~

次に、議案甲第20号 鳥栖市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例について採決を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。





平成26年 9 月 30 日 (火)



## 1 出席委員氏名

委員 長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 説明員氏名

市 民 福 祉 部 長 篠原 久子

市 民 協 働 推 進 課 長 村山 一成

〃 地 域 づ く り 係 長 犬丸 章宏

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

〃 男 女 参 画 国 際 交 流 係 長 下川 有美

市 民 課 長 塚本 静一

〃 課 長 補 佐 兼 整 備 係 長 徳渕 悦子

〃 市 民 係 長 佐々木利博

国 保 年 金 課 長 林 吉治

〃 課 長 補 佐 兼 健 康 保 険 係 長 吉田 秀利

〃 年 金 保 険 係 長 山内 一哲

税 務 課 長 平塚 俊範

〃 管 理 収 納 係 長 有馬 秀雄

〃 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長 久保 雅稔

〃 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

社 会 福 祉 課 参 事 松隈 義和

〃 地 域 福 祉 係 長 高松 隆次

〃 課 長 補 佐 兼 高 齢 者 福 祉 係 長 吉田 忠典

〃 障 害 者 福 祉 係 長 兼 障 害 児 通 園 施 設 園 長 緒方 守

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| こ　ど　も　育　成　課　長             | 江　寄　充　伸 |
| 鳥　栖　い　づ　み　園　長             | 西　村　洋　子 |
| こ　ど　も　育　成　課　子　育　て　支　援　係　長 | 田　中　大　介 |
| 市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長   | 内　田　幸　男 |
| 健　康　増　進　課　参　事　兼　課　長　補　佐   | 坂　井　浩　子 |
| 〃　保　康　予　防　係　長             | 白　山　淳　子 |
| 〃　健　康　づ　く　り　係　長           | 名　和　麻　美 |

#### 4 議会事務局職員氏名

議事係主査　　武　田　隆　洋

#### 5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第25号　平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

な　　し

#### 7 その他

な　　し



午前 9 時 55 分開議

中村圭一委員長

時間前でございますがおそろいですので、本日の厚生常任委員会を開かせていただきます。

本日より、平成25年度の決算の審査に入ります。委員の皆様、また、執行部の皆様におかれましても、スムーズな審査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~

審査日程の決定、その他

中村圭一委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。付託議案につきましては3件でございます。

審査日程につきましては、本日30日は、議案乙第25号の審査を行い、あすの1日は議案乙第26号及び議案乙第27号の審査を行い、2日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明いたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察等につきまして御説明をお願いいたします。

松隈清之副委員長

現地視察につきましては、お手元の資料に書いておりませんが、特に、執行部からはここ
というところがなかったので、もし、委員の皆様から御希望があれば、言っていただければ、
対応できるところは対応しますが、何かありますか。

なしでいいですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、現地についてはなしということで、2日は、じゃあ現地視察なしの自由討議、総括、採決ということでよかですかね。

中村圭一委員長

はい、そういうことで、今回は現地はなしということで御了承をお願いいたします。

それは、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前 9 時 58 分休憩



午前 9 時 59 分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。

審査に入ります前に、市民福祉部長から挨拶の申し出がっておりますのでお受けをしたいと思います。

篠原久子市民福祉部長

おはようございます。

平成25年度の決算審査にあたり一言御挨拶と市民福祉部関係の概要を申し上げます。

本委員会では、一般会計を初め３議案を御審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

市民福祉部は、市民協働推進や国際交流に関する業務、戸籍関係の業務、国民健康保険や年金に関する業務、市税に関する業務、高齢者や障害者、児童などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、健康づくりに関する業務など日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

このような業務を執行いたします組織及び職員体制でございますが、平成25年度におきましては、部長1名、市民協働推進課12名、市民課18名、国保年金課13名、県後期高齢者医療広域連合への派遣1名、税務課30名、社会福祉課が社会福祉協議会からの派遣を含め24名、広域市町村圏組合介護保険課への派遣9名、こども育成課が基山町からの派遣を含め8名、保育所42名、子育て支援センター2名、健康増進課15名となっており合計で175名の体制でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入では、市税、保育所保育料、諸証明手数料、各種国・県負担金補助金、県民税徴収等委託金など171億6,856万530円でございます。

また、歳出は94億1,801万5,880円でありまして、一般会計全体に占める割合は39.7%と

主なものといたしましては、国民健康保険特別会計繰出金、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、後期高齢者医療費の医療給付費負担金、児童扶養手当、子どもの医療費、私立保育所等運営費負担金、児童手当、生活保護費などがございます。

次に、平成25年度後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は、後期高齢者医療保険料繰入金など総額6億9,738万3,475円、歳出は、総額6億9,671万5,697円となっておりまして、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

中村圭一委員長

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

それでは、議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

款1. 市税、全体といたしましては、昨年度と比較いたしますと収入済額で4億823万円の増収となっております。

徴収率が95.4%と0.8%の増となっております。徴収率の内訳といたしましては、現年課税分の収入済額が4億1,778万円の増、徴収率98.8%で、対前年度比0.1%の増、滞納繰越分の収入済額で955万円の減、徴収率が28.0%で、対前年度2.25%の増となっております。

個別の税を昨年度と比較いたしますと、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年課税分につきましては、約5,956万円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、納税義務者の増に伴うものでございます。

節2. 滞納繰越分につきましては、前年度比で420万円の減となっております。

次に、目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、対前年度比で現年課税分の収入済額は、約3,141万円の増となっております。

次に、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、調定額で土地課税分が地価の下落などにより、対前年度比で2.3%の減少、家屋課税分が9.9%の増。また、償却資産課税分は、流通業務団地等への企業立地により4.2%の増となっており、収入済額といたしましては、約2億1,145万円の増となっております。

次に、目2. 国有資産等所在地市町村交付金の現年課税分につきましては、鳥栖市内に国・県が所有している固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金で、収入済額は、対前年度比で159万円の減となっております。

次に、項3. 軽自動車税の現年課税分につきましては、収入済額は、対前年度比525万円の増となっております。

次に、項4. 市たばこ税の現年課税分につきましては、全国的には喫煙者が減少しておりますが、値上げによる買いだめ、たばこ税の県税からの市への税源移譲等により収入済額の対前年度比は8,483万円の増、比率として13.8%の増となっております。

次に、項5. 都市計画税の現年課税分につきましては、収入済額、前年度比で2,725万円の増となっており、滞納繰越分と合わせますと徴収率は95.8%となっております。

次に、項6. 入湯税につきましては、収入済額は、前年度比41万円の減、比率として10%の減となっております。

以上で、款1. 市税の説明を終わります。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、決算書の57ページ、58ページをお願いいたします。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目1. 民生費負担金、節1. 社会福祉費負担金でございます。

主なものといたしましては、老人保護措置費負担金（受益者負担分）でございますが、この分でございます。

以上でございます。

江崎充伸 子育て課長

続きまして、節 2. 児童福祉費負担金の主なものにつきましては、1 行目の園児の保護者が支払う保育所保育料でございます。

以上でございます。

村山一成 市民協働推進課長

次に、同じページの中ほどをお願いいたします。

款の14、使用料及び手数料について申し上げます。

項 1. 使用料、目 1. 総務使用料、節 1. 総務管理使用料のうち備考欄の上から 3 行目でございますが、まちづくり推進センター使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの集会場ほか諸室等の使用料収入でございます。

以上です。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、目 2. 民生使用料、節 1. 社会福祉使用料でございます。

主なものといたしましては、地域活動支援センターを特定非営利活動法人あけぼのに貸しておりますので、その使用料及び鳥栖三養基地区総合相談支援センターの使用料、老人福祉センター使用料などがございます。

以上でございます。

内田幸男 市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、下の目 3 の衛生使用料、節 1 の保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料は、センターで受診された方の診療報酬と窓口での自己負担分です。

塚本静一 市民課長

59、60ページをお願いいたします。

同じく、款14. 使用料及び手数料、項 2. 手数料、目 1. 総務手数料のうち節 1. 総務管理手数料は、印鑑証明手数料と臨時運行許可手数料でございます。

以上です。

平塚俊範 税務課長

節 2. 徴税手数料についてですが、督促手数料は、はがき等での督促による100円の手数料であり、納税、所得証明手数料及び所得証明手数料等は、1 件当たり300円の手数料であります。

塚本静一 市民課長

次に、61、62ページをお願いいたします。

節３．戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍証明手数料と住民票証明手数料などの手数料でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、款15．国庫支出金、項１．国庫負担金、目１．民生費国庫負担金、節１．社会福祉費国庫負担金でございます。

主なものといたしまして、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国・県で負担いたします国保運営の基盤を安定させるための国民健康保険基盤安定負担金、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対しまして支給しております特別障害者手当等の国庫負担分。

また、障害者の介護及び訓練等給付、療養介護医療費、補装具費など障害者自立支援給付費に係る国庫負担分、さらに身体障害者の障害軽減、機能回復の障害者自立支援医療費に係る国庫負担分、そして、障害児の通所支援に伴う障害児施設措置費に係る国庫負担分でございます。

以上でございます。

江寄充伸こども育成課長

続きまして、その下でございます。

節２．児童福祉費国庫負担金のうち１行目の児童運営費負担金につきましては、民間保育所の運営費に対する国庫負担金で、負担率２分の１となっております。

次のページお願いいたします。63ページ、64ページでございます。

上から２行目の、児童扶養手当費負担金につきましては、ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、負担率は３分の１でございます。

その２行下でございます。

児童手当費負担金でございますが、中学生までの児童を養育している方に、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、支給される手当でございます。負担割合につきましては、交付区分に応じて45分の３から３分２の負担率となっております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、節３．生活保護費等国庫負担金でございます。

これにつきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴います国庫負担金となっております。

次に、項２．国庫補助金、目１．民生費国庫補助金、節１．社会福祉費国庫補助金のうち主なものといたしまして、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力あるいは適

性に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に伴います、国の地域生活支援事業補助金、障害程度区分認定等事務費の補助金などがございます。

その下、節 3. 生活保護費国庫補助金につきましては、セーフティネット支援対策である生活保護適正実施推進事業に伴います国庫補助金でございます。

江寄充伸 こども育成課長

すいません、1 つ戻ります。

節 2 でございます。児童福祉費国庫補助金のうち 1 行目の、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親家庭の父又は母が資格取得のため 2 年以上資格養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費、入学金等の負担軽減に対する国庫補助金で補助率 4 分の 3 となっております。

以上です。

内田幸男 市民福祉部次長兼健康増進課長

目 2 の衛生費国庫補助金、節 1. 保健衛生費国庫補助金は、女性特有のがんである子宮がん、乳がん検診にかかる補助金でございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

江寄充伸 こども育成課長

続きまして、同じページの一番下になります。

目 4. 教育費国庫補助金、節 1. 教育総務費国庫補助金のうち 1 行目の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るものでございます。補助率は 3 分の 1 以内となっております。

以上です。

塚本静一 市民課長

次のページ、65、66 ページでございます。

項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳委託金は、外国人関係におけます中長期在留者住居地届け出等事務委託金でございます。

以上でございます。

林 吉治 国保年金課長

その下の、目 2. 民生費委託金のうち節 2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失など、これらの事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、目３の衛生費委託金、節１の保健衛生費委託金は、昭和33年から昭和61年までに市内に居住した方や、特に、エタニットパイプ周辺に居住した方などを対象にしたアスベストの曝露による健康被害調査に対する環境省からの委託金でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、67、68ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項１. 県負担金、目１. 民生費県負担金、節１. 社会福祉費県負担金につきましては、社会福祉国庫負担金と同様、国民健康保険料軽減分に対します国民健康保険基盤安定負担金及び障害者自立支援給付費、障害児施設措置費、障害者自立支援医療費にかかります負担金等で、県の負担割合に伴うものでございます。

林 吉治国保年金課長

同じく、節１. 社会福祉費県負担金のうち上から２行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその４分の３を負担するものでございます。

以上です。

江寄充伸こども育成課長

続きまして、節２. 児童福祉費県負担金のうち１行目の児童運営費負担金につきましては、国庫負担金と同様に民間保育所の運営費に対する負担金で、県の負担分は４分の１となっております。

同じ節の一番下の行の児童手当費負担金につきましても、国庫負担金と同様に、児童手当のうち県の負担分となっております。負担割合につきましては、交付区分に応じて45分の４から６分の１の負担率となっております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次にその下、節３. 生活保護費県負担金でございます。

生活保護法第73条に規定されております、居住地等が明らかでない被保護者等の保護費等に要する県の負担金でございます。

以上でございます。

村山一成市民協働推進課長

同じページでございますが、項の２県補助金、目１. 総務費県補助金、節１. 総務管理費県補助金のうち身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化推進事業補助金）につきましては、町区公民館のトイレ洋式化工事費に対して、県が助成をするものでございます。

また、その下の消費者行政活性化事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対し県が助成をするものでございます。消費生活相談員の人件費及び研修費等が対象となっております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、目２．民生費県補助金、節１．社会福祉費県補助金につきましては、主なものといたしまして、民生委員児童委員活動費等交付金、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、障害者総合支援法に基づきます地域生活支援事業補助金などでございます。

以上でございます。

江寄充伸こども育成課長

続きまして、節２．児童福祉費県補助金のうち１行目のひとり親家庭等医療費補助金でございますが、母子及び父子家庭等に対する医療費の助成でございまして、補助率は２分の１でございます。

その次の、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費助成でございまして、補助率２分の１となっております。

その次の、保育対策等促進事業費補助金につきましては、延長保育や休日保育等に対する補助で補助率は３分の２でございます。

一番下になりますけれども、安心こども基金事業補助金につきましては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、保育士等処遇改善臨時特別事業等に対する補助でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、節３．生活保護費県補助金につきましては、住宅支援給付等事業実施に伴う県補助金でございます。

以上でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次の、目３の衛生費県補助金、節１．保健衛生費県補助金のうち主なものを説明します。

健康増進事業補助金は、一般保健事業である健康手帳の交付、健康大学などの健康教育、健康診査や健康相談、家庭訪問指導に対する県の補助金です。

下の妊婦健診審査事業費補助金は、妊婦の健康診査に係る補助金でございます。県の補助は、１４回の妊婦健診のうち９回分の２分の１が補助であります。

下から２番目の、妊婦安心風しん予防接種事業費補助金は、妊娠を予定、または希望する女性及び妊婦の同居者に対する予防接種経費の県補助金でございます。

以上です。

江崎充伸 子育て課長

ページ、飛びますけれども、73ページ、74ページをお願いいたします。

目7. 教育費県補助金、節1. 教育総務費県補助金のうち2行目の被災幼児幼稚園就園奨励費補助金につきましては、県安心子ども基金を財源といたしまして10割補助となっております。

平成25年度につきましては、3歳から5歳まで7名が対象でございました。

以上でございます。

平塚俊範 税務課長

項3. 県委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴税費委託金につきましては、県民税を市県民税として市民税と一緒に徴収いたしますので、納税義務者1人当たり3,000円を県民税徴収委託金として県より受け入れたものです。納税者3万2,820人分の県民税徴収委託金及び県税分の過誤納金等の還付金でございます。

以上です。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

次のページ、75、76ページをお願いいたします。

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金につきましては、地域福祉基金利子でございます。

次のページ、77、78ページをお願いいたします。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目4. 地域福祉基金繰入金、節1. 地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉基金利子を地域福祉基金に繰り入れるものでございます。

次のページ、79、80ページをお願いいたします。

項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、社会福祉課分につきましては、市が設置いたします総合相談窓口における精神障害者担当相談員の雇用費用が保険事業の対象となるためでございます。

以上でございます。

平塚俊範 税務課長

同じページ、款21. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金、節1. 延滞金につきましては、市税遅延による延滞金として徴収したものでございます。

滞納整理に伴う差し押さえや自主納付の増加により、前年度より約530万円の増加となっております。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、81、82ページをお願いいたします。

項4．受託事業収入、目1．受託事業収入、節1．民生費受託収入につきましては、地域支援事業受託料で、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険課からの受託事業でございます。

介護給付費の3％が地域支援事業に充てられるもので、介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

以上でございます。

林 吉治国保年金課長

同じく、節1．民生費受託収入のうち2行目の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る人件費や物件費などの経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

下の、節2の衛生費受託収入のうち休日救急医療運営受託料は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制に対する基山町からの運営委託料でございます。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、83、84ページをお願いいたします。

項6．雑入、目4．雑入、節1．生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金でございます。

以上でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

次に、節2の保健衛生雑入の健康診査等検診料は、各種検診の際に、受診者からの検診料に係る実費徴収分でございます。

以上です。

村山一成市民協働推進課長

次のページをお願いいたします。

節4の雑入のうち、右、備考欄の上から8行目でございます。コミュニティー助成金につきましては、財団法人自治総合センターの助成事業で採択を受けました弥生が丘中央区の公民館備品の整備に対する助成金でございます。

また、その4行下でございますが、まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターに置きます自動販売機や電話料、コピー機、印刷機等の使用料の収

入でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

同じく、雑入でございまして、民生雑入でございます。

民生雑入の部分の上から3行目になりますが、ひかり園に対して支給されております介護給付費である障害児通園施設介護給付及びその3つ下の、高齢者福祉施設雑入として、中央デイサービスセンター、中央老人福祉センター等に係る燃料費、光熱費の負担分などがございます。

以上でございます。

林 吉治国保年金課長

同じく民生雑入のうち下から7行目の県後期高齢者広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分の人件費相当分のほか、平成24年度の電算処理システム機器更新等の経費と療養給付費の確定に伴う精算による返還金などを広域連合から受け入れるものでございます。

その下の県後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業費補助金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業などに係る経費の一部に対する広域連合からの補助金でございます。

以上です。

江寄充伸子ども育成課長

同じページ、下から2行目になります。

児童扶養手当雑入につきましては、手当の過払い分が返還されたものでございます。

ページ、めくっていただきまして、87ページ、88ページをお願いいたします。

1行目の子どもの医療費雑入でございますが、高額医療費で過年度に払い過ぎていたものが返還されたものでございます。

その1行あけて、保育所職員給食費につきましては、保育所に勤務する職員から給食費として徴収したものでございます。

その次の行の、一時預かり事業及びその次の行の、延長保育促進事業雑入につきましては、それぞれの事業利用者からの利用料でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下でございます。

平成24年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、介護給付費等の決算

によります精算に伴う返還金でございます。

以上、市民福祉部関係分の歳入の説明とさせていただきます。

村山一成市民協働推進課長

続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。

決算書の109ページ、110ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款の2総務費、項1. 総務管理費、目10. 市民協働推進費より順次説明をいたします。

まず、目10. 市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8. 報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会、夢プラン21実行委員会の委員等の謝金、また、弁護士等による法律相談の謝金などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節9. 旅費につきましては、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業がツァイツ市を訪問する年でございましたので、これに要する派遣旅費が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、消費生活相談員による消費生活相談業務委託料、男女共同参画啓発事業委託料、夢プラン21事業委託料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内76町区に対する自治会活動費補助金及びまちづくり推進協議会に対します補助金等が主なものでございます。

次に、目11. まちづくり推進センター費の主なものについて御説明をいたします。

下のほうになりますが、節7. 賃金につきましては、まちづくり推進センター職員27人分の賃金でございます。

節8. 報償費でございますが、まちづくり推進センターで行います教養講座や放課後子ども教室事業等の講師謝金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節11. 需用費につきましては、各地区まちづくり推進センターの光熱水費や修繕料が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、各地区まちづくり推進センターの施設管理委託料や弥生が丘まちづくり推進センターの実施設計委託料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、麓まちづくり推進センター、旭まちづくり推進センター等の工事費が主なものでございます。

節17. 公有財産購入費につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター用地、約1,200平方メートル分の取得費用でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、町区公民館を対象に助成を行いますトイレ洋式化推進事業補助金と公民館類似施設整備補助金が主なものでございます。

以上で、市民協働推進課関係分の説明を終わります。

平塚俊範税務課長

款2. 総務費、項2. 徴税費、目1. 税務総務費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給与、節3. 職員手当及び節4. 共済費につきましては、税務課全職員30名中28名の人件費でございます。

このうち、職員手当等の特殊勤務手当についてであります。賦課事務従事者手当として市民税係8名、固定資産税係9名の職員に月額1,000円の徴収事務従事者手当として、徴収手当納税交渉、納税相談、差し押さえ等の手当として管理収納係10名の職員に月額5,000円を支給しております。

次に、目2. 賦課徴収費の主なものについて御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、滞納整理指導員報酬でございます。国税OBの方による徴収担当職員に対する徴収整理事務及び差し押さえ物件の換価、公売に関する指導をお願いいたしております。

節7. 賃金につきましては、窓口繁忙期の事務補助及び確定申告当初賦課に係る事務補助職員賃金でございます。

節8. 報償費につきましては、顧問弁護士への成功報酬費用でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、消耗品等では、トナーやインクカートリッジ等、印刷製本費では、市税口座振替依頼書等がございます。

節12. 役務費の主なものにつきましては、通信運搬費では、納税通知書、督促状の発送に要する郵便料、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料及び差し押さえのための財産調査手数料等の経費でございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、固定資産税システム委託料は、システム関連機器の保守点検委託料であり、固定資産評価業務委託料は、土地下落等に伴う課税の適正化を図るための佐賀県不動産鑑定協会に委託しているものでございます。

滞納整理システム連携委託料につきましては、クラウドセンターのデータを滞納システムに連携する業務を委託したものでございます。

次に、117ページ、118ページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、固定資産税の課税のための家屋及び土地評価システムの賃借料及び地方電子申告支援システム等の使用料などがございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売協議会負担

金、地方電子化協議会負担金及び各種協議会等の負担金でございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、市県民税、固定資産税の更正に伴います還付金及び法人の確定申告に伴います還付金等の市税の還付金でございます。

以上で、税務関係の説明を終わります。

塚本静一市民課長

同じく、117、118ページでございます。

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費につきましては、節2. 給料から節4. 共済費までは、市民課長以下18名分の人件費でございます。

節11. 需用費の主なものは、住民票等の偽造防止用紙などの消耗品費でございます。

次のページ、119、120ページでございます。

節13. 委託料の主なものは、戸籍副本データ管理システム導入委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、戸籍総合システムの借上料でございます。

市民課は、以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、125ページ、126ページをお願いいたします。

下のほうにありますけれども、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、市民福祉部長及び社会福祉課、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏等への派遣職員含めました33名分の人件費でございます。

次のページ、127、128ページをお願いいたします。

節13. 委託料のうち主なものにつきましては、民生委員児童委員活動委託料で、地区会長活動費及び民生委員児童委員活動費でございます。

次に、129、130ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金でございますが、主なものといたしまして、社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会の運営費補助といたしまして、人件費に対します補助でございます。

また、ふれあいのまちづくり事業補助金は、地区社協のコーディネーター活動費及びふれあい事業に対して補助するものでございます。

その一つあけて下、社会福祉法人施設整備補助金につきましては、障害福祉関係施設整備費補助金といたしまして、若木園及び青葉ホームにそれぞれ補助したものでございます。

またその下、全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等の活動費の補助分でご

ざいます。

民生委員児童委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補正でございます。

その2つ下になりますが、節28. 繰出金につきましては、国保特別会計職員7名分の人件費、保険基盤安定、出産育児一時金、特別繰出金などがございます。

次に、目2. 障害者福祉費の主なものについて申し上げます。

節7. 賃金につきましては、鳥栖三養基地区障害程度区分認定審査会事務局の嘱託職員1名分及び鳥栖市障害児通園施設ひかり園の指導員として嘱託職員5名分の賃金でございます。

次のページ、131、132ページをお願いいたします。

節13. 委託料でございます。主なものについて申し上げます。

中ほどでございますが、外出介護委託料でございます。屋外での移動が困難な障害のある方に対しまして、ヘルパーによる移動支援を行うものでございます。

またその下、相談支援事業委託料につきましては、鳥栖三養基地区総合相談支援センターによる障害のある方、あるいは、その御家族からの相談に応じまして、権利擁護等のために必要な援助を行っておるところでございます。

一つあけて下でございますが、日中一時支援事業委託料でございます。一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対しまして、日中の活動の場の提供、あるいは、生活訓練を行うものでございます。

その下でございますが、身障者福祉センターの指定管理でございます。身障者福祉センターの管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しておりまして、その分の指定管理委託料でございます。

次のページ、133、134ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金でございます。

主なものといたしまして、上から2番目でございますが、在宅の障害のある方が通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進、あるいは、地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金でございます。

次に、下から2番目でございますが、福祉タクシー助成金でございます。身障1級、2級、療育A、精神1級、2級の方に対しまして、タクシー運賃の基本料金を助成するものでございます。

次に、節20. 扶助費でございます。

一番上の、重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者の医療費の保険診療にかかります自己負担から500円を差し引いた額を助成するものでございます。

その下、障害者自立支援医療費につきましては、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療といたしまして白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などがございます。

次に、障害児施設給付費でございます。これにつきましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどの通所支援に係る給付を行うものでございます。

次に、障害者自立支援給付費でございますが、これにつきましては、障害者総合支援法によりまして、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえ、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございます。介護の支援を受ける介護給付、訓練などの支援を受ける訓練等給付、地域生活のための支援を受けます地域相談支援給付などがございます。

その下、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、あるいは、貸与することによりまして、日常生活の利便性の向上を図り、また、入浴補助用具、特殊ベッド、盲人用音声時計などの費用に対して給付するものでございます。

一番下でございますが、特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にある、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者の方に対しまして、手当を支給することで福祉の向上を図るものでございます。

なお、不用額につきましては、障害者自立支援給付費、障害者日常生活用具給付費等の利用が見込みより少なかったものでございます。

次に、節23. その下でございますが、償還金利子及び割引料につきましては、平成24年度分の障害者関係の国及び県負担金等の返還金でございます。

次のページ、135、136ページをお願いいたします。

目3. 老人福祉費でございます。

節2. 給料につきましては、地域支援事業の事業費支弁分の人件費といたしまして、高齢者福祉係職員の給料の一部を充てるものでございます。

次に、節8. 報償費につきましては、合計1,057名に対し支給いたしました敬老祝い金及び65歳以上の在宅の寝たきり老人等への見舞金でございます。

次に、節13. 委託料の主なものでございます。

まず、概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供及び安否の確認を行います食の自立支援事業の委託料。

その下、社会福祉協議会に委託しております在宅の独居高齢者等の生活状況を把握し、また、孤独感の解消、あるいは、安否の確認を行いますふれあいネットワーク事業。

その下、在宅のひとり暮らしの高齢者等で、日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため警備保障会社等に委託する緊急通報システム事業委託料。

一つ飛びまして、介護予防教室につきましては、要介護や要支援状態になるリスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の改善指導を行う２次予防事業。

また、主として活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とする、いきいき健康教室などの事業に伴います委託料などがございます。

次のページ、137、138ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金でございます。

まず、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金につきましては、介護保険事業に伴います介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業及び事務費などに要する負担金でございます。

次の、高齢者福祉助成金につきましては、75歳以上の高齢者を対象といたしまして、路線バス及びミニバスの運賃助成として、１人当たり２万円を上限に７割の補助を行うものでございます。

次に、シルバー人材センター補助金でございますが、高齢者への仕事提供による生活向上、健康増進、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへ補助するものでございます。

一つ飛びまして、敬老会補助でございますが、敬老会主催者に対しまして、75歳以上の高齢者１人当たり1,500円の補助を行うものでございます。

その下、老人クラブ運営費補助でございます。鳥栖市老人クラブ連合会に対しまして、運営費と健康及び生きがいくりのための事業に要する経費を補助するものでございます。

次にその下、節20. 扶助費でございます。

紙おむつ支給事業につきましては、在宅の65歳以上の高齢者等の所得税非課税の方で寝たきりで常時失禁状態の方に支給する事業でございます。

また、一番下の老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で身体、精神、経済上の理由で、居宅での養護が困難な方に対しまして、養護老人ホーム入所に対する経費としての措置費でございます。

次に、目４. 老人福祉センター費でございます。

節７. 賃金につきましては、中央老人福祉センター嘱託職員２名、鳥栖分館、田代分館及び基里分館それぞれ１名の嘱託職員、合計５名分の賃金でございます。

一つ飛びまして、節11. 需用費につきましては、主なものといたしまして中央老人福祉センター及びまちづくり推進センター分館、計７カ所の燃料費、上下水道料金、電気料等でございます。

節13. 委託料につきましては、中央老人福祉センター等の清掃、機械設備保守管理、昇降

機の点検など維持管理に伴います委託料及び中央老人センターのボイラー改修工事の設計委託料などがございます。

一番下、節15. 工事請負費は、中央老人センターボイラーの改修工事に伴います費用でございます。

以上でございます。

林 吉治国保年金課長

次のページ、139ページ、140ページをお願いいたします。

目6. 後期高齢者医療費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員1人分の人件費でございます。

節7. 賃金から節13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る人件費や物件費などの経費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費の見込額に対する公費負担分でありまして、市の負担割合は負担対象額の12分の1となっております。

その下の、はり・きゅう助成金につきましては、はり・きゅう施術料として、後期高齢者1人当たり、1回につき1,000円を助成するものでございます。

節28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

以上です。

江寄充伸こども育成課長

続きまして、同じページでございます。

項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費につきましては、主なものを申し上げます。

節1. 報酬につきましては、婦人相談員報酬でございます。相談員1名分の報酬でございます。

節7. 賃金につきましては、子育て支援コーディネーター2名分、母子自立支援員1名分及び子どもの医療費助成に係る事務補助職員1名分の賃金でございます。

ページ、飛んでいただきまして、次のページ。141ページ、142ページをお願いいたします。

節12. 役務費のうち主なものにつきましては、事務手数料になりますが、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料に伴うものでございます。

その次の、節13. 委託料のうち中ほどでございますが、社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に児童センターの管理運営を委託しているものでございます。

その2行下の、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育て支援相互援助活動等の育児サポートセンター事業として、社会福祉協議会に事業委託しているものでございます。

同じページ一番下の、節20. 扶助費のうち児童扶養手当につきましては、18歳になる年度末までの児童に対し、ひとり親家庭の父又は母に支給される手当でございます。

その次の、母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親家庭の父又は母親が資格を取る間の修業期間中の生活費の負担軽減のための修業支援補助でございます。

その次の、ひとり親家庭等医療費につきましては、母子及び父子家庭等ひとり親家庭等に対する医療費助成であります。

ページ、めくっていただきまして、143ページ、144ページをお願いいたします。

1行目の子どもの医療費につきましては、中学生までの子供に対する医療費助成でございます。

その一番下でございますが、母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保のため、母子生活支援施設に入所させ、母子の自立支援を図るものでございます。

続きまして、目2. 保育園費について、主なものを申し上げます。

節2. 給料から節4の共済費までは、保育所職員44人分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、嘱託、臨時保育士等の賃金でございます。

次に、節11. 需用費のうち主なものにつきましては、給食等の食材を購入しております給食費でございます。

次のページ、145ページ、146ページをお願いいたします。

節13. 委託料のうち主なものにつきましては、施設管理委託料でございます。各保育園の衛生害虫駆除、消防用設備等点検等、法定年次点検などに基づく委託料でございます。

次に、節19. 負担金補助及び交付金のうち1行目の私立保育所等運営費負担金につきましては、市内の私立保育所10園及び他の自治体においてあります広域保育所に対する保育所運営費負担金でございます。

その3行下でございますが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございますが、県の安心こども基金事業で新設されました、保育士等の処遇改善を図る私立保育所に対する補助でございます。

その次の、私立保育所運営費補助金につきましては、私立保育所の正規職員の人件費に対する補助でございます。

その次の、私立保育所特別保育事業費補助金でございますが、私立保育所が実施する延長保育や一時保育、休日保育、地域子育てセンター事業などに対する補助金でございます。

なお、不用額が550万9,949円計上されておりますけれども、これは、入所児童数が見込みより少なかったため保育所の運営費負担金、特別保育事業等補助金について、不用額を計上しておるところでございます。

次に、目3．家庭児童相談費でございます。

節1．報酬につきましては、家庭児童相談員2名に対する報酬となっております。

ページ、めくっていただきまして、147ページ、148ページをお願いいたします。

目4．児童手当費の主なものについて申し上げます。

節2．給料から節4．共済費までは、担当職員1名分に係る人件費でございます。

次に、節20．扶助費につきましては、児童手当でございます。3歳未満と3歳から小学生までの第1子から第3子以降の区分、また、中学生までの年齢区分や、子供の数に応じて、児童手当法に基づき支給しているものでございます。

なお、不用額392万5,000円につきましては、支給対象者が見込みよりも少なかったためでございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次に、項3．生活保護費、目1．生活保護総務費でございます。

節2．給料から節4．共済費までにつきましては、保護係職員5名分の人件費でございます。

節7．賃金につきましては、就労支援相談員1名、住宅確保就労支援員1名の賃金でございます。

次のページ、149、150ページをお願いいたします。

一番上、節20．扶助費につきましては、住宅を失った方等で申請から2年以内に離職した方で、就労能力及び就労意欲のある方に対しまして、賃貸住宅の家賃を給付いたします住宅支援給付金でございます。

次に、目2．扶助費、節20．扶助費につきましては、主なものとして、生活扶助給付が月平均世帯数280世帯、住宅扶助給付が272世帯、医療扶助給付が318世帯、介護扶助給付が63世帯となっております。また、生活保護の月平均世帯数につきましては336世帯となっております。

以上でございます。

林 吉治国保年金課長

次の、項 4．国民年金事務取扱費、目 1．国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 人分及び臨時職員の人件費のほか、国民年金の事務処理に要する経費でございます。

以上です。

内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

一番下になります。

次に、款 4．衛生費、項 1．保健衛生費、目 1．保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

次の151ページをお願いいたします。

節 2．給料から節 4．共済費までは、健康増進課15名、国保年金課 5 名分の計20名分の人件費でございます。

節 7 の賃金は、乳幼児健康診査などに従事する保健師、看護師等の資格を持った臨時職員の賃金でございます。

次に、下の節13の委託料の主なものについて御説明します。

1 行目の保健センター管理委託料は、保健センター施設内の清掃業務や空調、エレベーターなどの設備保守点検業務、植木管理業務などの委託料でございます。

3 行目の休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の一次救急医療の確保のために、鳥栖三養基医師会に運営委託するものでございます。

次に、下の妊婦・乳児健診委託料は、妊婦 1 人に対し14枚の妊婦健診補助券。また、乳児 1 人に対し、乳児健診受診票 2 枚を交付するものでございます。

なお、妊婦受診者数が見込みより増加したため、次のページに記載しておりますが、目 2 の予防費の委託料から100万円を流用しておるところでございます。

次に、下の 1 歳 6 カ月、下の 3 歳児健診委託料は、母子保健法に基づく健診委託料でございます。

次に、154ページをお願いいたします。

幼児健診事後指導委託料は、発達障害者支援法に基づき、1 歳 6 カ月、3 歳児健診などで発達障害の疑いのある幼児の保護者に対して、相談会を実施するものでございます。

下の、母子保健推進事業委託料は、母子保健推進協議会に委託し、地域の推進員が乳幼児の家庭を訪問し、各種子育て教室、健康診査などの受診勧奨、また、育児相談に当たっておるところでございます。

次に、節19. 負担金補助及び交付金の主なものについて御説明します。

まず、久留米広域小児救急医療支援事業負担金は、夜間の小児救急医療体制を確保するため聖マリア病院内に設置されております、久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

次に、県救急医療情報システム運営負担金は、県のホームページ上にあります救急医療や医療機関の情報を県民に提供する99さがネットの運営経費の負担金でございます。

次の、鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、鳥栖三養基地区内の看護師不足を補うため鳥栖三養基医師会による看護学校運営に対して、佐賀県及び三養基3町と分担している運営補助金でございます。

次に、病院群輪番制補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療として、市内9医療機関の輪番制の経費に対する補助金でございます。

次に、節20. 扶助費の妊婦健診費は里帰り出産などのため県外の契約医療機関以外で健診を受けた方に、領収書を基に61名の方に償還払いを行っておるところでございます。

次に、目2. 予防費の主なものについて御説明いたします。

節7の賃金は、一般の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師、看護師等の資格を持った臨時職員の賃金でございます。

節8の報償費は、まず、うらら推進員活動謝金は、本市の保健計画であるうららトス21プランを推進するため、うらら推進員65名による健康づくり習慣などのイベント時に、プラン普及活動に対する謝金でございます。

次の、委員謝金の主なものは、アスベストの石綿健康対策専門委員会が、8月から11月まで5回開催されておりますときの委員10人の謝金でございます。

次の、講師謝金の主なものは、各健康教室の医師や健康運動指導士、市民公開講座の講師などの謝金でございます。

次の、報奨金、賞品代等は、健康マイレージ事業によるポイント交換分の寄附金や商品代でございます。

次に、156ページをお願いいたします。

節12の役務費は、各種健康診査や予防接種を通知するための郵送料など、通信運搬費が主なものでございます。

次に、節13. 委託料についてでございますが、まず、不用額1,198万5,426円の不用額について御説明いたします。

これは、予防接種委託料において、子宮頸がん予防のHPV、ヒトパピローマウイルスワ

クチンが、平成25年4月1日から定期予防接種になりましたが、運動障害や広範な痛みといった副反応報告があったため、国が当面の間、積極的な接種勧奨を差し止めたことから当初の見込みより減少したためでございます。

それでは、委託料の主なものについて御説明します。

上から3行目の肝炎ウイルス検診委託料は、8月までは30歳以上、9月からは20歳以上を対象にした、B型肝炎とC型肝炎の感染を判定する血液検査の委託料でございます。

次に、下から6行目の健康診査委託料は、20歳から39歳までの健康診査や40歳、50歳、60歳及び70歳を対象にした歯周疾患検診、また、40歳から5歳刻みの70歳までの女子を対象にした骨粗鬆症検診などの委託料でございます。

次の、がん検診委託料は、胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮がんの検診委託料でございます。

次の、アスベスト健康診断等業務委託料は、国からの委託事業としてアスベストによる健康被害を調査する胸部X線検査や胸部CT検査の委託料でございます。

次の、予防接種委託料の内訳としましては、三種混合、ポリオなど13種類の定期予防接種と、妊娠安心風しんの任意予防接種及び高齢者の肺炎球菌の任意予防接種は、平成25年10月から市が助成しておりましたので、その助成額を医療機関が請求する受取代理業務委託料の合計額となっておりますのでございます。

最後の、1目・委託料への流用については、先ほど、流用先の保健衛生総務費の中で御説明いたしました。

次の、節23. 償還金利子及び割引料は、平成24年度の健康診査などの健康増進事業に係る補助金の国、県への返還金でございます。

健康増進課の歳出説明は、以上でございます。

江寄充伸 こども育成課長

それでは決算書のほう飛びまして、209、210ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち2行目でございますが、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園就園補助対象に支給したものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

中村圭一 委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

質疑の前に休憩を入れたいと思いますが、休憩の前に資料の要求があれば、先に言っとい

午前11時28分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。

これより質疑を行いたいと思いますが、その前に、まず、皆さんに申し上げます。

今回、平成25年度の決算の認定についてということでございますので、平成25年度に行ったことに対してどうだったかという質疑をぜひ行っていただいて、その流れの中で今後どうするんだということになるのは、それは構わないと思いますが、基本は、やったことに対してどうだったのかという検証という形で質問を行っていただきたいとお願いを申し上げます。

また、質問の時に、最初にページ数等わかるようにおっしゃっていただきたいと思います。

では、まず私のほうから全体的にお願いをしたいんですが、昨日の議案審議でも質問をさせていただきました。

平成25年度にどのような自主的、自立的な行財政運営、行政運営を行ったのか、そして、どのような市民本位の施策を推進したのか、それぞれの担当の課長さんに具体的かつ簡潔に、具体的かつ簡潔ですよ、に答弁をいただきたいと。

また、その後、事業の選択と集中、そしてスクラップ・アンド・ビルドということも取り組んでおられるということですので、どういう選択と集中を行い、どのようなスクラップ・アンド・ビルドを行っているのかを、すぐに答弁というのは厳しいと思いますので、最終日の総括の中で御答弁をいただいて、中で若干質問が出てくる場合は、それに対する答弁もいただきたいということでお願いを申し上げます。

それでは、皆さんのほうから質問、ありませんでしょうか。

尼寺省悟委員

さっき資料を、ちょっと1点、忘れてました。

もう1点だけですけれども、ここに、例えば、全日本同和会で500万円とかいうことだけ書いてあって、非常にわかりにくいんで、社会福祉部関係の全ての同和関係のあれを、ちょっと出してください。資料として、よかですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

市の予算として同和関係（「社会福祉部関係」と呼ぶ者あり）、社会福祉課関係で同和関係に対する執行予算の状況ということでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それは（「午後でいいです」と呼ぶ者あり）午後からでもできるようにしたいと思います。

中村圭一委員長

では、委員長としてお願いを申し上げます。

では質問のほう、いかがでしょうか。

古賀和仁委員

ちょっと1点、質問をさせていただきたいと思います。

歳入の部分なんですけれども、調定をして、調定額を決めて、収入済があつて、未収納まであつて、その中に不納欠損という部分がありますね、会計上ですね。

不納欠損、これに対する考え方というか、それぞれ、当委員会の場合は税金の部分と、それから私的な部分と両方分かれるんですけども、この中で、市税等は公法上でいろいろな期間が5年とか10年とか定められておる、国保も定めとると思うんですけど、この中で、いわゆる、負担金の部分、負担金の部分ですね。保育料とかの負担金の部分で、80万円ぐらいちょっと出ていると思うんです。

これ、毎年同じような感じで出ているんですけど、これについて、これはどういう位置づけをして、不納欠損に持っていくのかですね。

時効まで含めて、御答弁をお願いしたいんですけど。

江寄充伸こども育成課長

それでは、保育料の不納欠損分83万1,200円の内訳ですけれども、これ11世帯分でございます。この11世帯分については、いわゆる、転出されて所在が不明になっている分でございます。

もちろん時効、5年を過ぎたものでございます。

以上でございます。

ページ数につきましては58ページでございます。

古賀和仁委員

司法上の一応、債権ということですね、これ。

それで、使用料なのか、別個の意味を持つのか、その辺を含めて、ちょっと確認をしたいと思うんですけども。

済みません、同じ契約なのか、司法上のどういう形の取り決めで、どういう位置づけあるのか。別の委員会なんですけど、水道料金と下水の料金はそれぞれ同じだけど全く性質が違う債権であるというふうに聞いているんですけど、この保育料の場合はどういう位置づけになるわけですかね。

江寄充伸こども育成課長

保育料でございます。（「いやいや、ちょっと」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

ちょっと休憩します。

午前11時35分休憩

~~~~~

午前11時36分開議

中村圭一委員長

再開します。

古賀委員、質問どうぞ。

**古賀和仁委員**

すいません。

ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですけども、保育料というのはどういうふうな、債権の中で、市の持つ債権の中でどういうふうな位置づけなのかですね。これをまずお願いします。

すいません。

自動的に時効が発生するのか、何かの形をとって、その時効が発生するという形になると思うんですけど、これは大体、どういう形の市の持つ債権というふうになるのかですね。

江寄充伸 こども育成課長

保育料については、市の条例に基づいて利用料として規定をしています。

この不納欠損については、地方税法に準じて5年という時効で不納欠損をやっております。

以上でございます。

古賀和仁委員

私が聞きたいのは、民法とか商法上の契約なのか、それとも自治法上の契約なのかですね。その辺をちょっと確認したかったもので。

時効は確定するというふうに考えていいわけですかね。その、請求権は全くなくなるというふうに。

江寄充伸 こども育成課長

時効については、5年をもって時効としております。

以上です。

### 古賀和仁委員

これ、不納欠損やから5年前の部分ということですよね。当然、5年前の部分について不納欠損をしたというふうに考えていいわけですかね、これ。

### 江寄充伸こども育成課長

そのとおりでございます。

### 古賀和仁委員

そうすると、実際にはずっと滞納になった部分が、当然、1年か4年分ぐらいあるわけですよ。

これは、現在どのくらい、実際にはなっているわけですか。いろいろ、徴収もされると思うんですけども、その間に。

### 江寄充伸こども育成課長

現在の未納額につきましては、3,250万円ほどございますけれども、この分につきましては、随時、督促、催告等を行っておりまして、また、一定額以上を超えた場合につきましては、児童手当のほうから支払っていただくというような取り扱いをしております。

以上でございます。

### 古賀和仁委員

事実上、ほとんど回収不能になった部分だけを、この分で上げるということで、3,250万円というと、4で割ると大体800万円、年間800万円ぐらいずっと積み残しがあるというふうに考えるんですけど、その中で、ずっとやっていく時点において——何でこういう話をしておるかと申しますと、要するに、負担の公平というですかね、払っている人と払っていない人の公平感というのが、これが一番大事だと思うんですね。

その中で、実際には、例えば、子供さんが2人とか3人とかおらっしゃる場合もありえる、それと、行きながらまったく払ってらっしゃらないっていう方も当然発生すると、そういう場合もありうるということですかね。

### 江寄充伸こども育成課長

滞納者につきましては、さまざまでございますけれども、確かに、全く支払っていない方の中にはいらっしゃるかと思います。

以上です。

### 古賀和仁委員

そういう場合は、それでもやっぱり受け入れは、受け入れる体制にはなっているということですか。

前回、滞納があっても、次の子供さんが受け入れてほしいと言う場合は、それはもう、そ

のままの状態で行くということですか。

**江崎充伸 こども育成課長**

現在、保育の受け入れにつきましては、保育に欠けるというような状況で、あくまでも保育措置というような形で児童福祉法上受けざるを得ないと。

ただ、そういう保育料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、極力、児童手当等から徴収するようにいたしております。

以上でございます。

**古賀和仁 委員**

このことについて、いろいろ言うわけじゃないんですけれども、公平性の部分から、まあ大変やろうと思うわけです、徴収するのは。

徴収する場合に、こういう形での徴収の場合は、普通は税とかいろんな、当然、滞納している。

どういう形で……、もう一括で、これだけを対象としてされるのか、全体をまとめてされているのか。徴収に対して、徴収というか、滞納の部分に対して、請求して、徴収する場合は、課だけでしているのか、全体で、例えば、税務課も含めて全部やっているのかどうかですね。

どういう形でやられているんですかね。

**江崎充伸 こども育成課長**

現在のところは、課だけで督促並びに催告等を行っております。

以上でございます。

**古賀和仁 委員**

私が言っているのは、普通に保育料もっちゅうことは、税も当然、可能性としては、結構なってきますから、こちらが難しいとき来れない、それに対して、例えば、資金が、貸し出しとかいろんな形もあるんですけれども、そういう形というのも、やっていらっしゃるんですか、どうなんですか。

**江崎充伸 こども育成課長**

現在のところは、そういう資金の貸し付けについては行っておりません。

以上です。

**中村圭一 委員長**

ほかの委員さん、ございませんか。

**松隈清之 委員**

今の、この出てきている83万円ですかね、ぐらい。これは、市立保育所だけってことです

か。

いわゆる、民間の保育所も含めて、取りっぱぐれた分はここに上がってくるわけ。

**江寄充伸 子育て課長**

公立、私立含めてでございます。

以上です。

**松隈清之 委員**

今、古賀委員からもあったんですが、要は、保育に欠けるけん断るわけにはいかんという状況があるわけでしょう。

ただ、取っているっていうことは、取れないことはないから保育料がかかっているんですよね。要は、保育料取れないところじゃないから、かかっているわけでしょう。

ということは、これ差し押さえとかの対象に、税じゃないけん、ならんわけたい。ですよ。

**江寄充伸 子育て課長**

そのとおりでございます。なりません。

**松隈清之 委員**

それで、児童手当から取れるようになったちゅうのはいつからかな。

**中村圭一 委員長**

すぐに答弁できますか。

〔発言する者なし〕

時期については、ちょっと調べて。よろしいですか、副委員長。

**松隈清之 委員**

結構前ってことかな。

**江寄充伸 子育て課長**

児童手当から取れるということじゃなくて、お願いをして、いただいていると。

**松隈清之 委員**

そうですね。

まだ多分、天引きちゅうのはできんよね。多分、給食費と同じやけどね、結局、払わずで終わっているケースっていうのは結構あるんですよね。だからこれも、ただ額が大きいからね、こっちのほうがね。

これは、何らかの対策っていうか、さっき、古賀委員言われたけれども、例えば、公金の一元化で一元徴収するとかっていうことをやっているところもあるわけですよ。

言われたように、保育料だけ払ってないことはありえんと。恐らくは、よそのやつも払っ

てないやつがあると。

だから、そういう、公金扱いするかどうかのもんもあるけども、そういうの全部、一元的に管理して、一括して、払えないような家庭だったら貸し付けなり、ほかのトータルで考えたら、福祉の何らかの手を打たないかんケースもあるかもしれんし。

だからそこは、もちろん、今後のこともあるんだけど。やっぱり、モラルハザードを起こしてはいかんで、結局、差し押さえもされない、結局、5年逃げりゃもう進むということがわかったら、そういうことがもっとふえてくる可能性があるんよね。だからそこは、やっぱり考えておくべきだろうなあとと思いますよ。

税金やったら差し押さえできるけどね、先取り特権があるけん。それがないからですね。

そこは、やっぱり考えとかないかんかなあとと思いますね。別に答弁はいらないです。

### **中村圭一委員長**

ほかにありませんか。

### **尼寺省悟委員**

幾つか質問します。まず、こちらの主要成果の説明書、こちらのほうで。（「スイッチ」と呼ぶ者あり）（「スイッチ、ついてない、スイッチ」と呼ぶ者あり）まず、51ページですね。

老人福祉センター費ということで、いいですか。（「51ページ」と呼ぶ者あり）51ページ。

これの、主要成果の説明書。これで、老人福祉センター運営事業ということで書いて、内容及び効果ということで、いろいろ書いてます。

ちょっと最初、細かい話で申しわけないんですが、老人福祉センターをまちづくり推進センター分館として位置づけたと。中央老人福祉センターでは、高齢者の教養の向上、レクリエーション、書いとるですね。

これは、去年のやつなんですけどね。去年の、去年のこれね。

この意味はさ、中央老人福祉センターでは、老人福祉施設としてやるけれども、ほかのところについては、そうじゃないと、そういう言い方なんですか。

### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

これに書いておりますのは、中央老人福祉センターについては、分館、ほかの地区の老人福祉センターが分館になりましたので、そのセンターとは位置づけ的に違うということで記載しております。

### **尼寺省悟委員**

実はね、一番言いたいのは、去年、平成24年に比べてみて激減しているわけですね。これはもう、当初から予定しとったとおりなんですけれども。

トータルで、平成24年度は8万7,632名、今回は1万8,464名でしょう。



これはもちろん、中央老人センターをは除いた数字なんですけども、除いたとしても6万9,768名から、1万8,464名と激減しているわけですね。

これは想定どおりなんですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

委員も御承知のとおり、平成25年から分館となりまして、中央老人福祉センターを除いておりますので、一概には比較はできないとは思いますが、結果として、こうなったというふうに捉えております。

#### **尼寺省悟委員**

結果として、そうだったかで済まされる問題なのかということなんですよ。中央老人センターを除いたとしても、もう一回、はっきり言うとね、約7万名から1万8,000名、7万から2万、5万人減っているわけですね。

それで、最初に戻るけれども、この老人福祉センターが、高齢者の老人福祉施設、向上施設ということだとするならば、やっぱり、これだけ激減しているということはね、やっぱりまずかったというふうになると思うんですけどね。

どうですか、その辺は。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

各地区の老人福祉センターをまちづくり推進センターの分館ということで、広く市民の方に開放するという方向で実施をしてきたところでございます。

それで、今、おっしゃるように利用者数として現に、そういう状況になっておるということは、課題として踏まえまして、今後、利用者がふえるような措置をさらに進めていくことが必要であると考えております。

#### **尼寺省悟委員**

問題は特に、男性なんよね、男性。中央老人センターを除いてね、除いて平成24年では3万3,000人で男性6,840人、20%、2割になってる。8割減っている。

女性の場合は3万5,000人から1万1,000人だから、3割ということで、特に男性がものすごく減ってるんだよね。

そういったことを考えてみると、今、そうならないようにするって言ったけれども、やっぱりこれは、これだけ減っていると、1割、2割減っているわけやないったいね。もう、7割、8割減っているといったことはやっぱりもう少しね、真剣に考えんといかんというふうに思います。

はい、次行きます。

生活保護の問題ですけれども。

ちょっとその前に、先ほど、委員長は書いてないことは言うなと言われたんですが（「書いてないことはとは言っていないですよ。どうぞ」と呼ぶ者あり）書いてない話になるんでね、ちょっと申しわけないんですが。

あのね、すいません、53ページ。

53ページに、児童扶養手当支給事業とひとり親家庭等医療費助成事業とあって、いずれも母子家庭、父子家庭に対する事業なわけですね。

それでもう一つ、平成24年まではひとり親家庭等見舞金支給事業というのがあって830万円ぐらいして、対象者が835名ぐらいに対して、こういった事業があったよね。平成25年度はなくなってしまうんですよ。

これ何で、なくしたんですか。

### **江崎充伸 子育て課長**

その件につきましては、平成25年度からファミリー・サポート・センターの利用料につきまして、母子、父子家庭については、半額助成を行うというようなことで、一時見舞金を廃止したということでございます。

### **尼寺省悟 委員**

ファミリー・サポート・センターを利用する人に対して、半額助成したということと、今のひとり親家庭とがどう結びつくんですか。よう意味がわからんのですけどね。ファミリー・サポート・センターに対する、あれは半額補助したということとひとり親家庭等見舞金事業費が結びつくのがちょっとようわからんのですけどね。

私が言っている意味はね、ひとり親家庭等見舞金支給事業が平成24年に835万円あったわけたい。それで、平成25年度からこれ廃止になっているわけよね。

どうして、今までは3つ、母子家庭等に対して3つ支援事業があったにもかかわらず、平成25年は2つなっていると、何で2つなったのかということを聞いとるわけです。

### **江崎充伸 子育て課長**

ひとり親家庭等見舞金についての廃止の代替措置として、ファミリー・サポート・センターのひとり親家庭の助成に代替措置として、そういった事業に切りかえると、補助をするというようなことを聞いております。

以上でございます。

### **尼寺省悟 委員**

ひとり親家庭等見舞金支給事業ということで、母子家庭に対しては534世帯、父子世帯が34世帯、合わせて570世帯が年額で1万円となっているわけですけど、この対象する世帯が、全部そこに移行したと、移行して同様の措置が、支給があったというふうに考えていいわけ。

**中村圭一委員長**

尼寺委員は、資料を持っていらっしゃるんで、事業の趣旨を言っていただければわかりやすいと思うんですね。

そもそもの趣旨、書いてありますよね。どうぞ。

**尼寺省悟委員**

ひとり親家庭等見舞金支給事業ということで、母子家庭等に対して児童1人につき年額1万円を支給することによって、その家庭の生活の意欲の助長を図り、合わせて、その扶養している児童の福祉増進に努めたということで835万円、世帯数で570世帯の人に対してそういった支援事業があるわけね。平成24年までずっと。3本あったわけね。

それで、平成25年度から、これがなくなっているのです、どうしてなくなったのかと。そういうふうに聞いている、そういう意味です。

だからあなた、いろいろサポートセンターどうのこうの言いよったけれども、だから、もし、そうだとするならば、ここの対象世帯が、そちらに移ったというふうになれば理解できるけれども、何か今の、サポートセンターとひとり親対象世帯がどうも、何かこう、結びつくのがあんまり理解できないので聞いているわけです。

中村圭一委員長

その、選択と集中とかっていう意味なら、まだ、理解はできるんですけど、もう一度、説明をお願いします。

江寄充伸 こども育成課長

母子、父子家庭、ひとり親家庭に対する年額1万円ですか、その助成金の代替措置として、ファミリー・サポート・センターの助成を、ひとり親家庭に対して半額の助成を行うと。

尼寺省悟委員

ファミリー・サポート・センターというのはさ、ちょっと違うっちゃ……、そういうあれかなあ。

中村圭一委員長

ちょっと休憩します。

午前11時56分休憩



午前11時58分開議

**中村圭一委員長**

再開します。

はい、どうぞ。

**江寄充伸こども育成課長**

対象者についてはダブります。ひとり親家庭に対してです。

**中村圭一委員長**

潜在的な対象者はダブるとしても、利用する方が全く別の話ですよ。

**江寄充伸こども育成課長**

実際の利用世帯の内訳までは、手元にございませんでわかりませんが、そういうひとり親家庭に対する助成というような位置づけで事業をやっております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

対象者がダブれば別にね、そちらも支援しているんだからいいっていうことで理解できるけれども、今の答弁では、対象者数がダブるとはちょっと、あんまり思えんで、それはいいです。後で、説明してもらってもいいのです。

はい、いいです。次に行きます、そしたら。

次ね、子どもの医療費の問題ですね。

もう時間やね。（「次にしましょうか」と呼ぶ者あり）次にしようか。（「質問だけしてさ、時間かかるんやったら」と呼ぶ者あり）ええと、50ページ。（「説明書の」と呼ぶ者あり）

説明書の50ページのところに、子どもの医療費ということで、ああ違う、これ去年のやつやった。（「それ24年度を見よう」と呼ぶ者あり）（「25よ」と呼ぶ者あり）

ええっとね、そうじゃない、55ページ。

55ページに子どもの医療費の支給事業ということで、問題は、小学生のところが今度新しくなったわけですよ、平成25年度から。2,856万7,000円というふうな支給額と書いているけれども、私が聞いた、以前聞いた話ではちょっと少ない、もっと多かったような気がするんですね。

大分、古い話ですけども、今の市長が最初に立候補された時の公約の中でね、子どもの医療費を小学校まで、その、するためには5,000万円程度かかるというふうな金額が出とったよね。

それに比べてみて、非常に少ないように思うんですけども。これは、想定と比べてどうなんですかね。その辺をちょっと聞きたいんですが。

**中村圭一委員長**

答弁、昼からでも結構ですよ。

今、されますか。

**江寄充伸**こども育成課長

平成25年度につきましては、小学生の医療費の助成については、償還払いというようなことで、事業を開始した初年度でございますので、周知を含めて徹底ができていなかったのかなというようなことで認識しております。

以上です。

**中村圭一委員長**

以降は昼から、また、させていただきます。

休憩をさせていただいて、再開は13時10分ということでお願いいたします。

午後0時1分休憩

~~~~~

午後 1 時 5 分開議

中村圭一委員長

再開いたします。

江寄充伸 こども育成課長

午前中、保育料についての滞納処分について、差し押さえができるかどうかというよう
な質問ございましたけれども、保育料につきましては、公債権に当たりまして滞納処分可と
なっておりまして、差し押さえができるということになっておりますので、おわびして訂正
をいたします。

以上です。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

質疑を続けます。

尼寺省悟委員

私、先ほど、ひとり親家庭見舞金支給事業について、何でこれをやめたのかと、そういう質問したら、これは平成24年度の話なんで、本当は、今までは、ひとり親家庭に対して3つ

の支援事業があったと、これが2つに減ったということで、それでどうなのかというふうに、本来、質問すべきだったんですよね。それは、そういった形でもう一回言い直します。

そこでね、改めて質問なんですが、先ほどファミリー・サポート・センターということで、そこで大体やっているということなんですが、実はね、平成24年と平成25年。

平成24年の資料を皆さん持っていないからわからんでしょうけども、実質的には、平成24年は、ファミリー・サポート・センターって431万8,000円なんです。ところが、平成25年は411万円、だから実際減っているんよね。

先ほどの話で言うならば、今まで820万円かけてそこで支援された人がそっちに移るならば、800万円とは言わんでもね、それに近い金額が、本来ならば、ファミリー・サポート・センター事業がふえとかないかんのが理屈なんよね。そうっていないということで、本当に支援がね、この事業が、肩代わりになっているのかということに対してちょっとね、疑問を思うのでね、それについてどうなんかっていうことを答えてください。

江寄充伸 こども育成課長

確かに今、尼寺委員御指摘のように、ファミリー・サポート・センター事業の利用者については、平成24年度から比較しますと、利用者数が減っているのは事実でございます。

ただ、見舞金を支給しておりますひとり親家庭の方につきましても、少数ではありますがけれども利用されている状況でございます。

今後につきましては、ひとり親家庭に対する支援、側面的な支援に向けては、今後とも引き続き充実させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

この問題、もう言いませんけどね、今までは、この支援に対して500人ぐらいの世帯がこれを、支援を受けていたと。実質的に、今聞いたところ、本当にわずかだと。そういった意味でやめたことについても、あるいは、このファミリー・サポート・センター事業そのものについても、やはりもう少し、見直しっちゃうか、その辺は十分考えてね、検討していただきたいというふうに思います。これは、要望です。

それと、先ほど子育て支援の子どもの医療費の支援事業について、初年度であるからというふうに言われているわけですね。これは、窓口での現物支給、窓口で無料化になるのではなくて、あと申請してから返ってくるということなんで、その比率といいますか、どれぐらいの人を受けたのかというのはわかりますか。

以前はね、70%程度だというふうに、ずっとね、聞いてったんですけれども。今回は、どれぐらいの率なのかと。

中村圭一委員長

申請の率ですね。（「恐らく、それが」と呼ぶ者あり）わからなければ、調べてからでも結構ですけど。

江寄充伸こども育成課長

申しわけございません。

ただ今、手元に資料ございませんので、後ほど報告させていただきます。

中村圭一委員長

数字が出てからその質問、またお願いします。

続けてどうぞ。

尼寺省悟委員

あと、生活保護の問題についてお尋ねしますが、生活保護の資料は何ページやったかな。わかりますか生活保護の、どこら辺ね。（「60ページ」と呼ぶ者あり）61ページ。ああ、ここだ。

生活保護の60ページですね。60ページでいいのかな。（「61やないと」と呼ぶ者あり）いやいや、年度別の話ですたいね。

あのね、これにあった、これに。（「きのういただいた資料」と呼ぶ者あり）きのういただいた資料の中でね、（「12ページ」と呼ぶ者あり）この決算認定資料の12ページやね、これがわかりやすいよね。

中村圭一委員長

皆さん、よろしいですか。

きのういただいた、平成25年度決算認定資料、これの12ページですね。

尼寺省悟委員

これが平成21年に比べて……、あっ、下がいいんやね。3番のところ、相談件数とか申請件数。

平成21年は、相談件数が231件、申請件数が81件、これが、平成25年度は半分以下になっているんよね。一般的に、今まで執行部は、生活保護が、相談件数が減ったのは、景気が回復したと、あるいは、すぐ、そこで、ハローワークから来て、いろいろ相談にのってくれるからと。そういう言い方をしたんですけれどね、ちょっと私としては、本当にそうなのかなあというふうなね、疑問が湧くんですけどね。

要するに、何が言いたいかと、申請しにくいそういった、以前は、昔は水際作戦とかいうようなのがあって、いや、そういったことは取ってないという話もちょっと聞くんですけど、本当に、その辺がないのかと。

本当に、さっき言われたように、鳥栖市側の問題ではなくて、景気が回復したと、あるいは、ハローワークからこうしたということで減ったんだと、本当にどうなのかということを聞きたいんですがね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

相談件数でございますけれども、ただ今尼寺委員御指摘のように推移を見ますと平成21年度がかなり多くて、その後が半分ぐらいで推移をしているというところでございます。

ただ、保護とそういう生活困窮者に対する相談につきましては、私どもとしても、平成21年度とそれ以降で変わったやり方をしているつもりはございませんで、御承知のように国のほうでも生活保護が改正されたりとか、困窮者の問題を大きな課題として捉えられておりますので、今後も適正に相談等は応じていく所存でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

以前に比べて、市としては変わっていないということなんですけどね、問題はこれ、申請のあり方、申請書なんですけど、以前私は、申請書を市役所の市民課のフロアに置いたらどうなのかと。住民票とかと置くような形でね、そうしたら、それは不必要だと言われたんですよ。

私も何回か、一緒に同行して行くんですが、なかなか申請書について、きょう出せとかね、その辺のことを言わないっちゃんね。こっちが言わないとね、なかなか言わないったいね。

何も知らない人が行ったら、いや、いろんなその、何ちゅうか、資料をね、出して出して、これとこれとこれ出して、それからなんだよという言い方たいね。

話が、例え話は非常に飛ぶかもしれんけれども、人が逮捕されると。逮捕されたときにね、あなたは言わないでいい権利、なんちゅうかね、あれは（「黙秘権」と呼ぶ者あり）黙秘権。黙秘権があるんだということを言うっちゃんね。

だから、それと同じような形で、あなたに対してはきょう申請する権利があるということぐらい言ってやるべきだと思うんよね。そうして、申請する権利がある、きょうしたっていいということ言って、そのあとで、これこれという言う方しないと、なかなか何も知らない人が行って市役所から、これを出して、これを出してと言われてみたら、申請しづらいという側面があるんでね。

やっぱり、そういう生活に困った人が来ているんだから、その辺は親切に、あなた方の権利なんですよと、申請を出すのは権利なんですよと。

それで、申請を出したらね、出した日から、知ってるとおり、あとで、2週間か1カ月後に受理されたとしても申請した日にさかのぼった形でね、生活保護費というのはいくらもらえるん

だから、極めて、いつ申請した日というのは大事なんでね。

その辺は、ちょっと思うんですけれども。いかがですかその辺は。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

生活保護制度自体につきましては、御承知のように最後のセーフティーネットということで、憲法で保障されております生存権等を守るために必要な制度だというふうに認識しております。

そういう制度、一番ここまではというところの制度に行く前に、皆様方の相談は、当然、受けておりまして、その際に、やはり一番は就労していただいて自分で働くことで、生活ができるということが一番の目的ではないかと思っておりますので、もちろん、最低限の方々に、そういう申請をするということについて、全然拒むものではございませんが、まずは、相談を我々も親身に受けて、その方の生活が生活保護以外でも成り立つような支援も含めてして行けたらなというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

執行部の言い方によってみたらね、相談件数が減ったとかそういったこと、何か、誇っているようなね、ああ、こんだけやったから、こんなに減ったんだと、何かそういうふうに聞こえるっちゃんね。ちょっと私は、違うんじゃないかなろうかと思うっちゃんね。

それを行き過ぎると、減った減ったというのをやり過ぎるとね、北九州市みたいな水際作戦になってね、本当に困っている人が救われないと、餓死してしまうと、そういう事態にもなることだってあり得るからね。

その辺をもう少し、本当に親身になって、困っている人に対してできるようなね、申請を含めてね、考えていただきたいと思います。それは、要望です。

それと、あとは、同和の問題について質問したいんですけど、これはちょっと後で、はい。ほかの方々が質問されてからでいいんですので、あとでまた、いたします。

中村圭一委員長

じゃあ、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

初めてですので、わからないことだらけですので、いろいろと教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、決算書の70ページの、歳入ですかね。

妊婦健康診査事業補助金が昨年と比べて、昨年在2,280万円ほどあったんですけど、ことが350万円に減っているんですけども、その点と。

あと、その下のがん検診の受診率向上事業補助金をどのように使われたのかと。

あと、その下の自殺対策補助金も、去年が82万円でことしが26万5,000円と減っているんですけども、その辺のことをちょっと教えていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

まず、飛松議員の御質問の、1点目の妊婦の健康診査の事業補助金なんですけれど、この事業が平成24年度受診分までが補助対象になることになっておりまして、だから、平成25年の2月と3月の2カ月分の受診分だけが補助金の対象となっております。それで、平成25年度は減額というか、かなり少ない金額になっております。

それから、2点目のがん検診受診率向上事業費につきましては、これは、佐賀県が新たに作りました補助金でありまして、平成25年度に開始しました乳がんの個別検診が女性が受診しやすい環境づくりをするものとして、補助金の対象となったことで44万4,000円の補助がっております。内容につきましては、乳がんの個別検診の委託料、それから需用費、通信運搬費等が対象となっております。

それから、3点目の自殺対策緊急強化基金事業費補助金につきましては、平成24年度は講演会等をいたしましたけれど、平成25年度につきましては、月に2回行っております心の相談のカウンセラーの報償費、それから職員向けの研修会の講師謝金、それから需用費等が、この補助金の対象となっておりますので26万5,000円、10分の10でございますけれど、26万5,000円の補助金になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

済みません。

そうしたら次に、歳出のほうで、156ページのがん検診の委託料ですね。

平成24年度に比べて平成25年度が少しだけ、30万円ほど上がっているんですけども、がん検診の、がん検診に限らずなんですけど、スローガンがありますよね。健康長寿ナンバーワンのまちづくり、それからがん撲滅のまちづくり。

これが、いつからスローガンとして掲げられて、それに対して、その取り組みがどのようにされて、予算と実施の、何て言うんですかね、結果と言うか、去年よりも少しは上がっているんですけど、平成24年度よりも平成25年度が少し上がっているんですけど、その辺のことを、少し教えていただければと思うんですけども。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

がん撲滅のまちづくり、健康長寿ナンバーワンのまちづくりにつきましては、4年前から

がん撲滅ってということで重点的に取り組みを始めております。

その間に、取り組みましたことについては、乳がん検診の個別化でありますとか、検診とほかの教室等の機会を捉えて、対象者の方々に、がん検診の受診勧奨をするとかそういうことを、また、広報に力を入れるとか、そういうふうな取り組みを行っております。

平成25年度につきましては、乳がん、子宮がんについては、受診率がおかげさまで上がっておりますが、ほかのがんにつきましては、若干、受診率が下がってきておりますので、また今年度、日程も大分残っておりますので、啓発に力を入れて受診者の増加に努めてまいりたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それで、4年前からの取り組みってことだったんですけど、今後、何年間かけて、こういうふうにしたいよという、そういう健康増進課、福祉部としての取り組み、目標。

それで、その推移というか、受診率だとか、そういうのがないでしょうか、ありますでしょうか。逆ですね、ありますでしょうか。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

がん検診の受診率につきましては、国のほうが基本法をつくって、その中で受診率を50%っていう目標を掲げておりますので、私たちも、それに向かってやっていく所存ではございますけれど、なかなかその50%っていうのは現実的には難しくて、ただ、がん検診っていうのが市の検診だけではなくって職場検診でありますとか、人間ドックでの検診でありますとか、それぞれがそれぞれのところで受診されております。

ただ、その数が把握できないので、うちの、市の検診を受けている方だけの受診率になってしまうんですけども、現状よりは高くということで、とりあえずは、毎年毎年2%ほどの受診率を上げるということを目指にはしております。

以上です。

飛松妙子委員

すいません。

そうしたら、2%アップずつの目標ということで、今後何年間の、そういうこう、できたら、今後じゃなくて、過去の、4年前からの、やっぱ今後の目標に向かっての、何かそういうものをできたら、次回の決算委員会のときから、そういう推移表というか、出していただけると目で見てわかりやすいですし。

あと、決算書の中身も、どれだけの人が受けることによって、どれだけの費用がかかっているっていうのがわかりやくなりますので、その辺も出していただければと思います。

また、あとから質問します。済みません。

ありがとうございます。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

次回の決算委員会からは、そういった資料を用意したいと思います。

以上でございます。

中村圭一委員長

ほかにございませんか。

古賀和仁委員

146ページですね。

負担金補助及び交付金、その中の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金なんですけど、これ県の基金ということで、安心基金ということで説明を受けたんですけど、これは、これによって、どのくらいの方が対象になって、どのくらいの待遇改善になっているのか、例えば、時間当たり幾らなのか、それともう一つ、これは何年までの予定になっているのか、この点をまずお願いします。

江寄充伸こども育成課長

本俸の2.85%分でございます、それで一応、今年度までの助成で、来年度からは新制度に移行します。（「対象は」と呼ぶ者あり）

対象は、私立保育所の正規職員分でございます。

古賀和仁委員

ということは、今年、平成25年度終わってしまうという、平成26年度で終わる、平成25年。

江寄充伸こども育成課長

平成26年度まででございます。

古賀和仁委員

そうすると、当然、これからいろんな形で保育士さんて非常に、人員不足で困っていると、それで、待遇改善することによってそれなりの人員を確保をすると。

その給与面での改良をするということなんですけれど、これに対して今後、何らかの形でやらなければならないと思ってらっしゃるのか、これ基金が終わったから、もうこれで終わりですよということなのか、別の形でしなければならないというふうな形を持っていられるのかどうかですね。

江寄充伸こども育成課長

平成27年度から、子ども・子育て新制度に移行をした場合に、この職員の処遇改善につきましては、3%上乘せというような内容になっております。

そういったことで、保育士さんの処遇改善については、新制度に移行した場合、公定価格内で処遇改善費が加算されるというようなことになっております。

以上でございます。

古賀和仁委員

実質的な保育士の人数が足りないというふうな実情があると聞いているんですけど、現実的に、どのくらい保育士さんを確保しなければならないというふうな、数的にはですよ。

今のうちにどのくらい、あとのパーセントぐらい上乘せしないと対応できないという形になっているんですかね。

江寄充伸 とも育成課長

現在の待機児童の考え方そのものが、来年度から国のほうで、その定義を見直すというふうなことになっております。

それで、潜在的な待機児童、あるいは、入所待ち児童を含めたところでの待機児童というふうな、多分、定義のほうが変えられるんじゃないかと想定しております。

その分でいきますと、今、本市のほうが昨年度、ニーズ調査を行った結果、約500名ほどのニーズがあると、その分が今足りてないと、そういったことで今年度、供給の事業計画を策定するようにしております。

保育士につきましては、年齢によって配置割合のほうが変わりますので、具体的に何名必要かというのは、現在のところでは把握できておりません。

以上でございます。

古賀和仁委員

ぜひ、確保をやっていただきたいと思います。

次に、130ページなんですけども、障害者福祉費の鳥栖三養基地区障害認定区分認定審査会委員報酬ということなんですけど、これについて、認定するに当たってどのくらいの、それぞれ何年かおきに、実際、障害のある方も何年かおきに認定を受けるということなんですけれど、新たに受けるまで含めて、大体、何名ぐらいの方が対象でこの認定をされているのか。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

鳥栖三養基地区障害程度区分認定審査会の御質問でございますけども、これについては、昨年度21回審査を行っております。

鳥栖三養基地区というふうになっておりますので、1市3町の合同での審査会でございます、委員16名が分かれて、分かれてと申しますか、1回につき4名で審査をしていただいておりますという状況でございます。

その審査に対する人数でございますけれども、年間で約200名を審査しておるところ

でございます。

以上です。

古賀和仁委員

これは、新たな認定ということですね。

実際に、今まで認定された方に対する再……、何て言うのですかね。更新する場合は、どういう形を取られているのですかね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

認定につきましては、認定したときに認定期間が決まっております、その認定期間がくるときに、再度、新たに認定をし直す形になります。

以上です。

古賀和仁委員

聞きかた悪かったと思うんですけど、障害の手帳を持ってある方が大体3,000名近くいらっしゃるという、その中で認定をいろいろ、級がいろいろあると思うんですけども、精神的、肉体的それぞれあると思うんですけども、その中で、何年かおきにするわけですね。

それが、200名というのはよく理解できないんですけども、対象がいっぱいある中で。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

障害福祉サービスを受けられている方につきましては、障害手帳を持っている方全てが受けられるという形ではありませんで、さまざまな障害福祉サービスを受けられるときに申請をされまして、そこで区分の認定を受けて、障害福祉サービスを受けるようになります。

現在、鳥栖市内で障害程度区分の認定を受けていらっしゃる方につきましては、全部で262名になります。

以上です。（「44ページにある。成果の」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

44ページの一番上ですね。

はい、続けてどうぞ。

古賀和仁委員

それで、何でもこういう質問をしているかと申しますと、認定で、サービスを受ける方が大体ここで……、合わせ二千何百名いらっしゃるんですけど、そのうちの認定状況が262名ということなんですが、認定を受けたあとに、新たに、級が変わるとか、変わらないとかあるんですけど、上がる場合もあるし、下がる場合もあるし、当然ですね。

その中で、サービス状態変わるんですけど、1点質問したいのは、いわゆる、障害者の中でいろんな、介護まで含めてサービス受けて、65歳を過ぎると少し形態が変わるというふう

なお話を聞いたんですけれど、これ障害の関係と介護の関係というのは65歳を過ぎてどういうふうな形になるのか、この辺をお尋ねしたいんですけど。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

65歳になるまでにつきましては、障害をお持ちの方につきましては、障害福祉サービスを優先的に利用する形になります。

それで、65歳になった時点で、介護の制度に該当する分につきましては、そちらのほうに移行する形になります。

ただし、介護のほうでないようなサービスにつきましては、65歳になった以降も障害福祉サービスを利用する形になります。

以上です。

古賀和仁委員

65歳を過ぎると介護というのは、自己負担が1割あるわけですね。

そうすると、障害がある方の場合、その段階においてサービスに対する負担が変わってくるというふうな、お聞きをしてみたんですけど、どういうふうになるんですかね、これ。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

障害福祉サービスにつきましても、自己負担という制度がありまして、原則は1割という形になっているんですけども、所得によりまして上限の設定がされていまして、所得によりましては4,600円の負担ですとか、負担が全くない方、そういう方に分かれてくるような形になります。

以上です。

古賀和仁委員

例えば介護で、負担多くて何十万かの負担をした場合、1割負担というと今まで1万円以下だった負担が大幅に上がると。それで、なかなか介護のサービスを受けにくいというお話を聞いている。

そういうふうな、状況というのは、あるのかどうか。実際に、そういう形になるのかどうかですね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

基本的には、65歳になりましたら介護保険優先でサービスを受けるようになるんですけども、ただし、その障害の具合によりましては、介護だけのサービスで足りない部分もあります。

その場合につきましては、引き続き障害福祉サービスを一部利用するような形で、対応することになります。

以上です。

古賀和仁委員

選択の自由意思というのは、障害者にあるというのか、それとも別個なのか。

もう、ここからここまではこれですと、完全に分けてしまわれるのか、どうなのか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

基本的には、65歳以上につきましては、介護保険が優先になるんですけれども、障害福祉サービスをつける際には計画相談事業所の相談員の方が、計画に携わるようになっておりまして、その方と介護関係のケアマネジャーさんと協議を行いまして、サービス量を決めるような形になっています。

以上です。

中村圭一委員長

ほかにどうぞ、ありませんか。

飛松妙子委員

主要施策説明書の68ページの自殺予防体制事業で、ここに結果が書かれているんですけれども、このゲートキーパーを養成して、実施をした結果、何か、こう何て言うんですかね、成果というか、いうのが上がっていたらそれをお聞きしたいんですけれども。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

平成25年度は、市の職員を対象にゲートキーパー講座を2回、それから、母子保健推進員さん、うらら推進員、食生活改善推進員、臨時職員の方を対象にゲートキーパー講座を1回実施をいたしております。

この講座結果、目に見える効果っていうのは把握しておりませんが、参加した方々からは、周りの人への気の配り方ですとか、鬱状態の方を発見する目安といいますか、人のお話を聞く大切さとか、そういうのをとても感じたという感想をいただいておりますので、それぞれの方々の、これからの活動には十分に役立つものであったと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

いい結果が出ていると思います。

それで、できたらこれを、もうちょっと広げていただくような事をされるともっといいかなというのを感じました。

一般質問で言いましたが、鬱病を持っているかもしれない方が人口の2%ってことですので、鳥栖市で約1,400人の方がいるかもしれないと考えたときに、もっともっとたくさんの

方に、こういう講座をとおしてPRできたら周りの方への配慮とか、自分自身へのこともすごくい結果としてなるんじゃないかなと思いました。

そういう結果が出ているのであれば、ぜひ、また続けていただきたいなと思いますし、いい方向に広げていただければと思います。

ありがとうございます。

中村圭一委員長

ちなみにこれ、鳥栖市の過去数年間の自殺者数というのは手元にありますか。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

平成20年が10名、平成21年が23名、平成22年が14名、平成23年が9名、それから平成24年が14名。

以上でございます。（「25はまだわからんですか」と呼ぶ者あり）

はい、平成25年は、まだ出ておりません。

中村圭一委員長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

先ほどの子どもの医療費の問題ですね。

それで私は、当初5,000万円ぐらいと思っと思ったのに2,800万円ということで、低いと。

この背景には、これ自体が、いわゆる償還払いということで、病院の窓口では一旦——3割ですか——払って、あとで1カ月まとめて、市役所に申請すると。申請して、初めてこの支援が受けられるということで、仕事に忙しい人はなかなか行けないということで、この比率が減っているんだろうと思うんですね。

それで、もともとは70%ぐらいだと思っていたんですけども、わかりますか。今の、この平成25年度の償還払いを受けた人の率というのは。

江寄充伸こども育成課長

申しわけございません。

今、調べておりますので、わかり次第、すぐ報告します。

尼寺省悟委員

恐らく、かなり低いだろうと思うんですね。

これは、突破する方法というのは、突破する方法。いろいろ回覧したり、いろいろすることなんで、一番の問題は、窓口で無料ね。現物支給という方法だろうと思うんですが、これがなかなかできない理由は何ですか。なかなかそれができない理由は。

江寄充伸 こども育成課長

これにつきましては、医療機関、それから県も含めて県内全て足並みが揃わないと、なかなか実現できないで事業だと認識しております。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

なかなかできないと言わず、その見込みはないんですか、見込みは。

そして、その取り組みというか、あなた方の取り組みच्छゅんか、その辺はどうなんですか。

中村圭一 委員長

市として、能動的に働きかけているかっていうような質問だと思います。

江寄充伸 こども育成課長

ただ今の御質問でございますけれども、県のほうには働きかけのほうは行っております。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

そうですか。

鳥栖市はね、小学生まで医療費が無料になったということで、あと残るはね、2つ。基山がやっているように中学校まで医療費無料にするということと、今言った、現物支給ということだろうと思うんですね。

仮に、中学校まで医療費を無料にすると、それについては検討されたことがありますか。それについては、どれぐらいかかるのかとか。

江寄充伸 こども育成課長

中学生までの医療の無料化については、申しわけございませんが、試算のほうは、まだできていない状況でございます。

尼寺省悟 委員

あのね、基山町ではすでに、よそでもやっているっちゃんね。

鳥栖でやれないことないしね、それぐらいの試算やったら、私はすぐできるんだろうと思うんやけどね。

試算する用意はないですか。

江寄充伸 こども育成課長

試算のほうは早急にやりたいと思います。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

至急やっていただきたいと思います。

あと、よかですかね、同和の問題も。

中村圭一委員長

どうぞ。

それで終わりじゃないですけどね、どうぞ。

尼寺省悟委員

同和の問題、私は、何ちゅうかね、こういう決算のところでも何回も言ってね、本当、何回言っても全然状況は変わらない。

確かに、今年度は500万円から400万円になったと。一歩前進であるけども、なかなか進まない。本当は、やりたくないやけどもね、やりたくないやけど、やっぱり言わんといかんと思って言うんですけどね。

御承知のように、これ2002年に地域改善対策特別措置法が失効したちゃんね。平成14年ですか——今から何年前ですかね、12年ぐらい前にですね。

その時の理由がね、同和地区を取り巻く状況は大きく変化し、特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではない、こういうふうに国は言って、これ執行したわけですね。もう御承知のとおり。

にもかかわらず鳥栖市は、12年間ずっと補助金を500万円。補助金以外でいうと、恐らく2,000万円ぐらい、教育委員会と比べてみるとね、やっていると。そして、みずから決めた要綱ですか、例えば、社会教育指導員は1年と、にもかかわらず、10年、20年やっているし。生活指導員、ここについても1年と決まっているにもかかわらず、10年ぐらい同じ人がやっている。

さらにはね、平日かどうかわからないけれども、何ですか、ゲートボールとかいう形でね、職員と一緒にやっていると、勤務時間中にね。

そういったことを見ると、やっぱりおかしいと。やっぱり変えていかんことにはいかんと。そういったつもりで、聞いているんですけどね。

まず、聞きたいのは、全日本同和会鳥栖市支部の会員数、それから、これは余り大したことではないけども、支部長さんが亡くなったと聞いているので新しい支部長さん、それから、鳥栖市における担当者の方。

それから、先ほど、それ以外の金額と、同和関係経費ということで合わせて社会福祉部関係で946万円ということですが、ここには参事さん——名前言っていていかどうかかわらんけども、松隈参事さんが専門でやっておられるわけですね。彼は参事と聞いたので、参事の給与ですね。

それとあと、以前ですけれども、鳥栖市だけでこれを減らすことはなかなかでけんということで、関係市町が集まって、県の全日本同和会に対して話し合いを持つと、何とかしてくれというふうなことを聞いたことがあるんですね。それがどういうふうになったのか、合わせて、まずそれを聞きたいんですけど。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

同和関係につきましては、先ほど資料等もお渡しをさせていただいております。

それで、尼寺委員おっしゃるように、平成14年に地域改善対策特定事業の法律が失効いたしております。それまで33年間、対策のための法が引き続き施行されてきておったわけですが、けれども、実態的な部分の生活環境ですとか、その辺のめどが立ったということでの法の収束かなあと感じておりまして、いわゆる、心の差別と申しますか、そういう部分での、やはり啓発活動が必要ではないかということが一つ、今回同和対策、今までも含めて対策を行っている方向性かと思っております。

御質問の会員数でございますが、現時点で把握しておりますのは43名ということで、把握をいたしております。

それと、担当者につきましては、基本的には社会福祉課の参事のほうが主に同和関係の事務、業務等については携わっております。

それで、参事級の給与のお話ですけれども、これにつきましては、おおよその概算でございますが、給料で申しますと大体450万円程度というふうに思っております。で、この同和対策関係経費の中には、当然、今申し上げた参事については、社会福祉課全般の業務もございまして、参事としての役割もございまして、それらについてはこの中には含まれておりません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと質問、答えてないのがあるんですが。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

失礼しました。

おっしゃっていただいているのが、県の同和対策推進連絡協議会かと思っておりますけれども、こちらのほうとは構成団体、県を含めまして、同和関係のさまざまな課題等について協議を行っているところでございますので、いろいろな課題があればそちらのほうでも協議をいただくというような形をとっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

まず、同和会員の数、43名というのは、これ10年前、20年前に聞いた数とまったく同じなんよ、変わってないよね。亡くなっている方もいらっしやると思うんよね。

現実的にほら、支部長さんも、ナンバーワンの方、ナンバーツーの方も亡くなってるわけでしょう。それだけ見てもあなた、43引く2で41人じゃないの。

それから、私が聞いたのは――公式の場で聞いたわけじゃないんですが、市町村、市段階で集まって、全日本同和会に対してね、簡単に言ったら補助金を減らせと、そういう交渉するんだというふうに聞いたんよ。

今の答弁では、全然そういったことに対して触れてないんで、そういったことはなかったのかというふうに聞いているんよね。

それから、今言われた参事が1人と言われたんやけれども非常勤の方でね、非常勤の方で、生活指導員の方もいらっしやるし、鳥栖市全体で言ったら教育委員会の中の参事クラスの人がおるし、社会教育委員の人も2人おるし、同和集会所の中にもおられるわけでしょうが。

全体として、何人なのかということを知りたい。常勤、非常勤合わせてみてね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

佐賀県の同和対策推進連絡協議会につきましては、先ほども申し上げましたように、同和対策についての関係。県、市で集まって協議をしておりますので、さまざまな課題について議論をし、方向性を協議しておるところでございます。

それと、私どもで把握をいたしております職員、臨時、嘱託等の賃金につきましては、賃金という形で今回、お示ししております、決算額158万4,000円の生活相談員を1名任用しておるところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

結局、今の答弁では、交渉したけれどもあんまり、何かこう、話せるような中身はなかったということですね。

それから、ここの社会福祉部関係ではもう1人、非常勤の方が158万円でいらっしやるということですね。

それでは、次の質問ですけど、どうしてこんなにあるんかというふうに言うと、執行部は行政の補完的役割を果たしているからだ、という答弁がしょっちゅう返ってきたんよね。

前の、平成10年の時の同じ決算委員会の中で、そちらから出してきた事業計画書、さっき資料があったですね。この中で、行政の補完的役割を果たしているのは何かといったら、地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査、対象地域調査、この4つなんよね。この4つがあるから補完的役割なんよ。補完的役割、これは要するに、行政ではやれんと。この4つだ

けは全日本同和会にまかせんと、やれないからなんだということなの。

だから、これが一番の観点なんよ。これがよそでやれるなら、別に補完的役割を果たしているわけでもないし、500万円やる必要ないわけですね。だから、これが一番肝心かなめのところですよ。

それで、この調査報告書を出してほしいって言ったの。資料として出してくれというふうにさっき言ったの。肝心かなめの、この調査報告書を。出してください。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

確かに、事業計画の中に御指摘の調査ものがございます。

この調査については、同和関係でそういう方々が生活されている際の、そういう差別の状況、実態等を確認する上での調査項目だと考えておりまして、その部分について、私どものほうでどういった結果になったとかの報告は受けておりません。

したがいまして、お出しできる資料はございませんので御了承いただければと思っております。

尼寺省悟委員

出さないということは、ないということ。そして、これを求めてもないわけ、あなた方は。どっちなんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

調査の項目、内容等につきまして、やはり個人的なもので、非常にプライバシーも含めまして、ほかに影響を与える可能性もございますので、我々としては当該団体のほうで、調査されて、その結果については、当該団体ほうで活動の中身に反映をしていただいているとも考えておりますので、私どものほうで、それらについて把握をするつもりは現状ではございません。

尼寺省悟委員

今の答弁はね、誰が聞いたって納得できないんよね。

市役所の職員というのは、これがなくても守秘義務というのがあるでしょうが、にもかかわらず、これをあなた方がもらったからといって、この情報が外に漏れるわけ。それぐらいの情報管理しかやってないんですか。

そういうわけじゃないでしょうもん。あるいは、ものすごくあなたが聖人説、性善説やね、性善説ちゅうんか。やっているかどうかわからん、もらって初めてやったちゅうことが言えるわけでしょうもん。

ほかの例もそうばってんね、肝心かなめの報告書をもらってないんよ。やってるかどうかもわからない、だから、私なんか言うよ、やってないけん出せのやろうもんと。

そうなってくるとね、もともと、大もとが崩れるわけたい。補完的役割とは一体何なのか
といってさ。これが出せないということは、補完的役割を果たしているということの説得力
は出てこんですよ。どうですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

市としましては、そういう同和関係の差別に対する、当然、解消に向けた人権を含めた役
割、責任があると思っております。

ただし、それを進めるためには、やはりそういう事象に、実際に、メーンにされている皆
様方とどのような形で進められるのかということも含めまして、連携しながらやっていく
必要があると。

ただし、その中でも当該団体のほうがどんな形の中で、啓発ができるのかというのがござ
いますし、非常に、差別という微妙な問題でもございますので、我々としては十分丁寧な形
で一緒になって、差別解消に向けて責務を果たしていきたいと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

今の答弁は、全然答弁になっとらんですね、今の答弁は。(発言する者あり)

あのね、ちょっとこの件でもう一つ言うばってんね。ほら、もともとが鳥栖市には同和指
定区域ね、対象区域ちゅうのはないわけでしょう。

にもかかわらず、地域実態調査とか対象地域調査とかね、できるわけないでしょうもん、
ね。会員だってさ、43名って、平成10年から全然変わっとらんとよ。会員数すら把握してな
いわけでしょう。

ほんなら、話変えるけども、佐賀市が、いわゆる、団体運営補助から事業費補助に変えた
というのは知ってるでしょう。これ2年前の話で、今まで佐賀市は1,600万円出してたと。そ
れで、600万円に減らしたの、伊万里市もね、そういった状況は知ってますか。これは2年前
の時も言ったんよね。

そして、研究してるかって、してないと、あれから2年経ったけども、団体補助から事業
費補助に変えると、その辺の検討というのはされたね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

佐賀市のほうで同和対策に関する関係経費について、いろいろなことをされておるとい
うのは聞きおよんでおります。

それで、それにつきましては、佐賀市は佐賀市の中での問題、課題がある中で、いろい
ろなやり方を検討される中でのことだと思っております。

鳥栖市といたしましては、現状、運動団体に対する補助を行っておりますけれども、これ

によりまして、啓発、人権の差別の解消に向けて取り組めるものと判断しておりますので、今後もこういう形をとらせていただけたらと思っております。

尼寺省悟委員

あのね、佐賀市はこういったことで変えたんよ。例えば、団体の内部的な活動に主に使われていると。

例えば、鳥栖市に2人でチラシを配布に行くのに旅費と日当で1万440円と。佐賀市内にチラシを配布するだけで4人で1万8,000円と、これ佐賀市の例よね。こんなん、到底考えられないと。だから、こういうふうな団体補助をしているからこういった形に使われてる、内部のね。

そうじゃなくて、例えば、啓発事業とか市民を対象に、そういった事業に対して補助をすると、これが事業費補助金たい。そういう形に変えたちいうんよね。

一遍に本当は、私は500万円、400万円になったけど、一遍に軽減になるならね、例えばこの中で、いろいろあるでしょうが、啓発事業とかこういった事業だけに特定して、こういうふうな事業に対して事業費補助をするというやり方に変えたほうが、もっと説得力があるだろうと思うたい。その辺のことを考えたり、検討するという用意はありますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

事業の進め方、事業を効果的に行う方法というのは、いろいろなやり方があると考えております。

先ほどからも申し上げましたように市としましては、団体への補助という形をとることが適当でないかというふうに判断をしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

何かこう、あれですね。馬の耳に念仏みたいな、全然その、もう少し変えようという考え方というのは全くないみたいですけども。

もともと、ほら、どこ行ったか……、わからんごとなった……。

先ほどもらった資料の中でね、全体の収入の中で、鳥栖市の補助金は何割ですかね。全体が612万円の中で補助金が500万円、8割なんですね。こういった団体っちゃうのはありますか。

もう少しさ、自分で稼いで、どうこうするというふうな立場に立つべきだと思うんよね。資料がいっぱい、あちこち行って、わからんですけどね。

それでちょっと、あちこち今、何だか……、もう一つだけ聞きますけどね。

生活相談員ですよ、毎年158万円、1人やってると。この生活相談員の根拠ちゃうのは何

ですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

これにつきましては、同和関係の会員、住民に対する相談等を行っていただくとともに、任用伺によってお願いをいたしております。

尼寺省悟委員

この、設置要綱というのがありますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

市として、生活相談員の設置という形での特別な要綱は持っておりません。

尼寺省悟委員

設置要綱もなく、150万円やってるわけですか。それはおかしいでしょうもん。要綱もなく。

そういった例ちゅうのはほかにあるんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

嘱託職員として、先ほど申し上げました業務についてを任用伺で行っております。

尼寺省悟委員

以前は、国の地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱に準じていると、そういう答弁があったんですけども、違いますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱というのが国でつくられておりましたので、それを参考にした形で、業務内容も含めて設置しているというところでございます。

尼寺省悟委員

それを参考にして、それに基づいてやっているという理解でいいわけですね。

でね、その設置基準の中にこう書いてあるんよ、国はね、相談員は50世帯未満の地域改善対策対象地域を一定以上有する市町村に1名設置する、ね。対象区域に1名、鳥栖市には対象地域がないわけでしょう。

それから、相談員の任期は1年とすると。相談員の方も10年、20年やってるんでしょう。

それから、相談員は、その処理した相談事項を記録しておくとともに市町村長に報告しなければならない。報告は、あってるんですか。

また、1年と言いながら10年以上やってると、対象区域もないのにね、していると。この3点、ちょっとお答えください。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

対象地域につきましては、鳥栖市のほうでは地区指定等はありません。

ただし、会員の日常生活の相談等を含めまして、さまざまな悩み、あるいは課題等々について、やはり丁寧に、生活をしていく上でのことについて相談をしていただくというような業務の位置づけにおいて行っておりますので、そういう観点から準じる形で行っているというところでございます。

報告につきましては、やはり個人の生活にも深くかかわっておりますし、相談内容については、非常にプライバシーとしても、非常に微妙な影響を及ぼす可能性もある問題でもございますので、市としては、秘密にしなければならないことも多いということを踏まえまして、その点については、報告を受けておりません。

あと、長期にわたる部分につきましては、やはり、いろいろな相談があると想定されますので、そういう相談にはやはり丁寧に、継続的に行う必要がございますし、辛抱強く、また経験も必要になってまいりますので、それらを総合的に判断いたしまして、任用を継続してお願いしているところでございます。

以上でございます

尼寺省悟委員

今の答弁も、先ほどの答弁もまったく同じでね、全く説得力がないちゃんね。任期は1年と書いてね、勝手な理由をつけてね、そんなこと言うんやったらこれ自体を変えればいいんよね。

社会教育指導員だって一緒、あれだって任期は1年、原則として3年といいながらね10年、20年やっている。

市町村長に報告しなければならないとなっているのに報告ないと、プライバシーの問題と言って、そういった守秘義務があるからね、漏れるっちゃうことはありえんでしょうが。

いろいろ聞いても同じだから最後に1点だけ聞くんですけどね、さっきもちょっと言ったんですが、親交っちゃうんかね、親睦を図るということで、同和団体、全日本同和会と市役所の職員が、毎年一遍か半年に一遍か知らないけど、ゲートボールとか何か、時間内に何かやっているという話を聞いたんですけど、それはどうなんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

会員の方々との連携を図るためにゲートボールの大会というところで、それに参加をするということも行っております。

尼寺省悟委員

それが休日やったら話わかるけれども、平日にやっているというのを聞いたらね、やっぱり市民だってどうなっているんだという話になると思うけども、その辺はどうなんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

大会等に参加をして、親交を深めているというところでございます。

尼寺省悟委員

それは、やめる考えはないんですか、来年からしないという考えはないんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

やはり、相互の理解を深めるためにも必要ではないかというふうに考えております。

尼寺省悟委員

最近は、何名出たんですか。一番近々では、職員は。

中村圭一委員長

数、わかりますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

正確には把握しておりません。

尼寺省悟委員

大体でいいです。

おおよそでいいです、10名なのか、20名なのか、30名なのか。

中村圭一委員長

答弁できますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

都合のつく部分でお願いをしておりますので、その人数については、複数名ということでございます。

中村圭一委員長

よろしいですか。

尼寺省悟委員

人数ぐらいやったらわかるやろもん、それに正確に言っているわけやないし。10名なのか、20名なのか、30名なのかで言ってるんであって、10名から20名と言え、そんだけの話ですね。

中村圭一委員長

こういうふうに伝え聞いとるけど、正しいかっていう聞き方をしてくれると助かるんじゃないですか。

尼寺省悟委員

10名、20名と聞いとるんですけど、それは正しいですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

複数人数だと（「はい」と呼ぶ者あり）認識しております。

尼寺省悟委員

一応終わります、これで。

中村圭一委員長

ほかにもありますよね。

いや、質問……、休憩。じゃあ、10分間休憩で、25分から再開します。

休憩します。

午後 2 時13分休憩

~~~~~

午後 2 時 25 分開議

中村圭一委員長

再開いたします。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

すいません、お時間をとらせます。

午前中、尼寺委員のほうからの御質問の中で、主要施策の成果の説明書の51ページ、老人福祉センター費の関係でございます。

この中で、利用者数につきまして1万8,464人という形で御答弁をいたしておりましたけれども、この主要施策の中で29ページにまちづくり推進センターの使用状況という形で、分館を含めました使用人数がございます。これについては、もう全体の数になっておりますので、私どものほうで抽出いたしました人数を申し上げますと、老人福祉センター関係という形で各施設合計で昨年7万9,918人の利用が、先ほどの1万8,464人を含めましてっております。

したがいまして、午前中に御指摘ございました平成24年度の利用者でございます8万7,632人から7万9,918人になったということで訂正をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

中村圭一委員長

尼寺委員、よろしいですか。

じゃあ、ほかに質問ございますか。

松隈清之委員

資料いただいてるやつ、ありますよね。

この補助金等交付申請書とそれに幾つか、これは申請に当たって出される分ですけれど、あとで、これ決算書もついてるんで、これ全部終わってからの報告も含めてこれで全てっていうことで理解していいんですかね。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

平成25年の当初に申請がございまして、それに事業計画、収支予算がございまして、それに伴う決算という形でございます。

そのとおりでございます。

#### **松隈清之委員**

もちろん予算は、補助金が800万円とか850万円とかなってるんで、おまけに寄附が予算では200万円、決算では91万6,000円ということで、全体の事業自体が大きく、400万円ぐらい少ないんですよ。

計画の中では、いろいろ書いてあるんですが、予算、決算見ると説明のところは変わってないんですよ。

何ができて、何ができなかったかっていうことは把握をされているんですかね。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

決算の数字については、御指摘のように下がっております。

それで、中身については同じというふうになっておりますけれども、我々のほうでその辺の状況については把握いたしております。

#### **松隈清之委員**

恐らく、ずっと500万円ですよ、補助金は。

ですから、この800万円で申請をされているけれども、500万円のつもりで予算を組んでおられるのかどうかかわらんけども、事業計画書はついているんですけど、事業報告書っていうのはないんですよ。

事業報告書というのはもらわないんですかね。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

鳥栖支部決算書をいただいております。

#### **松隈清之委員**

予算が少なくなってるからなのかどうかかわからない……。事業報告書がないのでわからないんですけど、今、先ほど尼寺委員からもありましたような調査ですよ、調査。調査は、この予算でも決算でも説明の中には入っていないですよ、事業計画にあるけども。

だから要は、事業としてこれが行われたかどうかっていうことは、いわゆる、この補助金交付の、尼寺委員の話でいくと大きな根拠になっておると。中身は、報告を受けている、受

けてないを別として、この調査が行われているかどうかは把握をされていますか。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

決算書の中には明確には記載されておりません。

我々としては、等という中に含まれているものと判断をいたしております。

**松隈清之委員**

いや、判断をしているとかじゃなくて、まず、その調査が行われているかどうかということがわからなければ、これは決算なんでね、我々は、この支出が正しかったのかどうかと判断するかどうかの判断なんで、これ平成26年3月末で終わってますよね。

この調査が行われたかどうかの確認っていうのは、あしたもあるんで、委員会まだやっけるんで決算委員会、とれますかね。この調査が行われたらどうか。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

計画では、地域実態調査と書かれております。

ただ、この部分については、我々は計画の中にございますので、ここに含まれているという形で考えております。

報告につきましては、先ほども申し上げましたけれども、我々としてはそれについて提出をしていただくことについては、中身の問題もございます、同和関係等々での個人の部分もございますので、控えておるところでございます。

**松隈清之委員**

まあ、執行部がどう考えるかっていうのは執行部のお考えがあるんでね、そういう見方もあるのかなと思うけど、ここは審査する場なんで、議会としてそれでいいのかなんですよ。

執行部がそう思っているかもしれないけれど、我々が審査をするに当たって、いや、それでは困ると――執行部と当該団体に対する信頼関係があるかもしれんけれども、議会とその当該団体との信頼関係は別に、あるわけじゃないんで、我々が審査するにおいて必要かどうかの判断をするんですよ。

だからまず、幾つか、こうありますよね。この実態調査の調査内容、その調査結果じゃなくて、どういう内容を――これは別に言えるでしょう、中身に触れているわけじゃないんで。どういう内容を、どこに対して、どういうふうに行ったのか、時期、それについての報告を今すぐ言っても出ないだろうから、あしたまでに出せますか。

中身には触れなくていいです、誰がどうこうとかっていうのは。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その辺については、現状では厳しいと考えております。

## 松隈清之委員

いろんな、この見方はあると思うんですよね。

例えば、まったくこの補助金が納得できんと、それは納得できないという人もいれば、中身がわからんからいいと言っていいのか、悪いと言っていいのかわかんないと。

やり方も、言われているように団体に対する補助もあれば事業補助もあると。いろんな選択肢がある中で我々がどっちがベターかと、提案はどんだけ、どういう提案でもしていただいて結構なんだけれども、議会としては、どういうものがふさわしいかっちゅう判断する場なんで、その判断する材料として、どういうやり方がいいかっていうことを判断するために何の情報もなければ判断のしようがないですよ。

だから、どういう調査内容、どういう調査手法、対象、時期、それが例えば、これは執行部ではできないねと、これは当該団体でなければできないと判断されればそういうこともあるだろし、だからつつて団体補助という形になるかどうかわからんけども、事業補助でもいいんだけども。

要は、ここの団体との信頼関係とか、あるいは、連携、協力というのが必要かどうかの判断っていうのが、現段階では執行部が、ただ信頼関係があるとかね、ということだけなんで、それは証明ができないじゃないですか。

だから、まだ現段階でどういう調査結果だったのかっていうことをすぐ求めることはしませんけれども、本来は求めるべきなんですよ。求めてもいいと思っているんだけどそこまでは言わないので、まず、どういう調査内容、項目、時期、対象、手法について、どういうことをやっているかっていうことをここに、お示しをいただきたい。

## 篠原久子市民福祉部長

同和問題につきましては、今までも申し上げてきましたけれども、結婚や就職等による差別や、低所得による生活困窮、風習、因習等による偏見や差別意識などに対するものがいまだもって残っているというふうに思っております。直接の対応は、行政にとっては非常に、極めて困難な場合があるかというふうにこちらのほうでは認識いたしております。

これらの問題は、かなり特殊な事情がありまして、行政の施策では十分に対応が難しいというふうに考えておるところです。

そこで、この全日本同和会につきましては、目的が差別撤廃や人権擁護をするというところで、行政の目的と合致しているというふうなことで考えておりまして、その他、先ほどから申されているような分についても、実際にいただいているものというふうなことで考えておるところでございます。

全日本同和会が行政の補完的役割を担っていくというふうなことで、会員の福祉の向上や

生活環境の改善に寄与しているものというふうに考えておりまして、現在のところ、いろんな実態調査等についてはしていただいているものとして、こちらのほうには報告を今いただいておりますので、いろんなことについては、内容については申し上げることができないというところでございます。

## 松隈清之委員

だから、その補完的役割があるのかどうかはわからないから、それがわかるようなことを、だから、今言われているような、例えば、個人的なことだとか、プライバシーのことだとか、そこ触れないって言っているじゃないですか、要は、どういう調査がいつ、どういうところを対象に、今、答弁では会員の福祉向上とか言われたけれども、会員数も定かではないとするならね、それこそ我々はいったいだれを相手に、何をやっているのかわからないわけですよ。

だから、執行部はいいんですよ、執行部は。そういう信頼関係があっていいって言っているかもしれないけれど、でも決めるのはここじゃないですか。

提案するのは執行部けれども、決めるのは議会じゃないですか。議会がそれでいいかどうかを判断する材料をくださいって言ってる。

プライバシーとか云々っていうのを、本来は、どういう……、だって、差別が今あるって言われたけど、結婚、就職あると言われたけれども、そういう調査結果が上がって、こういう差別……、まあ事件がありましたとかっていう報告をもとに言っているんならだけでも、報告もらってないわけでしょう。

恐らくあるんですよ、きっと。わかんないけど、多分、俺と同じぐらいの程度で、恐らくあるだろうぐらいにしか思っていないですよ。

だから、ここにあるから必要だっていう、あることを証明せないかんわけじゃないですか。こういう調査の結果こういう差別事象が今でも起きていますと、だからやんないといけないんですよ。

だからまず、その起こっていること、それをちゃんと調査しているのかのやっтерことをきちっと報告をしてもらわなければ、是の非のいう前の段階ですよ。

そこを、だから急に言って……、でも調査は毎年やっているはずなんで、どういう内容で、いつどういうことをやっているかっちゃうのは聞けばわかるんでしょう、信頼関係があるんだから。

中身について、こういうことがありましたとかっていうのを今回すぐ出せとは言わんけども、調査内容とか、調査時期、これでいくと調査時期はわかるんですよ。何月って書いてあるから事業計画書では。調査対象、調査内容、手法、それは会員に対する聞き取りなのか、





午後3時4分開議

**中村圭一委員長**

再開をいたします。

**篠原久子市民福祉部長**

休憩前の実態調査等の内容についてでございますけれども、団体のほうに補助の対象になった団体のほうに内容等についてお尋ねいたします。

以上でございます。

**中村圭一委員長**

その結果については、委員会中に出た範囲で御報告をお願いします、よろしいですか。

**篠原久子市民福祉部長**

はい、そのようにいたします。

**中村圭一委員長**

はい、質疑を続けます。

よろしいですか、副委員長。（「じゃあ、それを待ってから」と呼ぶ者あり）

その他、ございませんか。

**伊藤克也委員**

いただいた資料の、平成25年度決算認定資料の中の10ページなんですけど、平成21年度から平成25年度までの徴収率を見ると、年々徴収率がアップをしております、職員の方の努力のたまものではないかなというふうには思っているんですが。

それで、ちょっとお聞きしたいのが、恐らく、いろんな徴収の窓口とかをふやされた結果もあるんじゃないかなというふうに思ってます、もう一つの資料の34ページに、コンビニエンスストアの収納っていうのがございまして、この収納が約22%ということで、かなり高い割合を占めているのではないかなというふうには思っているんですが、実際のところ、このコンビニエンスストアの収納につきまして、過去どれぐらいずつ伸びているのかを、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

〔発言する者なし〕

**中村圭一委員長**

先にほか行きますか。大丈夫ですか。（「先に」と呼ぶ者あり）

ほかの質問があれば、ほかのを先に。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**伊藤克也委員**

そうしましたら（「委員長」と呼ぶ者あり）

平塚俊範税務課長

年度ごとということではございましたけれども、クレジットコンビニ収納につきましては、平成24年度、それから平成25年度について伸び率でいきますと、前年度比、市県民税で28.6%、固定資産税で14.2%、軽自動車税で42%、国民健康保険税で21.5%の増となっております。

（「それ増、占める割合じゃなくて」と呼ぶ者あり）（「占める割合です」と呼ぶ者あり）（「増  
加率じゃない」と呼ぶ者あり）

伊藤克也委員

あの、ごめんなさい。

平成24年度からコンビニエンスストアの収納が始まったっていうふうな、今理解をしたんですが、始まった当初と現在、ここ2年ぐらいですかね、どういった感じで伸びているのかわかっていうのを聞きたいなと思ってます。

平塚俊範税務課長

先ほど言いましたのが、占める割合のほうを言っておりますので、前年度、平成24年度から平成25年度に対する割合でいきますと、21.8%ですので、11%ほど増加しております。（発言する者あり）

中村圭一委員長

大丈夫ですか。

ちょっと休憩します。

午後 3 時 9 分休憩



午後 3 時 10 分開議

中村圭一委員長

再開します。

平塚俊範税務課長

先ほどの分につきまして、訂正をさせていただきます。

コンビニ収納実績につきましては、平成24年度が3万948件ございました。

それで、平成25年度が3万3,359件ございますので、約3,000件増加しております。

### 伊藤克也委員

ありがとうございます。

まだ、始まって約2年、3年ぐらいだっというふうに思っております。まあ、そういう感じかなというふうに思いますが、やはり、コンビニエンスっていうのは本当に、皆さんのすぐ近くにあるということで、サービスを考えた上では非常に有効な手段かなというふうに思っております。そういったことで、確かに収納率もアップするし職員の方の努力、そういう相乗効果もあって、伸びているのかなというふうに思っております。

それで、例えば、コンビニエンスストアで収納するということは、恐らく、手数料がかかっているっていうか、コンビニエンスに対して幾らかの手数料を支払われているというふうに思いますが、その金額がわかれば教えていただきたいと思います。

### 平塚俊範税務課長

コンビニエンス収納につきましては、月額の基本手数料が、まず1万5,000円かかります。それから、手数料につきまして1件当たり57円必要になってまいります。以上でございます。

### 伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、約3万件だと換算して、約18万円っていうことですね。

そうしますと今後、例えば、今のところ市県民税、固定資産税、軽自動車税っていう項目になっておりますが、税目になっておりますが、税目をふやすようなところっていうのはあるのでしょうか。

### 平塚俊範税務課長

現時点で、税に関しては全て対応しますけれども、料についてはまだ検討してございませんので、要望等が多ければ、当然、そういうふうに動いて行くというふうには思っております。

### 伊藤克也委員

ありがとうございます。

手数料は、先ほど、ごめんなさい。約180万円なりますね。

180万円っていう金額、その辺の……、何て言うかな、それが、もったいないっていうふうに思うのか、それとも市民サービスにとってそれは必要不可欠というか、やっぱり税を皆さんからいただく上で、徴収しやすいということであれば、今後、そういうコンビニエンスの対応も含めて幅広く検討していいのかなというふうな気持ちもあるんですが、その辺のバランスというか、それだけ手数料として支払っているというのが高い、安いというのは、また

今後、検討材料でもあるのかなっていうふうに個人的には思っております。それは、意見と  
いうか、終わります。

次に、資料の37ページですかね。

サンメッセ鳥栖での住民票証明と印鑑登録証明書の交付を11月に開始をされておりまして  
514人の方ですかね、件数にして668件。サンメッセでこういったサービスを提供するようにな  
って、件数とか人数っていうのは予想というか、始める前と実際始めてから、そういう件  
数に対して、どのような受けとめ方をされているのかをお聞きしたいと思います。

#### **塚本静一市民課長**

サンメッセのほうで、2つの種類の証明書、住民票とそれから印鑑証明でございます。

これは、仕組み的にサンメッセのほうで、職員がいて、それから、あちらのパソコンの  
ほうに鳥栖市の内部情報の回線がつながっていると。こういうことから、新たなサービスと  
して始めたわけですが。

これは、場所が鳥栖駅近辺ということもありまして、伸びるであろうというふうには考え  
ておりました。ですから、今議員さんから言われたように514人、それも5カ月でございまし  
て、おおよそ予想通りぐらいではないかなっていうふうには考えております。

今後、今までも少し眺めてみますと、だんだん定着しつつあるというふうにも見えますの  
で、こういう傾向で住民の方からは歓迎していただけるものというふうに考えております。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

おおむね好評だということで、やはり、こういったサービスが鳥栖市の中でも、1つでも  
2つでもふえていけば、より身近なものとして市民の方も喜んでいただけるのかなっていう  
思いはいたしております。

ただ、やはりいろんな情報等の管理っていう難しい面も含んでおるっていうことだという  
ふうに受けとめましたので、本来であれば、まちづくり推進センターなり、ほかの施設にも  
広げていただければ、より住民に近いサービスになるのかなあっていうふうな思いもあるん  
ですが、難しい面もあるのだなっていうふうな、今の答弁で受けとめをさせていただきました。

はい、ありがとうございます。

もう一つ、最後に。資料の75ページです。

肝炎ウイルス検診事業について、対象者数が約4万人、受診率が2.2%の約900名というこ  
とで、やはり、その数字だけ見るとかなり低い受診率になっているなっていうふうに思っ  
ておりますが、この辺、どう認識をされているのかをお聞きしたいと思います。

#### **坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐**

肝炎ウイルス検診は、以前は30歳以上の方に実施をしておりましたけれど、平成25年度の9月から20歳以上の市民を対象として、検診を行っております。

ただ、この対象者の拾い上げ方っていうのがとても難しくて、検診に関しましては、うちのほうの過去受診者とか、節目の方っていうふうに上げているんですけど、肝炎ウイルス検診というのが生涯の中で1回だけすれば、もう次の年は検査をする必要はないんですけど、1回検査をしてあるかどうかっていうのが、うちのほうではなかなか把握ができないので、対象年齢の方を全て対象者数としては上げております。

だから、本当はこの中に肝炎ウイルス検診を受けていらっしゃる方が、かなり入っているとは思いますが、そのこのまだ、突合がうまくできてなくて、一応、対象年齢の方を挙げておりますので、受診率は2.2%と、この低い受診率にはなっております。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、この対象者数の中にはすでに受診をされている方も多数、まあ、大多数っていうか、多数いらっしゃるっていうふうなことだと思います。

肝炎ウイルス検診自体は、また、今後とも積極的に進めて行かれるのか、それともある程度の年数を区切ったところで考えられているのか、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

#### **坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐**

肝炎ウイルス検診っていうのは、今、C型肝炎とB型肝炎のウイルス検診を行っておるんですけども、実際今、肝臓がんの約8割から9割はこの肝炎ウイルスが原因だと言われております。

全国的にも佐賀県は、肝臓がんの死亡率が第1位を占めておりまして、県内の中でも、この鳥栖三養基地区っていうのは、C型肝炎の罹患率がとても高い地域でございます。

それで、ぜひ、20歳以上の方については、C型肝炎とB型肝炎の検査を一度受けていただき、もし、陽性ならば早く精密検査を受けていただいて、将来、肝臓がんになるのを、ぜひ、そこで予防して行きたいと考えておりますので、この検診につきましては、今後も重点的に、続けて行きたいと思っております。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

私も実は、まだ受けたことがない1人でありますので、ぜひ、受診をして、今後ともこう

いう汚名をはらしていつていただきたいなというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

今の、伊藤さんの関連ですね。

住民票とか、印鑑登録証明か、まあ、サンメッセで好評だということで、まちづくりセンターでという話、私もちょっと聞いたことがあるんやけども、特に、弥生が丘とか遠いところでね。

だから、そういったことを、まちづくり推進センターでやるというふうなことを検討されることがあるのか。あるいは、やるとしたらどういった課題というか、問題点があるのか。

その辺が、もし、されとったらちょっと聞きたいんですが。

#### **塚本静一市民課長**

市民課のほうは、今、伊藤議員さんのところでお答えもしましたけれども、まず、回線が引かれているっていう現状の中で、低廉で、そして安定的に、お客様に対してサービスを提供するっていうことができるっていうですね。

もう一つは、そこに維持管理体制がしっかりしていると。ですから、職員がいるっていうことと同時にセキュリティが確保されるということが必要ですから、あの当時、やはりサンメッセがそれに適当であるというふうなことがございまして。

それ以上のほかの施設は、検討はしておりませんが、結構そういう部分での敷居というのは、高いのではなかろうかというふうに考えています。

#### **中村圭一委員長**

ほかにございせんか。

#### **飛松妙子委員**

済みません。

主要施策の46ページ。46と47ページなんですけど、障害児通園事業と障害児施設支援事業、これについて教えていただきたいんですけども、対象者の年齢と合わせて内容を教えてください。

#### **緒方 守社会福祉課障害者福祉係長**

まず、障害児通園事業の対象者なんですけれども、ひかり園につきましては、就学前の児童を対象にしております、実際、昨年度の対象者につきましては、73名が対象者という形になっております。

続きまして、障害児施設支援事業なんですけれども、この分は18歳未満の児童を対象とし

ておりまして、事業といたしましては、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等の事業があります。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

障害児施設支援事業に18歳未満ってことだったので、先ほどの障害児通園事業のお子様も含まれるってということですかね。

#### **緒方 守社会福祉課障害者福祉係長**

障害児施設支援事業につきましては、ひかり園も対象になってきております。

ひかり園につきましては、就学前の児童までを対象にしておりますが、事業所におきましては、放課後等デイサービス等においては、例えば、小学校3年までを対象にしたりですとか、事業所においては18歳未満までを対象にするとか、事業所ごとに対象年齢を変えていらっしゃる事業所もあります。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それに関連してなんですけど、63ページと64ページなんですけど、母子健康事業の中に、1歳6カ月の健康審査と3歳児健康審査っていうのがあって、受診率が97%、98%と、とてもいい受診率で、その中で精密検査、精神面で1人、身体面で18人、3歳児では、精神面で2人と身体面に29人ということで書かれているんですけども、この精神面とかでの児童に対しての支援というか、そういうのが、このひかり園とかにつながってきているんでしょうか。

#### **白山淳子健康増進課保康予防係長**

今言っていただきましたように、1歳半、3歳児健診を保健センターのほうで集団健診で実施をしております。

それで、精神面のほうでは、発達障害などの早期発見、それから早期療育というところに着眼して実践をしております。健診のほうで、そういう恐れ、それから保護者の方からの相談があった場合は、ひかり園等を紹介してつなげて行くようにしております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それで、毎年、小学校に入学されると同時に、特別支援学級のほうの人数っていうのが、



結構、ふえてきているんですけど、ここで上がってきている人数がとても少ないので、そのギャップというか、その何て言うんですかね、本当にその健康検診で、そういう判定っていうのが難しいのか。

それとも何か、何て言ったらいいんですかね、していただいていると思うんですけども、それによって、例えば、精神的に、訓練を受けたほうがいいお子様がいた場合は、そういう訓練をして行くとかいう、そういうところで、学年を、小学生に上がったときに、そういう特別支援学級の子供たちが、少しは訓練を受けたことによって矯正されて、できるような何か、そういう流れになればいいなと思っているんですけども、ちょっとその人数が、こないだお聞きした、学校教育からお聞きした人数に対して、すごく少ないような気がするんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

### **白山淳子健康増進課保康予防係長**

今言っていましたように1歳半と3歳児健診の要精密の精神面の人数は少なく、ここに書いておりますように1名、3歳児では2名となっておりますが、なかなかまだ、1歳半とか3歳児健診の段階で、診断と申しますか、確定なところの精神面の障害っていうところの診断がなかなかできない部分もございますので、こちらに指導区分として要指導、要観察、要治療というふうに区分をしておりますが、この中の、要指導、要観察の中に、かなりたくさんの方たち、診断まではつかないけれども、経過を見ていったほうがいいっていうようなお子様がいらっしゃいます。その方たちに対しましては、月に1度、相談会を設けて、その中でずっと経過を見て行きながら、また、就学支援のほうにも、つなげていっているところがございます。

今、月の1回の相談会と申したのは、主要施策の64ページの下のほう、(2)すくすく子育て相談会という相談会を月に1回実施しております。月に1回ですので、回数としては12回、相談者数は166名となっております。

以上でございます。

### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

できましたら、過去のやつと合わせて要指導、要観察の方たちがどのくらい推移できているのかっていうのと、あと、その相談者が166名、延べじゃないですね。が、この人数に対して少ないかなっていうのもありますので、いろいろ話を伺う中で、やっぱりどうしても、親御さんが自分の子供を、そういうことを認めたくないじゃないですけど、そういう部分もちょっとあるってお話もお聞きしてますので、もっともっとう、社会的に私たちも含めて、差別とかしてないと思うんですけど、そういう目で見ている社会的な環境があるとすれば、

そこも直していかなくちゃいけないので、もっともっと社会にそういうところをPRするとか、もう、それが当たり前じゃないんですけど、そういうお子様がいても不思議じゃないっていうところをもっとしていく施策も大事かなっていうのはすごく思いますので、過去の推移と合わせて、また見せていただいて、また検討していただければと思います。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

資料が欲しいっていう。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

それできますか、その資料は。

#### **篠原久子市民福祉部長**

ただ今の資料提出については、今、委員会としての資料提出ということでよろしいのでしょうか。

それとも、飛松議員に個人的な資料として、ほしいということだったのでしょうか。

#### **中村圭一委員長**

ここでお願いする場合は、委員会としてということになりますが、まず、できるかどうかというところをお尋ねしたいんですけど、すぐ、つくれますか。

#### **白山淳子健康増進課保康予防係長**

推移につきましては、過去、何年ぐらいの。（「5年ぐらい」と呼ぶ者あり）

#### **飛松妙子委員**

そうですね、5年ぐらいで、大丈夫です。

#### **白山淳子健康増進課保康予防係長**

それでは、5年間の推移につきましては、資料の提出はすぐできますので。

#### **中村圭一委員長**

では、最終日までに、委員会としてお願いを申し上げますので、作成、提出のほどよろしくをお願いします。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

すいません、私のほうから関連で、先ほど質問があった、この主要施策の47ページの障害児施設支援事業。これ、平成24年度は、支給決定者数が202名と、平成25年度は、対象者延べ人員が1,946名と、その計り方が全然違うんで数も違うと思うんですが、支給金額も倍近くなっているんですよね。440万円から830万円ぐらいになっているので、これはどういうことなのかというのを説明いただけますか。

#### **緒方 守社会福祉課障害者福祉係長**

伸び率が多い理由なんですけれども、平成25年度中に鳥栖市内で4事業所が開設をされて





平成26年10月 1 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

国保年金課長 林 吉治

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

国保年金課健康保険係主査 原 裕人

税務課長 平塚 俊範

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

〃 健康づくり係長 名和 麻美

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

市民福祉部関係議案審査

議案乙第26号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し



午前 9 時 58 分開議

中村圭一委員長

本日の厚生常任委員会を開催をさせていただきます。

審査に入る前に、日程について確認をさせていただきます。

昨日、議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定についての質疑を行いました。一部残りがございますので、あす10時開会后、その残りの部分の質疑をさせていただいて、終わりましたら自由討議、総括、採決という形で行かせていただきたいと思いますので、御了承のほどお願いを申し上げます。



議案乙第26号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中村圭一委員長

それでは、議案乙第26号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願い申し上げます。

林 吉 治 国 保 年 金 課 長

ただ今、議題となりました議案乙第26号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について御説明をさせていただきます。

まず、決算書の15ページから19ページをお願いいたします。

平成25年度の歳入は74億7,884万1,270円、歳出は83億9,249万9,731円、歳入・歳出差し引き額はマイナスの9億1,365万8,461円となっております。このため、歳入不足を平成26年度予算から繰上充用により補填をさせていただいたところでございます。これを累積赤字を除きました単年度収支で見ますと、平成19年度以前の累積赤字解消のための法定外繰入4,000万円を含めましたところでの平成25年度の単年度収支は374万8,906円の黒字決算となっております。

また、この4,000万円を除きましたところでは、3,625万1,094円の赤字決算となっております。

なお、平成24年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては555万3,201円、0.1%の減とほぼ横ばいとなっております。

歳出につきましても、トータルでは930万3,201円、0.1%の減であります。前年度繰上充用金を差し引いた額と比較いたしますと1億1,518万9,432円、1.6%の増となっております。これは、保険給付費につきましては0.2%の微増ということで、近年はほぼ横ばいですが高齢者の増加に伴いまして、後期高齢者支援金等が8.6%、介護納付金等が9.6%と増加いたしております。これらが主な要因となっているところでございます。

それでは、歳入・歳出の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。

決算書の255ページ、256ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税及び目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ現年度分と滞納繰越分でありまして、収入済額は全体といたしまして平成24年度より約2,700万円、1.7%の増となっております。

国民健康保険税は、平成24年度から3年間で段階的に税率が改正されておまして、平成25年度につきましても税率改正が行われ、現年度分につきましては平成24年度と比較いたしますと、一般及び退職被保険者等のトータルでは約1,550万円、1.1%の増となっておりますが、一般被保険者の約2,450万円、1.9%の増に対しまして、退職被保険者等は被保険者数の減少などもありまして約900万円、5.3%の減となっております。

次に257ページ、258ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金につきましては、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用につきまして、国が100分の32の定率で負担するものでございます。

同じく、項1. 国庫負担金の目2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療の発生による市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にして、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業であります。高額医療費共同事業、この事業に関する国の負担金でございます。

なお、この高額医療費共同事業の負担率は、国4分の1、都道府県4分の1、市町村2分の1となっております。

また、事業は都道府県を単位として、国保連合会において実施されております。

次に、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金のうち節1. 普通調整交付金につきましては、全国の市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するため

に。

また、節 2．特別調整交付金につきましては、普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情等を考慮して、国が交付するものでございます。

次に、款 4．県支出金、項 1．県負担金、目 1．高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業の県の負担金でありまして、県の負担率は 4 分の 1 でございます。同じく県支出金の項 2．県補助金、目 1．財政調整交付金のうち節 1．1 種調整交付金につきましては、市町村国保の財政を調整するため、主に療養給付費等に充てられます。

また、節 2．2 種調整交付金につきましては、市が実施する人間ドック、脳ドック診査事業等の保健事業などの経費に充てられるものでございます。

次に、款 5．療養給付費交付金、項 1．療養給付費交付金、次の 259 ページ、260 ページをお願いします。

目 1．療養給付費交付金につきましては、会社などを退職した方が社会保険などから国民健康保険に移ることによって、市町村国保の財源が急激に圧迫されることを防ぐため、退職被保険者とその扶養者の医療費を退職被保険者の保険税と被用者保険からの拠出金によって賄います制度であります退職者医療制度、この制度に基づきまして、社会保険診療報酬支払基金、通常、支払基金と申しておりますが、この支払基金から交付されるものでございます。

次に、款 6．前期高齢者交付金、項 1．前期高齢者交付金、目 1．前期高齢者交付金、節 1．前期高齢者交付金につきましては、65 歳から 74 歳の方を対象とした、被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度、この制度に基づくものでありまして、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから支払基金から交付されるものであります。

次に、款 7．共同事業交付金、項 1．共同事業交付金、目 1．高額医療費共同事業交付金、節 1．高額医療費共同事業交付金につきましては、国庫負担金、県負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に基づきまして、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費を対象に 80 万円を超える部分の 100 分の 59 が国保連合会から交付されるものでございます。同じく、項 1．共同事業交付金の目 2．保険財政共同安定化事業交付金、節 1．保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保の財政の格差を調整して均衡を図るため、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、レセプト 1 件当たり 20 万円を超える医療費を対象として 8 万円を超え 80 万円までの部分の額の 100 分の 59 を交付いたします保険財政共同安定化事業、この事業に基づきまして、事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

なお、平成27年度からは、その対象がレセプト1件当たり1円以上、つまり、全ての医療費に拡大されることになっております。

次に、款9．繰入金、項1．一般会計繰入金、目1．一般会計繰入金、節1．一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県4分の3、市4分の1の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れ及び保険税軽減の対象となりました一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合で補填する保険者支援分の繰り入れからなっております。さらに、法定内の繰り入れといたしまして、国保事務に関わる人件費や事務費に係る事務費繰入金や、また、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目して、国の財政措置が講じられます財政安定化支援事業繰入金などの繰り入れを行っております。

また、特別繰入金につきましては、平成19年度以前の累積赤字額を解消するための繰り入れを平成21年度から行っておりまして、平成25年度までの累計で2億1,000万円を繰り入れております。

次のページ、261ページ、262ページをお願いいたします。

款11．諸収入、項3．雑入、目2．一般被保険者第三者納付金、節1．第三者納付金につきましては、交通事故等に係る18件の第三者行為納付金でございます。

2ページめくっていただきまして、265ページ、266ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1．総務費、項1．総務管理費、目1．一般管理費の節2．給料から節4．共済費までは、国保業務に従事する職員7人分の人件費でございます。

節13．委託料の第三者行為求償事務委託料につきましては、交通事故など、第三者の行為によって生じた保険給付につきましては、損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会へ委任して行うものでございます。

また、共同電算処理業務委託料は、医療機関からのレセプトの例月処理や、被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託しているものでございます。

次に、目3．医療費適正化特別対策事業費のうち節13．委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため、請求内容に疑義のあるレセプトについて、縦覧点検などの二次点検業務を委託して実施し再審査請求を行うものでございます。

次のページ、267ページ、268ページをお願いいたします。

項3．運営協議会費、目1．運営協議会費につきましては、国民健康保険の運営に関し必要な意見交換や審議などを行います、鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

す。

次に、款 2．保険給付費、項 1．療養諸費、目 1．一般被保険者療養給付費及び目 2．退職被保険者等療養給付費につきましては、一般被保険者、退職被保険者等が、医療機関の窓口で自己負担分を支払った残りの医療費分を保険者が支払う額でありまして、いわゆる現物給付分でございます。

次に目 3．一般被保険者療養費及び目 4．退職被保険者等療養費の主なものは、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対する保険者の支払い額でありまして、いわゆる現金給付分でございます。

次に、目 5．審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の一次審査や、保険医療機関等への支払事務を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項 2．高額療養費、目 1．一般被保険者高額療養費と、次のページ、269ページ、270ページの目 2．退職被保険者等高額療養費につきましては、1 カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。

なお、療養給付費、療養費及び高額療養費につきましては、平成24年度と比べまして、いずれも一般被保険者分は増加しておりますが、退職被保険者等は減少をいたしております。

次に、項 4．出産育児諸費、目 1．出産育児一時金につきましては、被保険者に出産 1 人につき42万円を支給する出産育児一時金に要する経費でありまして、支給実績としては74件でございました。

次に、項 5．葬祭諸費、目 1．葬祭費につきましては、被保険者の死亡により、1 人につき 3 万円を葬祭を行った者に支給するものでありまして、支給実績としては94件でございました。

次に、款 3．後期高齢者支援金等、項 1．後期高齢者支援金等、目 1．後期高齢者支援金、節19．負担金補助及び交付金並びに及びその下の目 2．後期高齢者関係事務費拠出金、節19．負担金補助及び交付金につきましては、支払基金へ拠出したします後期高齢者支援金及び病床転換支援金、並びに事務費でございます。後期高齢者支援金につきましては、平成20年度から施行されました後期高齢者医療制度は、患者負担を除いた医療費に要する費用のうち 50%を国・都道府県・市町村の公費、約10%を後期高齢者自らの保険料、残り約40%を75歳未満の現役世代からの負担で運営されておりますけれども、この現役世代の負担を保険者から支払基金へ拠出するものでございます。

また、病床転換支援金につきましては、都道府県が実施主体となって、医療療養病床等の長期入院病床を老人保健施設や有料老人ホーム等に転換する費用を助成する、病床転換助成

事業を実施いたしておりますが、その費用総額について、保険者が27分の12、国が27分の10、都道府県が27分の5を負担することになっておりますため、保険者からの負担分を支払基金へ納付するものでございます。

次に、271ページ、272ページをお願いいたします。

款4．前期高齢者納付金等、項1．前期高齢者納付金等、目1．前期高齢者納付金、節19．負担金補助及び交付金、並びにその下の目2．前期高齢者関係事務費拠出金、節19．負担金補助及び交付金につきましては、支払基金へ拠出いたします前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

前期高齢者納付金につきましては、歳入の款6．前期高齢者交付金で御説明いたしました前期高齢者医療制度に基づきまして、支払基金に拠出するものでございます。

次に、款6．介護納付金、項1．介護納付金、目1．介護納付金、節19．負担金補助及び交付金の介護納付金につきましては、介護の給付及び予防給付に要する費用に充てるため、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を各保険者が支払基金に納付するものでございます。

次に款7．共同事業拠出金、項1．共同事業拠出金、目1．高額医療費共同事業費拠出金、節19．負担金補助及び交付金の高額医療費拠出金につきましては、歳入の国・県支出金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に基づきまして、国保連合会に拠出するものでございます。

次に目2．保険財政共同安定化事業拠出金、節19．負担金補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、同じく、歳入の共同事業交付金のところで御説明いたしました保険財政共同安定化事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

次に、款8．保健事業費、1ページめくっていただきまして273ページ、274ページの項1．特定健康診査等事業費、目1．特定健康診査等事業費につきましては、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施することが、医療保険者に義務付けられておりまして、これらの事業の実施に要する経費でございます。

主なものといたしまして、節7．賃金につきましては、集団特定健康診査及び特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師などの資格を持つ臨時職員の賃金でございます。

節13．委託料の特定健康診査委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び集団健診を県医師会、また、データ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項 2. 保健事業費、目 1. 保健衛生普及費のうち節13. 委託料の医療費通知出力委託料につきましては、被保険者に自己の健康管理や医療費に対する関心を高めていただき、適正な受診による医療保険事業の健全な運営に資するための年 6 回の医療費通知作成に要する経費、また、後発医薬品差額通知作成委託料につきましては、ジェネリック医薬品の普及のため、被保険者にジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担軽減額の通知作成の経費でございまして、いずれも国保連合会へ委託をいたしているものでございます。

次に、目 2. 療養費、節19負担金補助及び交付金のはり、きゅう助成金につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、針灸施術 1 回につき1,000円を助成するものでございます。

次に、目 3. 健康推進事業費のうち節13. 委託料につきましては、疾病の早期発見、早期予防のための人間ドック及び脳ドックの委託料でございます。

275ページ、276ページをお願いいたします。

款11. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金のうち目 3. 償還金、節23. 償還金利子及び割引料の国庫支出金等返還金につきましては、平成24年度に国から概算交付されておりました療養給付費負担金などの交付額の確定により返還するものでございます。

次に、款12. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金、目 1. 前年度繰上充用金につきましては、平成24年度決算に伴う赤字分を平成25年度予算から繰上充用いたしまして補填したものでございます。

以上が平成25年度決算の主なものにつかましての説明でございまして。

続けて、資料の説明よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただ今から、国民健康保険特別会計補正予算の審査の折にお配りいたしました委員会資料の平成13年度からの年度別決算状況及び昨日提出させていただきました平成20年度からの年度別収支状況につかまして御説明をさせていただきます。

なお、説明は資料にあわせまして1,000円の単位で説明させていただきますので御了承をお願いいたします。

まず、国保の補正予算の資料につかまして、御説明させていただきます。資料の 5 ページをお願いいたします。

国保財政の状況につきましては、平成 8 年度平準化に伴います保険税改定以降、平成13年度までは約6,000万円から約 1 億7,000万円程度の繰越金を計上し、その間約 2 億円の基金を積み立てたところでございます。

しかしながら、単年度収支で見えますと、平成11年度、平成12年度、平成13年度と赤字を見ておりまして、基金の取り崩し及び繰越金によって補ってまいりました。平成14年度に

つきましては、基金も底をつきまして、平成15年度の歳入を充当したところでありまして、その後、歳入不足を繰上充用金で補うというような状況が続いております。

累積赤字につきましては、平成19年度以前の累積赤字は、その時点で10億3,997万7,000円でしたが、平成21年度からの毎年4,000万円——平成23年度は5,000万円でしたが——この繰り入れによりまして、平成25年度までの累計で2億1,000万円を繰り入れております。

この特別繰り入れによりまして、平成25年度末で8億2,997万7,000円まで順次減少いたしております。

平成20年度以降の累積赤字につきましては、平成20年度時点では1億2,506万9,000円の黒字でありましたが、平成21年度以降特別繰り入れを除く単年度収支が赤字となるなど財政状況の悪化が続きまして、平成23年度には1億3,199万2,000円の累積赤字となりました。これにつきましては、平成24年度からの税率改定によりまして、平成24年度末には4,743万円まで減少いたしました。平成25年度が3,625万1,000円の赤字決算となりましたため、累積で8,368万1,000円の赤字となっております。

したがって、平成19年度以前、平成20年度以降の累積収支合計は平成25年度末で9億1,365万8,000円の累積赤字となっております。

なお、全国ベースでも、平成24年度の数値ではございますが、見かけの収支は479億円の黒字でございますが、高齢化や医療の高度化によりまして保険給付費に加え高齢者医療や介護への拠出金がふえておりまして、市町村は3,500億円にのぼる赤字決算の補填を目的とした法定外の一般会計繰入を実施しておりまして、これを除いた実質収支は全国的に3,000億円を超える赤字となっております。これらは、国保の財政上の構造問題に起因するものでありますので、財政基盤の強化など抜本的な解決策が必要でございまして、補正予算の審査の折にも申し上げましたが、平成29年度には国保運営の都道府県化が予定されておりました。国では来年の通常国会への法案提出に向け、本年12月をめどに議論が進められておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、昨日提出させていただきました平成20年度からの年度別収支状況の資料について、御説明させていただきます。この資料につきましては、平成20年度からの歳入・歳出の主なものにつきまして、その推移を記載したものでございます。

まず、平成20年度は、新たな高齢者医療制度の創設ということで、それまでの老人保健制度に代わりまして、後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療制度が施行されるという大きな制度変更がございました。このため、国民健康保険の75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行しましたことによりまして、国保加入者が世帯数で23.2%、被保険者数で25.8%



減少いたしまして、歳入の国民健康保険税の対前年度比が75%となっております。

また、この75歳以上の被保険者の後期高齢者医療制度への移行及び65歳から74歳までの被保険者を対象といたしました前期高齢者医療制度の創設によりまして、退職者医療制度の対象者が65歳未満となりましたことから、退職医療者を対象といたしました療養給付費交付金が対前年度比30.4%と大きく減少いたしております。その他、これらの制度変更によりまして、歳入で前期高齢者交付金、歳出で後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等が新たに計上されるなどの影響があっております。

その後、国民健康保険税につきましては、平成24年度からの税率改定によりまして、13億円台でそれまで推移しておりましたけれども15億円台へと増加いたしております。その他につきましては、歳入の前期高齢者交付金、歳出の後期高齢者支援金、介護納付金などが当該年度の概算額に前々年度の精算額が加味されたり、また、算定基準となる被保険者や保険給付費の全国的な動向と鳥栖市の動向との差や、算定基準そのものの変更などもございまして、単年度、単年度の前年度との比較につきましては、単純には比較できないところもございします。

しかしながら、近年の医療費の伸びは微増でありますけれども、横ばい傾向にあるものの、保険給付費及び共同事業交付金や納付金は伸びてきております。さらには、高齢者の増加に伴いまして、後期高齢者支援金や介護納付金などは大きく伸びておりまして、今後も同様の傾向が続くものと予測しております。

また、前期高齢者交付金につきましても、団塊の世代が対象者となり平成24年度にピークを迎えております。

以上、御説明とさせていただきます。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

今の資料を、どれでもいいんですが、5ページの、こっちの資料ですね。

平成25年度において、単年度収支が374万9,000円の黒字と。これは、一般会計の繰り入れが4,000万円あるので、実質的にはマイナス3,625万円と、平成25年ですね。そういう話があったわけですね。

それで、平成24年度に、実は約15%の引き上げがあったというふうなことで、普通でしたら平成24年度、25年度は黒字になるだろうと、そういうふうに普通考えているわけですね。ところがやっぱり、こういうふうになってくる。

そして、今の話あったように今後も高齢者がふえてくると、いうふうになってくるとやっぱり、赤字がさらにふえてくるというふうな感じになって——そうはならないと思いますけども——またね、再値上げと。

先ほどは、国のほうでは、ことしの12月ですかね、基盤安定のためにいろいろあるというふうに言われたんですけどね。そう考えるとね、どうしようもないような感じになるんですが、実は、私が一般質問で、国保についてはね、医療分収支と支援金分収支、そして介護分収支があるということで、それぞれの内訳を出してほしいというふうな質問をしたいんですよね。この前の一般質問で。

それで、実はその資料を皆さんに出してほしかったんですけどもですね。

それによると、平成25年度は、医療分は1億3,200万円の黒字で、支援金分が1億1,100万円の赤字で、介護分は1,900万円の赤字と。それで、トータルで平成21年からの5年間を見ると、医療分が5億800万円の黒字で、支援金分は4億4,100万円の赤字と、介護分は6,900万円の赤字と。簡単に言うと、医療分の黒字5億円を支援金分と介護分で消してしまっていると、そういう状況だということなんです。

こう3つに分けた議論を本当は、私は値上げの時に、やっぱりすべきであったと。私もそこまで考えが及ばなかったんですけどね。

そしてその時に、一般質問の中で、医療分については、鳥栖市民の努力で、要するに健康に留意すると。スポーツとか、運動とか、あるいは食事の取り方によってどうにもなると。

ところが支援金分とか、介護分については、これ国のほうから言ってくるんであって、市民の努力でどうしようもないんだというふうなことも言われたんですね。それで、医療分だけ見ると5億円の黒字なんですよね。にもかかわらず、あれだけの、何ちゅうかね、15%、16%にしたちゅうことは、ちょっと苛酷ではないのかと、今思うとそう思うんですよね。

それで、ちょっと質問なんですけどね。一つはね、医療分が1億3,200万円黒字になって支援金分、その内訳、計算式ですよね。わかりやすい、誰でもわかりやすいように、歳出の分はわかるんやけれども、歳入がいろいろこう、複雑になっているところがあるんで、今言った分の資料と平成25年だけでいいので、どうして、医療分が1億3,200万円黒字になるかっていうことがわかるような資料をあしたまでに出してほしいんですが。それが一つね。

もう一つは、さきの問題ですよね。市民にとって、市民の責任でもない、逆に言ったら5億円も黒字になっているんだから、それでもね、市民に対してあれだけの負担を強いるような値上げちゅうのは、私は苛酷ではなかったのかと思うんやけども、その点ちょっと質問したいんですが。

**中村圭一委員長**

まず、資料については、作成は可能ですか。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

内部資料として、尼寺議員さんのほうには、聞かれた部分で提出をした部分がございます。

ただ、あそこの中でいう、その医療分、後期高齢者支援金分、介護分というふうなことで3つに分けておりますけれども、歳入の部分が、尼寺議員さんもおっしゃったように、非常に複雑な内容でございます。

そういったことで、本来、後期高齢者支援金分であったり、介護分の国庫の負担の分を分けることが難しかったので医療分のままにしていますので、その分、医療分のほうの歳入がふえていますので、その分の、例えば、1億3,000万円ほどの黒字になっているということでございますので、そこをきっちと分けるというのは非常に難しい作業でございますので、その部分がちょっと、非常に厳しいかなというふうに思っているところでございます。

#### **中村圭一委員長**

なかなか紙としては出しにくいというふうに理解はしましたが……、はい、どうぞ。

#### **尼寺省悟委員**

ただ、こういった形でやっているんで、そがんね、1万円とか何とか、そがんせんで、大体の傾向がつかまえられればいいんであってね。

つかまえられればね、傾向がどうなんかっていうようなことでね、そういう意味で、私は一般質問で言ったつもりだから、その傾向としてこうなんだと。細かいところまで、1円、2円とか、そんなところまで誰も言いやせんのであってね。そういう意味で出してほしいんですけど。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

傾向としては、林課長が申し上げたとおり、医療分につきましてはさほど伸びてないですけれども、後期高齢者支援金であったりとか、介護納付金の伸びというのは高いということです。

あと、そこの中での尼寺議員さんがおっしゃる歳入、それぞれの医療分、後期分、介護分のそれぞれの収支っていうのにつきますと、そこでの振り分けていうのが厳しいということで、国のほうも一応、税率の中に医療分の税率、後期高齢者支援金分の税率、介護納付金分の税率ということでの税率がございますけれども、医療分と後期高齢者支援金分については、対象者が同じでございますので、そこの中で流用といいますか、そこの中で決めればよいというふうな指導もあっておりますので、そこをきちっと分けることも、本来難しいところでございますので、なかなかきちとした形で出さないと、情報としては誤った方向に、勘違いされる方もございますので、その辺についてはきちとした資料が出ないのであれば出せな



それでね、できないものでもってね、あれだけの値上げをしたというのはどうなんかなと。そういうことを言いたいわけなんです。

#### **中村圭一委員長**

そこに対する答弁を求めているんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

当時が、平成23年度に税率改定の協議をさせていただいております。

後期高齢者支援金につきましては、平成20年度施行でございまして、また、平成20年度も通常、医療費の場合は3月診療分から2月診療分までということで、通常の4月から3月のベースではなく、3月から2月のベースで行います。

したがって、平成20年度については、医療費ベースとしましては4月から2月までの11カ月ということで、1カ月分は、老人医療が継続をしているということで1年間の分の統計っていうか、データができないという事情がありまして、実質、平成23年度で協議をさせていただいた時の過去の実績としましては、平成21年度と平成22年度しかなかったと。

このような中で、後期高齢者支援金等の見込みをしましたので、かなり大ざっぱというかですかね、ある程度大きなところでの見込みしかできなかったということで、この見込みが甘かったのは確かにそうですけれども。理由としては、そういったことで、過去の実績としての数字が少なかったということです。

それともう1点、介護納付金につきましても、平成12年度から介護保険制度が施行されておりますので、情報としてはかなりたくさんあったんですけれども、その中で、伸び率としては医療費とそう変わらない程度の伸び率でございましたので、それをそのまま税率改定の際に採用させていただいたということで、これほどの急激な伸びを示すというのもわからなかったっていうのが現状でございまして、また、介護納付金と後期高齢者支援金につきましては、額の算定の方法としましてが、当該年度の概算分と2年前の精算分を合わせたところであるということで、なかなか当該年度の、当該年度というか、例えば、平成25年度であれば平成25年度の概算分と平成23年度の精算による差額分を加えたところが平成25年度の納付額になりますので、そういった計算のやり方もありまして、なかなか当該年度に実際支払うお金の額というのを算出するのが非常に厳しいという状況もございましたので、このような結果になったと考えているところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

そういう経過があったということについては、素直にわからんわけではないと、今の地点になったときにさっき言った数字が出てくるわけよね。

今後の問題については、さっき林課長も言われたように、県に、平成29年に県に統一する

とか、国のほうでも基盤安定のためにいろいろやっているというようなことで、今後については、聞いても余りわからんだろうと思うけれどもね、少なくともさ、こういった状況が今後も続くということで、再値上げというふうになるっちゃうなことは、私はできないだろうと思うたかね。

もし、今後ともこういうふうが続くならば、やっぱり、市民の責任に帰さないような問題については、今、4,000万円一般会計から繰り入れしているけれども、やはり後はそれで対応すべきだと。それで、鳥栖市は4,000万円やっているんで、1人当たりおおよそいって約4,000円弱だと。ね、1万人だからね。

ところが、知ってるとおり福岡市とか北九州市とかは2万円、3万円やっている。それで、福岡市は50億円ぐらやって、やっぱあそこ、ルールをつくってるっちゃんね。一般会計から繰り入れするルールをね。

そういった意味で、鳥栖市の場合やったら医療分やなくて、支援金とか介護分でマイナスになった分については、一般会計から繰り入れをする。そういったルールをつくることもね、一つの考えではないだろうかと思うんですけど、その辺はどうですか。

## **林 吉治国保年金課長**

まず初めに、平成25年度の4,000万円を除きました分の赤字につきましては、繰上充用の際にも御説明いたしましたけれども、今、課長補佐も言いましたけれども、歳出も、歳入でもございますけれども、前期高齢者交付金とかで、前々年度の精算が加味されてきますので1億2,000万円ほど、前期高齢者交付金が減っておりますので、一番大きいのは、なかなか見込みが立てられないということで1億2,000万円精算された分がマイナスになったということで、それが一番大きな赤字ということで考えております。

それから、法定外の繰り入れということで、介護分とかその分も含んだ、何かルールということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、こういうふうに法定外繰り入れとか、あと基金の繰り入れとかということで、先ほど全国的な傾向で約500億円ほどの、これ見せかけの黒字と言いましたけれども、結局、これは基金からの繰り入れとか、一般会計からの繰り入れで、実質、赤字を埋めているので本当の赤字というのは、もっと大きいはずなんですけれども。

ただ、今が都道府県化に向けて国のほうでも地方団体のほうから、こういう累積赤字の問題も含めまして公費の投入についてもっと拡大するようにと、それから、後期高齢者支援金の分がふえておりましたけれども、その後期高齢者支援金についても今の被保険者、健保連とか、協会けんぽからも出してもらっていますけれども、その出し方について新たな制度についての検討もされておりますので、国の動きを見ていきたいと、今のところ、現在は過渡

期ということでございますので、そういうことで御理解をお願いいたします。

**中村圭一委員長**

ほかにありますか。

**小石弘和委員**

ちょっとお尋ねしますけど、歳出の265ページ、266ページ、需用費の図書購読料6万5,700円。それから267ページ、268ページの需用費の図書購読料3,969円、需用費の同じく図書購読料4万4,980円。

この内容的なものをちょっと御説明をお願いをいたします。

**林 吉治国保年金課長**

款1．総務管理費の一般管理費の中の図書購読料6万5,700円につきましては、国保実務とそれから国保新聞。それから、平成25年度版の国民健康保険関係の法令例規集ということで、業務のために。国保実務と国保新聞につきましては、それぞれ国の動きとか制度の変遷とかにつきまして、情報を提供していただいております雑誌でございます。それらの購入料でございます。

それから、款1．総務費、項2の徴税費の中の賦課徴収費の中の図書購読料3,969円につきましては、国保ハンドブックということで、これも業務のために資するための資料としての購読料でございます。

それから、項3．運営協議会費、目1．運営協議会費の需用費の中の図書購読料につきましては、運営協議会委員のための国民健康保険必携というのがございまして、国民健康保険運営協議会の委員さんのための図書を購入するものでございます。

以上です。

**中村圭一委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

先ほどの、尼寺委員とのやりとりに、ちょっと関連するんですけれども、保険者の責めに帰さないという、言葉があるじゃないですか。

いや、確かに支援金とかね、もちろん、もらう分もあれば出す分もあるんですけれども、結局、そういう制度なわけですよ、極論すると。

要は、再保険かけてるみたいなものじゃないですか。自分とこだけで抱えるリスクがあるから、要は、お金出して、かかった時にはもらうみたいな、かからん時にはもらわないみたいな。いうたら、再保険みたいなものですね。そういう制度じゃないですか。

例えば、都府県化になっていったらね、逆に、いよいよ保険者じゃなくなるわけでしょう、

我々はね、ここに出てこないわけじゃないですか。いよいよ保険者が大きくなっていて、要は、保険事業ぐらいい残るのかもしれないけれども、あれですよね、保険料の議論なんかもできなくなるっちゃうことですよね、極論するとね。

#### **林 吉治国保年金課長**

都道府県化になりまして、今、国のほうで協議されておりますのは、保険料につきましては、分賦金方式ということで、それぞれの激変緩和をするために後期高齢者のほうは国保連合会で標準税率でしていますけれども、そうすると、今、保険者間で差がありますので将来的には標準になるかもしれませんけれども、それぞれの団体の状況を勘案して分賦金方式ということで、それに収納率ですね。それを加味した上で、県のほうが決めた額を鳥栖市のほうが徴収をいたしまして、それを県のほうに納付するということになります。

それで、税率のあり方については、例えば、三方式、四方式とかいろいろありますけれども、それについては統一されると思いますけれども、そういうことで各市町村一斉、同じ税率ということにはならないと思いますので、そういう分賦金方式になりますので、その分の税率の決定の仕方については今のところ、都道府県化になったときには、どういうふうになるかはわかりませんが、そういうことで全県統一した税率という、税率で後期高齢者のようにやるということはないと思います。

それから、今までの累積赤字分もございますので、特別会計が残るのかという部分についても、今のところ県のほうでも具体的に、まだ示しておりませんので今後の累積赤字の分も含めまして、当然、市のほうが保険税のほうは徴収いたしますので、何らかの会計は残るとは、老人保険特別会計が残ったように残るとは思いますけれども、じゃあ、それがどういう形になるのかということについても、今の段階ではちょっと申し上げにくいところはございますので、御了解をお願いいたします。

#### **中村圭一委員長**

補足、ありますか。

マイクを持っちゃったけん。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

まだ、現段階では広域化、都道府県化の部分がどうなのかっていうのが、まだ、はっきりは見えてないところございまして、今、林課長が申し上げますように、標準税率というのが原則、基本的にありまして、それでは今の各市町村の税率等に差がございますので、その激変緩和ということで、それぞれ分賦金方式っていう話が上がっているっていう状況でございまして、今後、どうなるかっちゃうのはもう全く、今んところわかってないっちゃうのが現状でございます。



## 松隈清之委員

ただ、いずれにしても、その激変緩和ちゅうのは、そこまでの間、段階的にとかねっていうのがあるのか、ずうっと激変緩和されているかわからんわけだけれども、要は、広域化とか都道府県化になって保険者じゃなくなるわけでしょう、市は。

ということは、どういう金額になるにせよ、その意思決定には、我々が入らないわけじゃないですか。何らかの形で、お話し合いぐらいには入る、市が入るのかもしれないけども。

政治的に、広域化したときの保険者じゃなくなる、構成している団体の一つだから、どういう……、議会か何かができるとかどうかかわからんばってん、広域議会みたいなのができるのかどうかかわからんけども。

そうになったら、今言いよる金額がどうだ、(聴取不能)の議論で基本的にできないと思っていいのかな広域化つつうのは。金額の差はあったとしてもね、結果的に。

## 吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

基本的には、後期高齢者医療制度で広域連合でやっておりますので、基本的には、ああいいう形になるのではないかなと、ただ、保険者が広域連合じゃなく県になるというようなことが、まず、今のところ考えられるのではないかなと。

そうなりますと当然、保険者のほうで税率等は決めますので、そちらのほうの議会なり、そういったところでの決定になるのではないかなというふうには思っております。

## 内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長

広域連合の話が出てましたので、私以前、広域連合におりますので一言補足したいと思います。

皆さん御承知のように、先ほどから後期高齢者の支援金が出てますけど、あれは支援金という形ですけど、あれは医療費です。75歳以上の人たちの医療費なので、ただ、これが全国でプールされた医療費を各保険者、これは国保だけじゃありません。健保協会の人たち、健康保険組合の人たちに、いずれも課されるわけですね。

それで、先ほど課長が申しましたように、後期高齢者は10%の被保険者の保険料、40%は現役世代。現役世代というのは0歳から64歳までの方たちを現役世代と言うわけですね。

それで、あと5割は公費、国・県・市、12分の6、12分の1、12分の1となっています。県12分の1、市12分の1。そういう、1対4対5になっているんですけど、もう、これは崩れまして、当初は、被保険者の保険料で10だったんですけど、これはもう、今10.7になっています。それで、現世代はどんどん少子高齢化で減ってますので、これは39.3ぐらいですね。

それで5、あと公費だけは、公費のこの5の割合は崩れていませんけど、だから、この公費をふやしてほしいという要望等が国のほうと市町村とであっているんですが。

それで、先ほど来、後期高齢者の支援金は間違いじゃないかという話がありますが、やはり、これは全体的な、後期高齢者医療……、今の団塊の世代が、あと、2025年、平成37年には、今1,500万人日本全国におられます。その方たちが600万人ふえると言われていていますので医療費をどうするかという問題に、この国保の問題はかかわってくるわけですね。ましては、これは国保の問題だけじゃなく、各医療保険者に課されている問題だと思います。

ちょっと補足ですけど、私のほうからは以上です。

#### **中村圭一委員長**

よかですか、ほかに。

#### **尼寺省悟委員**

私が言いたいのは、現実的に介護分とか支援分とかあると、それはわかっていると。

この2つについては、直接鳥栖市民の努力でどうのこうのすることができんと。受益者負担、受益者負担と言うならば、医療分のは受益者負担であるけどね。

だから、鳥栖市民に直接できないものについては、これを保険料値上げという形でするんじゃなくて、こちらはね、ルールをつくって、一般会計の繰り入れとか、そんなふうにするべきじゃないのかというのが言った結論です、私としてはね。

だからあれをね、袖にしろとかそんなような、あれじゃないとよ。そう言う意味で、何かちょっと誤解しとるとよあんだ。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

それを大きくいうのは、この場合は保険制度なんですね。

だから、私どもも75歳になった時に、そこにお世話にならないかんから、今、払ってるわけですよ。そういう仕組みでございます。

以上です。

#### **林 吉治国保年金課長**

御存じのように、国民健康保険特別会計は普通の会計と違いまして、歳出をもとにして歳入という形になりますので、結局、出さなくちゃいけないものは出さなくちゃいけないと、こういう制度でございますので、例えば、赤字を補填するためにそういう一般会計の繰り入れもしますし繰上充用とかもいたしますので、当然、介護とか前期、後期高齢者についても歳入不足があったとしても出す必要がございますので、その辺については、なかなか難しい面があるとは思っております。

#### **中村圭一委員長**

まだ、質問あると思いますが、休憩しましょうか。休憩して、15分に再開をさせていただきます。

休憩します。

午前11時3分休憩



午前11時13分開議

中村圭一委員長

それでは再開をして、質疑を続けます。

どなたかございませんでしょうか。

松隈清之委員

決算書の273、274ページの款、保健事業費、項、保健事業費、目の特定健康診査等事業費の中で役務費、健診データ管理委託料ってあるじゃないですか。

データ管理っていうのは、どの程度までのデータ管理をしてくれるのかな。

**吉田秀利**国保年金課長補佐兼健康保険係長

ここでの、健診データ管理委託料は手数料ですね。手数料につきましては、これは連合会のほうに支払っているものでございます。

この内容につきましては、どこまでということですので、基本的には対象者から、特定健康診査のシステムというのが連合会のほうにございまして、そこの中で特定健診かかる情報ですね、全ての情報をそちらのほうで持っております。

ですので、受診券発送から、対象者から受診した結果まで全ての内容がそちらのほうにあります。

松隈清之委員

このデータをもとに保健事業とか、そういうことを組み立てたりっていうのはするんですか。それぞれの市町が。

**吉田秀利**国保年金課長補佐兼健康保険係長

その情報をもとに、それぞれの市町のほうで、それに基づいた事業を行っていくっていうことをやっております。

松隈清之委員

今回の補正のところでもお尋ねをしたんですけど、保健事業とか、効率化というか効果的なやり方、どういう、さっき保険者の責めに帰さないっていう部分は確かにあるのかもしれない。

んけども、医療費を抑える、あるいは、病気にならない、あるいは、早期発見して早期治療するということに関して効果的な分析をして、どこにどういう手法で保健事業をやったらいかっていうのは、これをもとに、今、現状やられて……、もう、これがベストとは言わんけども考え抜かれたベターな手法だというふうに思っているのかな、今やっているのは。

#### **林 吉治国保年金課長**

医療費適正化計画というのを鳥栖市でもつくっておりますけれども、この中で、今、第2期を、平成29年度までの計画で第2期を実施いたしておりますけれども、第1期の事業の評価、それから医療費分析とか、特定健診の結果の分析をもとにして、第2期についての計画を立てて、今、それに基づきまして特定健診とか保健指導を行っておりますので、データについては活用をいたしておると思っております。

#### **松隈清之委員**

その計画というのは何年ごとにつくるんですかね。

#### **林 吉治国保年金課長**

5年ごとにつくるようになっております。

それで今度、国のほうでデータヘルス計画というのを、もっと範囲を広げたところでの計画を来年度からつくるようになっておりますけれども、それについても、今、医療費適正化計画を持っているところについては、それを基本としながらKDB、国保中央会のシステムを利用して、さらに精密な分析を行いまして国保連合会の評価支援委員会の指導を受けながら計画をつくるということでもありますので、今までの、今の適正化計画というのが生きていくということと考えております。

#### **松隈清之委員**

平成28年度からになるけども、マイナンバー制度とか始まるわけじゃないですか。

この国保事業等もそういうマイナンバー制度を利用した保健事業とかっていうのは、今、想定をされているんですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

マイナンバー制等につきましては、今やっている事務がどのようになるかっていう部分が、まだ、はっきりしてないってところもございますので、そちらのほうを優先的に行って、その後、保健事業等にマイナンバーが利用できれば、そういったことについても取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

昨日も、飛松委員の質問の中で、要は、対象者はおるけども2%ぐらいと。けども、こ

の対象者の中にもすでに受け取る人がおるという話でしたよね。ということは、突合できてないということじゃないですか。

もちろん、作業的には大変なのかもしれないけども、そういう、もちろんいろんな保険者がおるからね、国保だけじゃないんで。今の段階では、なかなか見えない部分もあるのかもしれないけれども。

例えば、そういう市民のこう、個人のね、いろんなデータっていうのを拾っていかないとなかなか見えてこない部分もあるし、見えてこないと効果的な事業っていうのはできないだろうから、積極的に、ぜひ、今から検討の時期なんで、平成28年スタートだから。平成28年1月でスタートしなくてもいいわけだから、なるべく活用して、きめ細かな分析とそれに対する対策事業が打てるようにお願いをしたいなと思います。

**中村圭一委員長**

ほかにありますか。

**古賀和仁委員**

松隈議員とちょっと、重複するかもしれませんが（発言する者あり）……。

**中村圭一委員長**

失礼しました、名和係長。

**名和麻美健康増進課健康づくり係長**

済みません。

保健事業についてなんですが、国保連合会のほうでも各データは持っているんですが、健康増進課のほう国保年金課と兼務辞令を持っておりまして、保健師、管理栄養士が保健指導に従事しているんです。

それで、保健センターの健康管理システムのほうでも、検診のデータは管理しております、保健指導に生かしております。先ほど、昨日の2.2%というのが肝炎ウイルスの検査で、肝炎ウイルスの検査が特殊な検査で、先日、坂井参事も申し上げましたけど、検診の初回に一回受ければ、あとは受けない検査なんですね。

ですから、転入の場合に、転入元で受けてこられたですとか、あと今、妊婦健診の中にもB型肝炎、C型肝炎の検査が入っておりますことと、あと、職場の検診でされているところがあるっていうところと、あとは、また医療機関のほうでも県の助成事業で行っているということで、いろんな検査の方法がありますために2.2%っていう、人口からの受診率っていうような、単年度の受診率の出し方しかできないっていうのが実情でございます。

保健指導、特定健診につきましては、対象者が鳥栖市の国保の方ということで受診率は法定できちんと出ますし、その後の保健指導につきましては、対象者をどの対象者に絞って

実施するのが有効かっていうことを検討しながら、国保年金課と協力して実施しているところでございます。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

すいません今、ちょっと出ましたんで、関連を先にちょっと質問させていただきたいんですけど、この成果の説明書の52ページ。

医療費適正化の取り組みの中の今おっしゃった特定健康診査実施状況、これ35.7%ですが、平成24年度は35.9%で、若干下がってますよね。もともとはもうちょっと高い目標があった中での数字だと思うんですが、ただ逆に（発言する者あり）違う。（「152」と呼ぶ者あり）152ページ。

逆に、特定健康指導の実施状況っちゃうのは、昨年度が8.1%に対して、ことしは21.4%とかなり上がっているんですよ。

これはいいことだろうと思うけども、それでも21.4%というのは、やっぱり低いのかなっていう、その辺の認識も含めて御答弁いただけたらと思うんですけど。

#### **名和麻美健康増進課健康づくり係長**

健康診査の受診率につきましては、1年間の国保に加入されてあった期間の方が対象になるとかいう、現在、国保加入者が対象というわけではないですので、確実な、法定の受診率が出るのが翌年の10月になりまして、ここに書いてございます年度末現在が35.7%ですので、実際の法定受診率は37.5%となる予定でございます。10月現在です。

もう一つは、特定保健指導の実施状況ですが、終了率も同様に、年度末現在の終了率ということでございまして、実際は、受診をされるのは3月いっぱいまで受診をされた方がいらっしゃるしまして、その方たちが、特定保健指導を開始されるのが5月からになります。5月から6カ月間の特定保健指導を開始して、そして、その1カ月後に終了するので、実際、平成25年度に健診を受けられた方の特定保健指導が終了するのが平成26年の12月になります。

ですから、最終的には40%ちょっとぐらいまで伸びると想定しております。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

補足をいたします。

先ほど、名和係長のほうが申し上げました、特定健康診査の受診率35.7%ですね、37.5%になる予定ということでございます。これは、先ほど名和係長が申しましたように、1年間資格を有する方を対象にしますというのが法定報告の対象者の人数でございます。

したがって、ここでいう対象者の9,511人、この部分が転出等で資格……、さかのぼって転出とかされた場合には、対象者としてカウントしなくなりますので、また、実際受けた方も

さかのぼって、例えば、11月に転出をしましたとかいうような形になれば、その方については受診者になりませんので、そういったことで数値が動くというふうなことでございます。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

いずれにしろ、それは細かい話であって、もともと50%にしようとかいった話でしょう。それが、なっても37.5%という話ですよ。

ただ、いいのは40%の終了者、がなるっていうのは喜ばしいニュースではあるんだろうけれども、逆に、その前の年は、もっと低かったということでしょう。前の年は、結果としては何%ぐらいになっていたんですか。

同じ時点で8.1%ちゅうことは、よっぽど低かったんじゃないかと思うんですけど。

#### **名和麻美健康増進課健康づくり係長**

平成24年度は40.9%、最終的には40.9%となっております。

例年、平成22、23、24年度と、40.8%、42.0%、40.9%と、約4割の方は、特定保健指導を終了していただいているということです。

#### **中村圭一委員長**

わりと高いのかなと思うんですが、目標っていうか、もちろん100%が目標なんでしょうけど、現実的な目標っていうのはどのぐらいで設定してあるんですか。

#### **名和麻美健康増進課健康づくり係長**

60%を想定しております。

ただ、この特定保健指導っていうのは、対象者の方が限られております。御存じのように、メタボの方が対象になりますので、おなか回りで基準をオーバーしている方、あと、BMIといって体格指数が肥満の方っていうような条件がないと、まず、この特定保健指導に行きたくても来れないということでございます。

それで、なおかつ血圧、糖、コレステロール、あと、たばこですね。そういうようなので、1項目から複数項目が該当する方、なおかつ治療していらっしゃらない方っていうのが、この特定保健指導の対象ですので、この特定保健指導だけをやっていれば解決するかっていうのは、解決しません。

ですから、痩せてても数値の高い方、治療中でも数値の高い方っていうような方たちには、保健師、管理栄養士が個別に家庭訪問をして保健指導をするというような対策をとっております。

#### **中村圭一委員長**

私も動機づけをいただいたような気がしておりますが、済みません。

## **林 吉治国保年金課長**

今、保健指導のことですけど、特定健康診査につきましても平成24年度が——ちょっと今数字が——37.2%だったと思うんですけども、これにつきましても年々、わずかながら上がっております。

それから平成26年度、まだ、途中でございますけれども、前年度と比べて受診者数はふえております。

以上です。

## **中村圭一委員長**

ありがとうございます。

じゃあ、古賀委員どうぞ。

## **古賀和仁委員**

この国保の問題というのが、まず累積が9億円ぐらいあると、その中で、基本的には歳入のほうをふやすというのは、今の状態ではなかなか難しいところがあって、じゃあどうするかというと、やっぱり歳出のほうでいかに、ね。取り組んでいくかということで、今あった、医療費適正化の取り組みということで今、皆さん質問あったと思うんですけど。

その中で、大体7項目ぐらい書いてあって、特定健診からレセプト、それから重複、人間ドック、糖尿、それともう一つがジェネリック医薬品の、これに対する取り組みということなんですけど。この中でそれぞれ、目標値を掲げてやってらっしゃると思うんですけど。

この中でまず、ジェネリック医薬品に対する取り組みと申しますか、これ同じような効果がある薬品を本人さんの御了解とお医者さんの了解で、同じような薬であればこっちのほうで安価であるということですね。当然、3割から5割ぐらい薬代が安くなりますからですね。

これについての取り組みというのは、予算の中にもいろいろ出てますけれどジェネリックについての取り組みはあると思うんですけど、現状として、どのくらいの取り組みをされて、目標をどのくらいにおかれてやっていらっしゃるのか、その効果はどのくらい上がっているのか、お尋ねしたいと思います。

## **中村圭一委員長**

額で、ぜひ答弁いただきたいんですけど。

## **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

ジェネリック医薬品についての効果ということでございますけれどもですね。

毎月、国保連合会のほうが、ジェネリック医薬品の利用状況ということで市単位で出ておりますのでその部分で申し上げますと平成26年5月診療分で申し上げますと、全体の薬品数が3万1,404件に対してジェネリック医薬品の使用数が1万1,330品ですね。



ということで、利用率としましては36.1%、件数ベースでいえば31.6%が全体の薬品数の中で使われた利用率という形になります。これは、県全体の平均が34%でございますので、鳥栖市については約2.1ポイント高いというような状況でございます。

金額で申し上げますと、ちょっとこれ……、通常の新薬と後発医薬品、同じ成分の同じ効果があって、価格が小さいのでその差額分がちょっと……、率的には、使った額といいますと、もともとの単価が安いので、利用率っていうかそういうのでしますとかなり低くなります。

品数でいえば36ですけども金額ベースでいきますと13.2%という、全体の薬品の中の13.2%がジェネリック医薬品という形になります。当然、1つの単価が安いのでそういう形にはなります。

#### **中村圭一委員長**

ごめんなさいね。

単純に考えて、要は、ジェネリックを使ったことで、その年の医療費がどんぐらいセーブできたかというか、使わなかった場合に比べてっていう、額が出ればわかりやすいということでしょう。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

#### **古賀和仁委員**

実際に使った場合がこのくらいですよ、ただ、これを使ったためにこのくらい削減できましたよと、その部分が出れば効果がどのくらいあったかというはわかりますか。

パーセントも確かに、全国的には30%ですけども、外国とかは、もう、70%とか80%が当たり前のような、ね。いうのが普通の、薬品に対する考え、調剤に対する考え方と思うんですけれど。

その中で、実際、普通どおり使った場合に、仮にそれが100とすると、それを3割使ったから、例えば、2割少なくなったですとか。そういう感覚の金額がざっと出れば、ああ、効果が出ているんだなというふうにわかるんですけれども。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

正確な数字じゃございませんけれども、この中の数字でジェネリック医薬品に変えることができないものがございます。これが、先ほどの3万1,404件の中の1万1,183品目でございます。

これと同等の件数1万1,330件がジェネリック医薬品ということで、ここの価格の比較をいたしますと代替不可の部分での一月分の医療費というか、薬剤費が2,956万4,701円になっております。

それで、後発医薬品の場合はその部分が643万6,000円ということで、単純に1品当たり

でいたしますと同数でございますので、この差額をしますと約2,300万円ほどの新薬と後発医薬品の差額があるということで、新薬を使えば、代替不可能金額と同等の金額になると見込めは2,300万円ほどの効果があっているのではないかというのが、推計はできます。（「年間でね」と呼ぶ者あり）

いや、月額です。（「月額」と呼ぶ者あり）

#### **中村圭一委員長**

ただその、高い、新しい薬だからジェネリックがないとかいう、多分、そういうことも当然あるんだろうから一概に、やっぱりおっしゃるように比較ができないのかなと。

ただ、そのぐらしか比較のしようがないということですから、古賀委員よかですか。

#### **松隈清之委員**

ただほら、差額通知出しよるやん。あなたの、ジェネリックにしたらっていうのは、要は、そこではわかってるわけよね。

そのシステムの中で、ジェネリックじゃないやつを使っとったら幾らっていうのは多分、そういうシステム組めばできるだけやろう。

今は、そういうふうにはシステムはなっていないということやろ。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

ジェネリックの差額通知に関しては、連合会のほうでシステムがございまして、その中にそういう効果が出るような形でのシステムではないということで、今、効果を出せるような形での改修を全国的に、今やっている段階でございまして、ちょっと今のところ出ない。

ただ、今現在、鳥栖市でジェネリック医薬品の差額通知を発送しておりますけれども、平成25年度までは、大体1回当たり50件程度の該当でございました。

これは、もう薬効が6薬効で差額が500円以上の方で常時使用する薬っていうようなことで条件を設定をしてやっておりましたところ、大体1回当たりの発送件数が50件程度でございましたので、平成26年度からはこの部分を、薬効数を6から12にふやしまして、また、差額も500円から200円下げたところで発送して、大体10倍の500件程度の方に、今、差額通知を発送するようなことを平成26年度はやっておりますので、その方についての差額が、ジェネリックに変えられたかどうかというのは後追いでじゃないとわからないっていう部分もございまして、その辺についてのシステムを今、連合会のほうでは検討して、されているということで、現時点ではちょっと、その効果については今のところ出てないというのが現状でございまして、その分は御了承いただきたいと思います。

#### **古賀和仁委員**

ジェネリックがあるのと、ないのと薬ありますから当然ですね。

その中で、どのくらいの薬が可能なのかというのはやっぱり、ある程度は把握できると思うんですよ。ある程度のところは対象ありますから、それ。

その中で30%ぐらいと、可能性としては、目標というか、できるだけジェネリックを使うようお願いをするというかね、強制はできませんから、これ。当然ですね。

その中で、薬の効用に対してはいろいろ、お互いにこれしかでけんという人もいらっしゃいますから。その中で、じゃあ例えば、ジェネリックであるのを100%にした場合どのくらいになるのか、50%にしたらどういうふうになるか数値目標ですたいね。

それで、仮にこうなった場合、大体おおよその、どのくらいの、薬のね、調剤の削減ができるのか、これはかなり大きな支出の中で大きな部分を占めてくると私は思っているんですよ。

仮に、50%ならばかなりね、今の現在で2,000万円ぐらい削減されているんですけど、2億円ぐらい削減、年間に2億円ちょっとということで、かなり大きな金額と思うんですけど、これ普通どうりに薬を使えばもう完全な赤字になりますから。

そのうちの本人負担が3割あっても、2,000万円というのは、要するに、薬の料金の2,000万円というかその3割は負担ですから、組合の負担は一千何百万円ということに多分なると思うんですが、年間にすると2億円ぐらいふえるということになる。

これが少なくなるというのはやっぱり、目標をしっかり決めて取り組むべきじゃないかと思うんですけども。

## **林 吉治国保年金課長**

ジェネリック医薬品の差額通知につきましては、今、システムの整備とかも進んで何%で幾らというような数字は、当然出てくると思うんですけども、達成目標っていうか、そういうのは、この差額通知そのものがこうなります——強制ができないもんですからですね。先生と相談して、してもらうことですので。

ただ、こちらとしては、以前は2回通知していたのを平成25年度から4回にしましたし、今説明をしましたように500円以上を200円に下げて、1回の発送数も500件というふうに、なるべく効果が上がるようにとは考えておりますけれども、その時点での内部として、何%ジェネリックに変わったら金額というものは出てきますけれども、数値目標として掲げるっていうのは、ちょっと難しい面があると思います。

以上でございます。

## **松隈清之委員**

もちろんその、なかなか難しいところはあろうかと思うんですが、さっき言ったように、データの分析とかもそうなんすけどね、そういうのがあって、じゃあこういうことやろうっ

ということで適正化事業とかあるわけじゃないですか。そのジェネリックも入っているわけですね。ジェネリックをやることはいいんですけども、結局、その手法ですたい。これは平成25年だけど、今度また、ふやしていこうということもいいんですけど、やっぱり、それぞれで、ここはどれだけ削れるとかね、ていうのは、やっぱり目標を持ったほうがいいと思うちゃんね。医療費を使うなっていうんじゃないで、だって患者さん、人だって、要は、お金払っているわけじゃないですか、薬代を。その人もやっぱり自己負担減るわけやし。

もちろん全く同じ効果って言い切れるかどうかわからんかもしれんけども、もちろん、同じ効果があるということでやるんだったら、やっぱり目標を決めてね。

例えば、通知を出しとるけれども、じゃあ、これも訪問しようとか、場合によっちゃですよ。目標を決めてそこに行くんだったら、そんだけの効果があるとすればね、書いてあるのもやっぱり、特定健診にしても、保健指導にしてもやられてるし、頑張ってると思うんだけど、やっぱりこう、ここでどんくらい頑張ってる、落とそうっていうシビアな目標を決めていかんと、多分、通知出したら通知出したで終わりでしょう。

通知ひとつにしても、効果的な通知は何なのかっていうことも、例えば、通知の紙出したら、もう、病院でそのままジェネリックにしてくださいみたいな通知とかね、こげんと来たけん、これ、これにしてくださいって、いうぐらいさ、やっぱその効果的な通知をつくるぐらいの、やっぱこう、気合がほしいなと。

## **林 吉治国保年金課長**

ジェネリックにつきましては、やはり被保険者の方でも、そういう通知をもらって先生のほうに相談をされるという方がかなりいらっしゃるということも聞いております。

ただし、先生のお話を聞きますと、ジェネリックが全く同じ効果があるかどうかというのは、やっぱり専門家じゃないとわからないところもあるので、やはり先生に相談してもらって判断するということですので、先ほど申し上げましたように内部的には何%、何%、どれだけの医療費としては効果があるとかいうのは出せますけれども、そういう目標数値を公に掲げるということについてはちょっと、うちだけの問題ではございませんので、通知に工夫を凝らすという点につきましては、当然、必要があると思いますけれども、その辺のことは御理解をお願いいたします。

## **中村圭一委員長**

いずれにしろ、効果は出せると。まだ、その効果が出てない段階じゃないですか、出ないと今おっしゃったでしょう。

その効果を出せるようにまずしていただきたいということですね。

## **林 吉治国保年金課長**

中村圭一委員長

その努力をしてくださいということを今お願いを申し上げております。

林 吉 治 国 保 年 金 課 長

尼寺省悟委員

だから、その辺を一番理解しているのは病院の先生であり、薬局であってね。患者さんが見て、いや私はこれでいいから、いや多くなったというよりもね、やっぱり病院の先生とかさ、専門家がジェネリックを使うと、普及させるというのが一番じゃなかろうかと思うんやけどもね。違う。病院の先生方は、(聴取不能) って薬もらうだけでしょう。(発言する者あり)

林 吉 治 国 保 年 金 課 長

すいません。ちょっと休憩をお願いできますか。

中村圭一委員長

休憩します。

午前11時46分休憩

~~~~~

午前11時51分開議

中村圭一委員長

再開します。

ほかに質問、ありませんか。

飛松妙子委員

また関連づくんですけれども、153ページの人間ドック、脳ドックについてお聞きしたいんですけれど。これの、事業の補助が半額ってことで書かれているので、予算書の274ページで単純に割ってみたんですけれど、人間ドック164人で、約1人2万円ぐらいの補助、ということは、2万円個人の負担がかかっているっていうことですよね。

あと、脳ドックも2万3,000円ぐらいで、その分脳ドッグも負担がかかっているということで、受診者数がやっぱり、すごく少ないなって思うのはその辺の高額なのかなっていうのが一つ感じたんですけれども、その中で、要精密検査の方が164人中129名、78%の方が要精密検査の方がいらっしゃるっていう。

また、2次受診者数がその中で73.6%しか受けられていないという、脳ドックは、要精密が27%で、2次受診者の方が50%。ちょっとこの辺が、要精密検査の方が高いわりに2次検査が少ないっていう、ここのところがすごく大事かなっていうところがあるんですけれども、どういうことで、2次検査の方をさらに促してらっしゃるのかと、あと、この受診者数っていうのは、人数が何人までって——結構かかりますので——市として決めてあるのかどうかお聞きしたいんですけれども。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

まず、人間ドック、脳ドックの対象者について申し上げますと、大体、両方合わせて200人っていうのを年間の最大ということで予算計上をさせていただいております。その予算の中の範囲内での実施ということで、実施をしております。

実施状況につきましては、平成25年度につきましては、ちょうど申込者と受診者が同じような形になっております。ここが、数年前まででしたら、非常に申込者が多くて、実際、受けられなかった方も中にはおられますけれども平成24、平成25年につきましては、一応、希望される方全員の方に対して、受けることができる状況になっております。

これは、議員さんおっしゃるとおり半額の助成ということで、最低2万円以上の自己負担があるということで、そういう金銭的なものも含めて下がってきたのではないかなというふうに推測をしているところでございます。

それから、2次検診のやり方についてでございます。これは、人間ドックを受けられますとその情報が病院のほうから、そういう病院のほうから市のほうに来ますので、その中で、2次検診が必要だという方につきましては、国保のほうで雇っております臨時の看護師さんのほうが訪問をして人間ドックの結果についての説明とか、という形をとって、もし、精密検査が必要であれば受診勧奨を行うというふうなことで実施しております。

平成25年度については、2次受診者のほうが少なかったという状況で、まあ、たいしたことないからいいというような方で、2次の検査を受診しなかった方がちょっと多かったとい

うことで、平成24年度見ていただくと90%は多分いったかと、前年度はですね。いったかと思えますけども。

平成25年度については、2次受診者の方が、そういう方が多くおられて受診率が低かったというふうな状況になっているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

私が手元に平成24年度を持ってなかったんですけど、やっぱり、この2次受診者の方が一番、いろんな病気の要素を持ってらっしゃる方が高いということなので、国も95%を目標にされてあるということで、それを目標に近づけるように、がん検診では85%、86%でしたかね、2次受診。

やっぱり95%に向けての取り組みっていうのが必要かなっていうのと、やっぱり200人っていう方しか受け入れない——私も2年後には国民健康保険になるんですけど、今まで毎年、人間ドックを受けてて、ちょっとショックを受けてて、2万円かかるのかと思ってですね。

でもやっぱり、今、がん検診を無料化しているっていう、この鳥栖市の取り組みの部分と、国民健康保険の方の人間ドックの方がそっちのほうに行けるような仕組みというのが、さっきもデータ化とかいろいろありましたけど、すごい大事なかなというのをすごく感じていますので、その辺のこともお願いしたいのと、あと、やっぱり医療費を抑えるためには、とにかく2次受診の受診勧奨をぜひともお願いしたいと思います。

あと、何回も今まで目標、目標ってありましたけれども、私も今回初めて見て、取り組んでいる内容と、あと、今年度の結果っていうのは見えるんですけども、それに対しての評価というか、やってどうだったかっていうところは、やっぱりついてこないんでしょうね。

例えば、部長のコメントが、今回受けた結果どうだったとか。コメントというか、ABCの評価でもいいんですけど、その結果が見えてくるような決算書というか、そういう決算報告書というかそういうのになると、より目標を立てたものに対してはわかりやすくなって、特に重要政策とか、先ほどのジェネリックみたいに目標を立てられないものに関しては、年度ごとに幾らぐらい改善できたよっていう金額が推移できていれば、私たちも目安として、去年の資料を引っ張ってきてという見方をしなくても、評価が目で見えてすぐ判断できるんですけど、そういうものがあったらどうかなっていうのをすごく感じました。

以上です。

中村圭一委員長

今の件ですが、年間200人で枠を設ける必然性はあるですか、今後に向けてですけど、担当

半額を個人で払わなきゃいけないわけでしょう。それを、枠を決めなくても多かったら補正を組めばいいぐらいの感じで行けんわけですか、担当課としては。ただ、財政が許さんとか、どういうことですか。（「休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前11時59分休憩

~~~~~

午後 1 時 6 分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をさせていただきます。

休憩前に申し上げておりました、人間ドック、脳ドックに対する助成については、今後、  
 枠についての考え方、撤廃も含めたところで再考をいただきたいと要望だけさせていただい  
 ときます。

その他、質問のある方、挙手をお願いします。

伊藤克也委員

そうしましたら、265ページの目の1、一般管理費についてなんですが、当初予算額が5,886万9,000円ということで補正がマイナスの561万6,000円ということで、約9.5%節約っていうか、削減されておりますので、これがどういった理由で、予算に対して9.5%という結構大きな金額になっておりますので、どういった節約をされたのかをお聞きしたいというふうに思います。

それと重ねて、先ほど、議論の中にあっておりましたけれども273ページ、同じくこれも、目1の特定健康診査等事業費の当初予算が4,309万1,000円でマイナスの688万7,000円ということで、恐らく先ほど、目標の60%のうちに実際が35%ほどの特定健診、メタボの健診ですかね。そういったところで、目標に届いていない分、そういった減額になっているのかなっていうふうなところなのか、それとも、もっとほかに大きく削減をされた理由っていうか、といったところがあるのかを合わせてお願いいたします。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

一般管理費の補正として561万6,000円の減額の補正をしたということ、これの内容について





## 中村圭一委員長

次に、議案乙第27号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願い申し上げます。

## 林 吉治国保年金課長

ただ今議題となりました、議案乙第27号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について、御説明をさせていただきます。

まず、決算書の21ページから25ページをお願いいたします。

平成25年度の歳入は6億9,738万3,475円、歳出は6億9,671万5,697円、歳入・歳出差引額は66万7,778円の黒字決算となっております。平成24年度と比較いたしますと、歳入は314万2,566円、0.5%の増、歳出は1,752万9,188円、2.6%の増となっております。

それでは、歳入・歳出の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

決算書の283ページ、284ページをお願いいたします。

歳入では、款1. 後期高齢者医療保険料が歳入総額の78.1%を占めておりまして、平成24年度と比較いたしまして282万6,018円、0.5%の増となっております。内訳といたしまして、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料、節1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給額が月額1万5,000円以上、年額にしますと18万円以上の年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2. 普通徴収保険料につきましては、納付書、または口座振替による保険料収納額でございます。

次に、款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金、節1. 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費など後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計共通経費、特別会計共通経費、窓口端末実費負担、被保険者証郵送料などに対する広域連合共通経費負担金につきまして、それぞれ一般会計から繰り入れをするものでございます。

その下の保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が4分の3、市町村が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきまして、一般会計から繰り入れをするものでございます。

次に、款4. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金、節1. 繰越金につきましては、平成24年度決算が歳入総額6億9,424万909円、歳出総額6億7,918万6,509円で歳入・歳出差引額が1,505万4,400円の黒字決算でありましたので、同額を平成25年度予算に繰越金として充当

したものでございます。

次に、款 5．諸収入、項 2．償還金及び還付加算金、目 1．償還金、節 1．保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付金が発生したものを県広域連合から受け入れたものでございます。

2 ページめくっていただきまして 287 ページ、288 ページをお願いいたします。歳出でございます。

歳出では、款 2．後期高齢者医療広域連合納付金、項 1．後期高齢者医療広域連合納付金、目 1．後期高齢者医療広域連合納付金、節 19．負担金補助及び交付金、これの保険料等負担金が歳出総額の 99.6% を占めておりまして、平成 24 年度と比較いたしまして 1,735 万 7,024 円、2.6% の増となっております。

この負担金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入の一般会計繰入金で御説明いたしましたところの、一般会計から繰り入れいたしました広域連合に対する共通経費負担金及び低所得者の方の保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを県広域連合に納付するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

#### **中村圭一委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

では、まず私のほうから先に 1 点、基本的なことで恐縮なんですけれど 287 ページの後期高齢者医療広域連合納付金、ありますよね。これの算出方法ってどんななりましたっけ。

確認で、御答弁いただいていいですか。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

歳出のほうの、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳について申し上げます。

広域連合に支払う共通経費分ですね。これが 2,736 万 1,000 円ですね。それから、あと保険基盤安定負担金ということで、歳入のほうにもありますけれども保険料軽減部分、これが 1 億 721 万 9,000 円。それと残りが、保険料負担金ということで後期高齢者医療の保険料ですね。特別徴収、普通徴収で徴収した収入額です。これが 5 億 5,928 万 2,000 円。大体トータルの 6 億 9,386 万 3,000 円。

まあ、千円以下が切り捨てをしておりますけれども、そういった状況でございます。

算出根拠は、共通経費につきましては、広域連合のほうから当該年度に係る共通経費の部分、圏内それぞれ按分をいたしまして請求がございますので、その分の額になっております。

それから、保険基盤安定負担金につきましては、これも広域連合のほうから請求があるも

のでございますけれども、鳥栖市の方の保険料軽減分ですね。その分を見込んで広域連合のほうで算出をしております。

保険料につきましては、もう、収納した額をそのまま広域連合に負担金として納付をいたします

**中村圭一委員長**

ありがとうございます。

按分というのは、後期高齢者の人数の割合ということでいいんですかね。

**吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

各市町の人数割りと、後期高齢者の人数割りと、定率、定額の負担分ということで、それぞれの率で按分をされております。

**中村圭一委員長**

ありがとうございました。

**古賀和仁委員**

ちょっと質問なんですけれども、通信運搬費と書いてあるんですが、具体的にその通信と運搬ということでそれぞれ上がっているんですけれども、どういう意味合い持っているんですか、これ。

**吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

通信運搬費で107万7,000円の分ですけれども（「上と下と」と呼ぶ者あり）（「総務費の」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

**中村圭一委員長**

目の1と2で上がっているということですか。

**林 吉治国保年金課長**

通信運搬費につきましては、後期高齢者医療被保険者証の発送料として後納郵便、それから受け取り人払いの分、それから切手代、そのようなものが一般管理費の中に入っております。

あと、賦課徴収費の中に通信運搬費がありますけれども、これにつきましても、保険料の通知書郵送料等の役務費が入っております。

以上です。

**古賀和仁委員**

聞き方がわるかったけど、運搬費というのはどういうふうな項目になるか、まったく一緒なのか、ただ単なる通信費なのかという、そういう質問です。

**林 吉治国保年金課長**

役務費の中に通信運搬費として、郵便代とか切手代とか、電話代とかそういうのがこの費目の中に入ってきます。（発言する者あり）

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

財務規則上の話ですけれども、節12の役務費の中に細節ということで、通信運搬費っていう細節、「名前が」と呼ぶ者あり）これは財政用語でございます。

通信費やったり運搬をする、そういうものにかかる費用ということで考えていただければ結構かと思います。

#### **中村圭一委員長**

あと、すいません。この一覧表にまた戻って、国保じゃないんですけれども、平成20年度、後期高齢者になった時には、えらい得したなっていうことだったですよ、鳥栖市としては。国保財政的にはですよ。

それがもう、段々ともうメリットがなくなったというか、逆に負担がふえてきているというのは、うちだけの問題なのか、よそは逆に、初年度うちが得したみたいによそが、今、得しているのか、それとも全体的にもう、国保が圧迫されているのかとか、その辺のところっていうのはどのように認識されていますか。

#### **林 吉治国保年金課長**

これにつきましては、うちだけが伸びているわけではなくて、後期高齢者、佐賀県全体の……、これは全国的にですけれども、高齢者の伸びと医療費の伸びとかで、支援金のほうも全県下的に伸びております。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

その中でも、鳥栖市としては、県内の中で見ると、やっぱり老人保健から後期高齢者になって、若干得したかなっていうところは今だにあるんですかね。他自治体と比べて。

当初はそういうふうに、当時の課長さんは、多分、うちとして負担が少なくなっておりがたい制度になるだろうなあみたいな、お話はされてましたけど。今、そういう感覚はほとんど持っていないと思っていいますか。

#### **吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

委員長おっしゃるとおり、当初は75歳以上の方、医療費をよく使われる方たちが、医療費、有病率が高く医療費が、一人当たりの入院費が高い方が後期のほうに移りますので、国保のほうとしては、そういう一人当たりの入院が高い世代が抜けるということで、国保としては、財政的には少し楽になるというようなことだったと思いますけれども、これは鳥栖市だけでなく、県内、全国どこでも一緒の状況だと思います。



平成26年10月 2 日（木）





## 1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

市民課長 塚本 静一

国保年金課長 林 吉治

税務課長 平塚 俊範

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

社会福祉課参事 松隈 義和

こども育成課長 江寄 充伸

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

〃 保康予防係長 白山 淳子

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

市民福祉部関係議案審査

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

午前 9 時 55 分開議

中村圭一委員長

時間前ではございますが、お集まりのようですので、本日の厚生常任委員会を開催をさせていただきます。



議案乙第25号 平成25年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村圭一委員長

それでは、議案乙の第25号の残りの質疑ということで進めたいと思いますが、まずは、執行部の答弁のほうからお願い申し上げていいですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

それでは一昨日、お伺いをすると申し上げておりました、行政の補完的役割の部分の調査の４項目について確認をさせていただきましたので、御報告を申し上げたいと思います。

まず、地域実態調査でございますけれども、調査の時期としましては4月から5月にかけての実施と、内容といたしまして、地域における身体的差別、あるいは、心理的差別及び虐待等の実態の調査でございます。それで、方法といたしましては、会員等への聞き取り等を行っておるというところでございます。

2つ目の、福祉実態調査につきましては、調査時期は11月から12月にかけて、内容として、地域の会員等の生活の状況、家族構成等の状況の調査ということでございまして、これも会員等への聞き取り等により確認を行っておると。

3つ目の、職業実態調査につきましては、時期が1月から2月にかけて、内容といたしまして、地域の会員等の就労状況、あるいは、就職に伴う差別等の実態の調査ということでございまして、会員等へ聞き取り等を行っておるというところでございます。

最後に4つ目の、対象地域の調査につきましては2月から3月にかけて実施されておりまして、内容は、地域等の人権侵害の状況、あるいは、差別解消の状況等の調査でございます。会員等への聞き取りにより調査を行っているということでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

ただ今、答弁をいただきましたが、それに対して質疑があれば挙手をお願いしたいと思い

ます。

#### **松隈清之委員**

地域実態調査、最初言われましたよね、地域におけると。地域ってどこのことなんですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

基本的には、市内を主としているものと考えておりますが、近隣の、周辺の地域も含めたところではないかと考えております。

詳しくは、その部分については確認しておりませんが、そのように思っております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

よく、意味がわからんのやけども、鳥栖市内の中の幾つかの、その地域のことを指して地域実態調査と言っているのか、鳥栖市外の地域も含めてるっていう意味、今の答弁は。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

原則として市内、鳥栖支部ですので、鳥栖市内ということではございますけれども、その周辺部についても一部しているというふうなことも聞き及んでおります。

#### **松隈清之委員**

そうしたら今、全ての調査は会員に対する聞き取りだったですよ。

それで、中には家族構成とかそんなのを含めて。ちゅうことは、会員数はわかっているってことやんね。もちろん、その当該団体はわかるとる、はずよね。

団体の会員数は、執行部は把握してないということですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

現時点で、私どもでは43名ということで理解をいたしております。

#### **松隈清之委員**

その理解をしてる根拠はどこにあるわけ。

例えば、43名という数字の報告が毎年上がってきて43名なのか、報告は上がってきてないけれども、最後に上がってきた報告が43名だからずっと43名だと思っているっていう意味なのか、43名と思っている根拠はどこにあるわけ。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

現状では43名ということで、理解をしておるところでございます。

#### **松隈清之委員**

だけん、その理解をする根拠が、例えば、毎年団体から4月1日時点で、あるいは、1月1日時点でうちの会員さんはこんだけですよという報告が上がっているから、途中死どる人もおるかもしれんけども、例えば、いついつ時点で43人という報告を受けておるのでそう理解

しておりますということなら、そういうことを答えてもらったらいんですけど、理解しとるっちゅうだけじゃその根拠がわからんので43名っていう、そもそも、その数字はどっから、いつ出てきているのか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

現状の認識としては、私どものほうが43名という形での認識をしておるというところでございます。

あと、詳しい中身、家族構成、会員の生活については、支部のほうでの把握という形になりますので、そういう観点から私どもはその人数ということを認識しているというところでございます。

#### **松隈清之委員**

うん、かみ合わんのやけど、家族構成云々は今聞いてないんですよ。

ただ、執行部が43人という認識をしているって言いましたよね、今。だから、認識をしている43名っちゃ、どっから出てきたかっちゅう話ですよ。

その43名というのが、毎年上がってきているのがたまたま43名で何年も続いているのか、あるいは、引き継ぎを受けた時に団体の構成人員は43と書かれているので私どもはそれを理解していると、そうですと言っているのか。

だから、家族構成云々はいいいんで、その43という数字の根拠を、認識しているという段階がいつからそう認識しているのか、あるいは、いずれかの時点で報告があったときにその人数だと。毎年、あるいは2年に1回とか、そういう間隔があって報告をされているのか。

だから、43名っていう報告がされたのっていつなんですか。

#### **中村圭一委員長**

次長、正確に答弁をお願いします。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

現状で、私どもが把握している人数が43名ということでございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、把握をしているって言ったよね。把握をしていると。

ということは、執行部はその43名が誰かを全部知ってるっていうことなんだよね。把握をしてるって言ったんだから。

要は、報告も受けてないけど把握をしてるっていうことは、執行部はその43名を全部知っているっていうことなんだよ。

#### **中村圭一委員長**

そういう意味の答弁だったんですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

中村圭一委員長

午前10時4分休憩

午前10時47分開議

中村圭一委員長

橋本次長、答弁を求めます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほどの会員数の件でございますけれども、私どもも当該団体との関係性の中で、43名という会員数を現在認識しておるというところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

松隈清之委員

しかし実際、少なくともこれ43だとしてもね、これ多いかもしれん、少ないかもしれんけれども、実態的に。それにしても、相応の額の補助金を出しているわけだから、その数が、認識しとるかどうかだけじゃなくて、実際の数っちゃうのはきちっと毎年把握する必要があると思うんですね。

だから、いずれかの時点、それは例えば、1月1日なり、4月1日なり、補助金申請を受けるときなり、そのときに毎回会員数については、報告をしてもらうということをすべきじゃないですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

- 214 -

そのようなところについて、真摯に受けとめさせていただければなと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**松隈清之委員**

ごめん、よう聞こえなかった。何て。

**中村圭一委員長**

再度、答弁をお願いします。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

申しわけございません。

真摯に御指摘は受けとめさせていただきたいと思います。

**松隈清之委員**

受けとめるということをとりにあえず、来年ね、予算もありますんで、そんなときにわかることですから。

ただ、言っていることは常識的なことなんですよ。特に、理不尽なことを突き詰めているつもりもないし。ただ、そこについては、来年度予算の段階でわかることなんで、それを待ちたいと思います。

続けて質問をいたしますが、先ほど言われた調査、4つあったんですよね。これ多分、一般質問の答弁で4つだったのかどうかかわからないんですけども、事業計画書の中では、地域実態調査、それから地対事業量調査というのが7月にあっているんですよ。それで、生活環境実態調査、それから、これ10月ですよ。あるいは、3月の対象地域調査、これは入っていたのかな。（「入ってます」と呼ぶ者あり）

だけん入ってない、先ほど御報告がなかった調査の、この事業計画書にはあるんですけども、これはやられているんですかね。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その他の調査等についても、実施されているものと考えております。

**松隈清之委員**

その他の調査の内容っていうのは御存じですか。どんな調査をされているのかっていうのは。

**橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

今回、お伺いいたしましたのが、行政の補完する調査についてお伺いしております。その他については把握いたしておりません。

**松隈清之委員**

ということは、これらの調査に対しては別に行政としては求めてないと。補完的役割には

当たらないというふうに理解していいですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その他の調査につきましては、当然、同和対策関係ということで、当該団体のほうで必要性を認められて行われているものと考えております。

#### **松隈清之委員**

それでは先ほど、今回は、どういう調査があるのかっていうことをお聞きをするということをお初めに申し上げていたんで、結果については今回求めませんけども、しかし、部長も差別があると、就職、結婚、何とかとかいろいろありましたよね。で、あると言われるんだけど、実際、補完的役割として、ここと2事業をやっているという認識であるならば、それはやっぱり把握する必要がありますよね。どういう、個別具体的に誰がとかね、どこどこの誰がとかっていうことではなくて、どういう差別が、これ言っても、少なくとも会員が対象なんですけども、例えば、会員の方が聞く話とかもあると思うわけですよ。こういう差別があったと会員が聞いて、会員ではなくてもその差別が、そうすると会員だけの話なのか、会員じゃない方の話なのかっていうのも含めてね、どんな差別が起こっているかっちゃうのをきちっと把握をせないかんと思うわけですよ。

だから、これ来年度決算に向けては、それぞれの調査に対してどういう差別事件が起こっているとか、あるいは、それぞれの調査にあった報告、それが会員なのか会員でないのか、会員なのか非会員なのかも、別も含めて、鳥栖市でどういう差別が起こってる、だからこそうこういうことをやらなきゃいけないとか、あるいは、そういう実態がわからんことにはね。今回は、この差別、同和問題、人権問題に対して、この当該団体に補助金を出すという事業手法をとられてますけどね、どういう手法が最適なのかっちゃうことは、やっぱり判断していかないかんと思うわけですよ。

執行部は信頼関係で済む話かもしれないけども、それがいいか、悪いかを判断するのは前回も言ったけどここなんですよね。議会なんです。あなた方がよしとしてることを、我々がよしとするかどうかは別の問題なので。

ですから、どういう調査をして、鳥栖市の人件問題に対する実態を、きちっとこの場に報告をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

非常に、その調査内容につきましては、個人の私生活、あるいは、プライバシー等々、非常に微妙な問題でもございますので、現状におきましては当該団体の中での確認という形で考えております。

#### **松隈清之委員**



それでは、差別が起こっているということはわからないんですよ。

今、結局、人権問題、人権問題と言って差別をなくさないかと言われていているわけじゃないですか。言われているんですよ。

ということは、それに対する何らかの事業をやる必要があるんですよ。やる必要があるんですよ。

で、今行われている、もちろん、この補助金以外にもいろんな同和対策事業をやられているじゃないですか。それに対する結果が出ているかどうかはわからないんですよ、知る方法がないんだから。

例えば、この報告が、地域の問題だったり、福祉の問題だったり、職業の問題だったり、それが減ってきていけば効果的な事業を今やられていると言えるけれども。減らない、あるいは、ふえているとしたら今の事業手法は適切ではないと、事業手法を変えなきゃいけないということもあり得るわけですよ。

だから、それをきちっと判断するためにも、そういう報告っていうのは、我々も聞く必要がある。この事業所は効果が出てないからおかしいんじゃないのかっていうこと言うためにもね。あるいは、効果出てるからもっとやれと言うためにも報告はすべきなんですよ。

先ほど言われたようにね、プライベートの話で、個別具体的に誰々がという個人名とかを出せつつあるわけじゃなくて。じゃなくって、どういう差別が、いつ、どういう内容でありましたと——個人名は別として——こういう報告があっております、調査の中で、ということと言えるでしょう。

それは、どういう差別だからそこに対してはどういう手法をとっていかなきゃいけないのかとか。人権週間とかね、何とか週間で講演一ちょやっとけば差別がなくなるというわけでもないじゃないですか。

本当に差別とか、人権問題どうにかしようと思うんだったら、起こっていることをきちっと把握しないとだめですよ。それに対する適切な手法っていうのをとっていかないと、一向に変わらないですよ。だから、その報告をすべきじゃないですかと。あなた方は信頼関係があつて必要ないと言ってるかもしれないけれども、少なくとも私はね、議会の一員として報告すべきだと言っているんですよ。報告はできないんですか、それは。

もちろん個人名とか、そういうプライバシーに関することは一切、外していただいた上で、どういう差別事件が、どういう状態で起こっているかっていうのは。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

報告につきましては、現状におきましては、やはり生活全般の問題でもございますし、やはり、心の差別、見えない差別、さまざまな部分での特殊性もございますので、報告等につ

いては、受けていないというところでございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、執行部は差別があっているかどうか分からないということですよね。報告も受けてないんだから。

ちゅうことは、こういう差別の問題がありましたから、市としてはもっとこういうものに取り組むべきだとか、こういうふうにやらなきゃいかんということを当該団体から指摘されることもないんですよ。だって、差別が起こっているがどうかもわからない。

だから、これ決算なんでね、要は、今回はこういう形で時間もなかったんで内容についてまでは、例えば、個人名とかもあるんでね、そういうのを伏せたり、何とかする時間もあるだろうからそこまで求めなかったんですけど、次回は時間があるわけだから、そういう報告を執行部も把握するべきだし、議会も把握する必要があると思うわけですよ。

じゃなかったら、本当いらんって言われますよ。あっているのか、起こっているのかどうかもわかんないことのために、お金なんかつけられるかって言われますよ。

起こっているからそれに対する、適切な手法をとるっていうんであれば、ちゃんとどういうことが起こっている。今やっていることが効果的だっていう説明をしないとイケないよね。今は全くその説明がない。団体との信頼関係ということだけで。

ずっと言ってるけど、信頼関係は執行部がその団体とあってもいいんですよ、別に。しかし、それはあなた方の問題であって、我々は知らないわけだから、わからないわけだから。信頼関係を特につくっているわけでもないし。

だから、わからないんで出してくださいと、説明をしてくださいって言ってるんですよ。説明できませんかね、そういうことが。

来年度に向けて報告をするっていうようなことができませんか。

#### **中村圭一委員長**

再度、答弁願います。次長。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

先ほども申し上げましたようにやはり特殊性、個人的な問題等もあるという観点から、現状では報告等は受けていないというところでございます。

よろしく願いいたします。

#### **松隈清之委員**

現状受けてないのは知ってますんでね、現状受けてないのは知っているんですよ、先ほど答弁があったんで。

現状を受けてないから、それじゃあ我々は判断できないので、報告を受けてくださいって

言ってるんです。報告を受けてくださいと言っているんですよ。それに対する答弁を。

ああ、わかりました、受けるようにしますと言われるのか。先ほど御答弁されたように、真摯に受けとめますと言われるのか。報告を受ける気はもうございませんと、ですから議会にも提出することはできませんと言われるのか、3択ですよ。

#### **中村圭一委員長**

もう一度、答弁をお願いします。次長。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

現状では、報告受けておりませんし、今後につきましても、現時点では報告を受ける必要性については考えておりません。

#### **中村圭一委員長**

ちょっとよろしいですか。

この件については、考え方の相違というところもやりとりの中で出てますんで、この後、自由討議がありますので、委員の皆さんの意見も聞きながら、最終的に委員会として執行部に対して、どうもの申すかという部分の議論にもなってくるのかなと思いますので、その辺を踏まえて発言あれば、副委員長どうぞ。

#### **松隈清之委員**

だから、執行部がね、必要かどうかを決めるんじゃないんですよ。

あなた方が、別にここにね、審査をしてくれって言わなきゃいいんですよ、議会もなくて。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げますと言っているわけでしょう。審議に付されているわけですよ。

あなた方が必要かどうかを認めるんじゃなくて、我々が認めるんですよ、必要だって。ほかの資料出すじゃないですか。審査に必要だから出しなさいって言えば。だから、それをあなた方は、いや、その審査に必要だと思いませんからその資料は出しませんって言わないでしよう、ほかのことでは。

だからこれは、考え方の相違じゃなくて、審査に対してたい、審査に付してるんだから、上程しているんですよ。当然、そういう制度になっているからね、議会っていう。

だから、制度上議会に付す以上は、その審査ができるような環境をつくんなきゃいけないじゃないですか。あなた方が必要と思ってるかどうかじゃなくて、私が審査するのに対して、そこら辺は必要じゃないですか。今回は求めてないんだから、少なくとも。

ただ、今後もそういう姿勢であればね、そもそも、この何の説明もできないような予算をつうのは認めるわけにはいかんちゅう話にしかならないで。

#### **中村圭一委員長**

そこも含めて、今のやりとりの中では一委員が必要ということで申し上げて、それに対して答弁をされているという段階ですので、この後の自由討議の中で、今後、委員会として必要ですというふうになれば、そのように申し上げたいと思いますし、そうでなければ、そうでないように申し上げようと思いますが、そのところの整理を委員会メンバーの中でさせていただきたいというふうに思っております。

どうぞ続けてください、副委員長。

#### **松隈清之委員**

今回、資料として出されているんですけどね、例えば、団体としては、最初に予算としては1,000万円ぐらいの予算が上がっているわけですよ、ね。

それで結局、決算は610万円程度ですよ。当然、補助金が850万円ぐらいの申請に対して500万円しか出てないんだから、当然少なくはなりますよね。それに対して、団体の事業っていうの影響を受けているんですか。団体の事業は、予算に対して決算が400万円ぐらい少なくなっているんだけど、事業の影響を受けているのか。

例えば、さっき俺、調査全部聞いたけど、予算が少なかったからできなかったとかじゃなくて、調査全部されているって言われたんでしょう。減額されたことで、事業に何か影響は起きているんですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

予算の範囲内で、実施されているものと理解しております。

#### **松隈清之委員**

ということは、本年度は100万円減額されて400万円になってますよね。

恐らく、ことしも予算の範囲内でやられると思うんですけども、各調査っていうのは、少なくとも影響を受けずにやられているとすればね、市が言う補完的役割っていうのが——それ以外は内部の事業なんで——4事業あるとするじゃないですか。

そうすると、この4事業をするのに対して、幾らぐらいやったらできるんでしょうかね。聞かれたことってあります。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

承知しておりません。

#### **松隈清之委員**

ことしは100万円減額されているんで、それでもできるのかなっていう気もしますが、あるいは、そこを今後のこととして、例えば、これらの調査に対してどれくらいなのかということも——これ、お願いなんですけど、答弁いらないんですけど、そういうことも含めて、やっぱ御確認をいただきたいなと、今後のことも含めてね。

答弁いらないですよ。

あるいは、団体としてそれだけじゃなくて、例えば、団体の維持、いわゆる事業補助金じゃなくて団体補助をしてるじゃないですか。ということは、その団体の維持のためにも何らかの支援をせないかんというふうな考えを持たれているんですよね。恐らく、現時点ではね。

そうすると、今、ここの中の決算でいくと調査費っていうところの予算ってあんまり入ってないんで、どこが調査にかかっているか、あるいは、会員さんたちの聞き取りだから、実際、お金はかかってないのか、どうかっていうところにもなってくるんですけど、そういう、400万円とか500万円とかっていう金額を決めている根拠っていうのは、どっかあるんですかね。

だから、調査費に関しては、決算見てもどこにも上がってないんで、お金はかかってないもんなのか。だから、団体が維持できるぐらいの予算があればそれで済む話なのか。

これで見ると、団体の維持っていってもほかの研修、研修っちゅうか大会事とか、そんなのに対してはなかなか出せるものじゃないでしょうけども、少なくとも事務局費とかだったら238万円とかなんですね。調査にお金がかかってないとするならば、実質これぐらいあれば、団体は維持できるものなのか。どうなんすかね。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

申請書等を含めまして、補助金額につきましては、判断をし確定をしているということでございます。

#### **松隈清之委員**

申請書に基づいてやっているっていうことですよ、申請書に基づいて。

申請書っちゅうのは、申請書自体は言ってもこのかがみだけなんで、あとの添付書類ですよ。関係書類っていうのが、例えば、予算と事業計画書になるのかなあと思うわけですよ。そうすると、どこに対してお金をつけられたんですか。

今の申請書に基づいてっていうことは、例えば、500万円っていうはどこを補助しようと思って、お金500万円てつけたんですかね、平成25年度。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

全体としての活動費として、補助をいたしております。

#### **松隈清之委員**

ということは、いわゆる補助金とかであれば、いわゆる補助対象経費ってあるじゃないですか、ありますよね。

ですから、もちろん、自分たちのものには使えないとか、そういうこともいろいろあるんですけど、ここのやつに対しては、補助対象経費というのは具体的には決められていないっていうことなんですかね。補助対象経費は、決められてないということですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

全体の経費の中で、補助金額として決めておるということでございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、この団体がものすごく会員拡大に頑張りましたと。200名になりましたと、なったときに事業費が5倍ぐらいになったと。予算でいったら5,000万円ぐらいになったと、仮にね。

したら、そんなときには、額をがばっと上げないかんちゅうことになるということよね。どこが対象とかじゃないっていうことになる、ざっくり半分ぐらいを対象、予算の半分ぐらいを対象にしたというような感覚になると。

まあ、今、想像ですよ。

1,000万円ぐらいの、予算では1,000万円ぐらいだったんで、500万円ぐらいつけたとするならば、そういうことですよ、補助対象経費も何もわからんで、全体としてやるということになるとそういうこともあり得るんですよ。場合によっちゃね。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

その点については、現状ではちょっと承知できないというか、わかり得ない状況でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

#### **中村圭一委員長**

ほかに。

#### **尼寺省悟委員**

もともと、この4つについてはね、2年ぐらい前の時に松隈議員が、今まで鳥栖市は年間500万円の、全日本同和会に対して団体補助してきたと。何でしてきたのかと聞いたら、補完的役割を果たしてもらうためと、理由ね、補助金の理由ね。恐らく、私の計算で一億五、六千万円になるから、もう20年、30年間やっていると思うたいね、補完的役割を果たしてもらうと。

補完的役割を果たしてもらううちゅうのは、この事業費の中でどれかって言ったら、4つ言われたわけですね。だから、これが一番のかなめになるわけたい。

私が聞きたいのはさ、これはそもそも、何のために、誰がこういった調査を求めているわけ。主語は、主体は。鳥栖市なのか、それとも全日本同和会なのか、どっちなの。まずは、それを聞きたい。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

同和関係、人権関係の対策等々の活動の中で、団体と連携する中で、これらの4つが必要ではないかという判断のもとに行っているものと承知しております。

## 尼寺省悟委員

誰がって聞いている。鳥栖市なのですか、全日本同和会のどっちなんですかって聞いている。この調査の主体は、主語は。

## 篠原久子市民福祉部長

この団体の目的が、差別撤廃や人権擁護というふうなことでありますので、行政の私どもの目的と合致しているというふうなことを考えて、団体補助をしているところでございます。

そこで、この団体自体が、やはりそういうふうな目的のもとに活動なり、調査なりをすることに対し、行政としては、この団体が行政の補完的役割を担っていただいているものとして助成金を出しているものというふうに考えております。

## 尼寺省悟委員

いや、私が聞いているのはそうじゃないったい。実はこれがね、インターネットで出てきた、これは大阪市の同和地区の実態調査の報告書なんよ——本当は100ページぐらいあるけどね——インターネットで出る。これは大阪市のやつね。こう書いてあるんよ、実態調査。

大阪市は、と大阪市が同和問題の早期解決のためにこういった調査をしたと、伊賀市もそうなんよ。伊賀市が、同和問題の早期解決を目指すためにこういった調査をしたということなんです。

だから、この4つのあれというのは、主体は鳥栖市なんでしょう。鳥栖市ができないから、そのかわりにその補完的役割としてこっちにさせてもらっているわけでしょう。それを聞いているんです。

## 篠原久子市民福祉部長

事業補助金ではございませんで、団体補助ですので、団体が主宰で行っていることに対し助成をしているものと考えております。

## 尼寺省悟委員

ということは、団体が勝手にやっているっちゃうこと。鳥栖市は一切関係ないということ、この調査というのは。

勝手にやって、自分たちのためにやっているんだから、鳥栖市には一切関係ないと。だったら何で、補完的役割っていうのが出てくるわけ。

## 篠原久子市民福祉部長

鳥栖市の目的と合致しているというところで団体に、鳥栖市の行政の目的と合致しているっていうことを判断し、補完的役割を担っていただいているものとして補助をしているものでございます。

## 尼寺省悟委員

何かこう、わからんのよね。

だから、さっきも何回も、伊賀市とかどこでもそうやけども、こういった実態調査ね、福祉実態調査というのは、伊賀市が、大阪市が同和問題の早期解決を図りたいからいろんな調査しているわけですか。そういうことやろもん、この4つの実態調査というのは、違うんかな。

目的が合致しているとかいうことやなくて、その補完的役割を果たしているのは何なんですかって聞いたらその中身がこうだというわけでしょう。

補完的役割というのは、鳥栖市ができない、いろんな問題でできないからかわりにやってもらっていると、そのかわりにやってもらっているのがこれだと言うわけでしょう。だから、主体は鳥栖市やろもん、違うんかなあ。

## 中村圭一委員長

再度になりますが、答弁をお願いします。

## 篠原久子市民福祉部長

再度、繰り返しのようになりますけれども、鳥栖市として人権、同和問題に対して行う施策につきましても十分ではない部分がございますので、この団体が行政の補完的役割を担っていただくことをしていただいているというふうなことで、団体助成を行っているところでありまして、あくまでも今回のこの調査等につきましては、同和会のほうが行っていることに対し補完的役割を担っていただいているものというふうに判断しているところでございます。

## 尼寺省悟委員

とうことは、あれよね。今の答弁やったら、全日本同和会が自分たちのために調査してる、ということやね。よそがやっている実態調査とは違うわけやね。

よそはね、実態調査というのやって、誰がやってるかっちゅうのは市の職員がやってるんよね、市の職員が。そして、この報告書を出しているわけたい。公開してるわけ、さっき松隈議員が、中身までも言わんよと言ったけどもね。

どういったことを聞いているっちゅうたら、例えば、あなたの収入はいくらですかと。あなたの結婚したのはね、奥さんはどういった人ですか、同和地区の人ですかとかね。あなたは、大学卒業してますか、してませんかとか。あんたは、パソコンが使えますか、持っていますかとか。あんたは、差別を受けたと実感したことありますか。こういった報告書を書いてるん。

そういったことを聞いて、そしてそのことによって、ああ、ここには差別があるんだなと



ということで、市がそれを受けて次の事業のために役立てているわけよ。そういうことやろもん、問題は。

ちなみに聞くけども、この30年間、40年間、何回報告受けたんですか。1回ぐらい報告を受けたことがありますか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

それぞれの地域で、いろいろな形があるとは思いますが、私が知る限りでは現状では報告は求めておりません。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

要するに、この20年間、30年間1回も報告はなかったということやね。生活相談員158万円、あれも、恐らく報告がないんよね。

本当は違うと思うたかね。例えば、生活相談員であるとするならば、いや私は、お金が何か、困ってますとか、あるいは、就職したら差別を受けましたとか、あるいは、差別があるとするなら結婚のときね、わかって、そういった相談があるはずなんよ、もしあるとするならばね。それを相談員が聞いて、市のほうに報告して、こういった問題があると、何とかせろというのが普通やろう。

だから、そういったことも生活相談員についても一回も報告はないし、この実態調査についても全く報告がないと。1回もないと、今の話聞いたらね。

そしたらもう、出す意味というのはないじゃないと。なにしろかなめだから、500万円出す一番のかなめがこの4つであって、その4つの報告が一切ないということならばね、私はもう出す意味がないと思うんですけれども、いかがですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

行政の補完的役割として、4つの項目の調査があるということでございます。

これは、先ほどから申し上げておりますように、内容についてが非常に微妙な問題もあるということで、当該団体の中で整理していただいているという状況でございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

それともう一つ、どこでもそうなんですけどね、これは伊賀市については、いわゆる調査対象者というのは、同和対策特別措置法及び地域改善対策特別措置法における同和対策事業対象地域、いわゆる同和地区というところで調査してるんよね。

だから、伊賀市とか大阪市とかは、特にあの辺は、いわゆる同和地区というのがかなり多いというふうに聞いておるんだから、恐らく、そこでこういった調査をしていると思うんで

す。

ところが、何回も聞くけども鳥栖市には同和地区の指定区域がないんよね。にもかかわらず、あなた方がさっき、何か対象地域調査とか、何とか言われたとしても、その実態が……、どこを調査するわけ。会員にお聞きしますって言って、恐らく会員さん……、ちなみに聞くけども――――――――――〔発言取消〕――――――――――。

だから、43人と言われたときも、どこに住んでおられるかわからんし、把握も恐らくしてないと思うから。だから、ぼつぼつと恐らく住んどる、昔は同和地区というのは、固まっとったので、昔はね。あすこに対して水道が通ってないとか、下水が通ってないとか、そういった地域でね、舗装もされていないというような、そういったイメージから対象地域があつて、そこを何とかせないかんというふうになったと思う。

今は、そういった対象地域そのものがないんだから、恐らく会員の方もぼつぼつと住んでおられるから、地域をどうのこうのちゅう形にならないと思うんですよ。

だから、あなたが言った地域実態調査といたら、何をどう調査するわけ。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

確かに、実態的な差別については、一昨日の御議論の中でも終了し一定整理ができてきたかと思いますが、やはり心理的差別等々も依然残っている状況でもございますので、先ほど、地域等についても私申し上げましたが、市内を含めた近隣周辺の中でそういった事象についての調査をされているものと考えております。

#### **尼寺省悟委員**

もう、これで最後ですけどね、今まで差別があったのかというふうに聞いたら、いや中学校で僭称事件があった、それ1回だけだよね。子供が歴史のときに、いわゆる、その同和の問題で歴史を習ったので、それを聞いて悪ふざけをして言った、その1件だけなんよね。

もし、本当に差別があるとするとするなら、こういった調査の中で出てくるはずなんよ。出てきたらさ、やっぱり彼らにとってみたら、おお、それみたことか差別があるじゃないか、ということ言ってくるはずよ向こうとしたら、そうでしょう。

生活実態もそうですよ、結婚しようと思ったと、そうしたら自分が同和地区の人だから結婚ができなかったというのがあればね、それこそ、鬼の首を取ったみたいな形で言ってくるはずと思うんよ。ただそれは、今まで一回もないでしょう、30年、40年。

あるならそのためにこれ、しているわけでしょうもん、あなた。差別があるかどうかっちゃうのは。

一応いいです、それでいいです。

## 中村圭一委員長

ほかにございますか。

## 松隈清之委員

いわゆる、答弁である補完的役割。補完的役割っていうのをもう一回整理して、御答弁いただいていいですかね。

補完的役割とは何ぞやと。

## 篠原久子市民福祉部長

当然、行政が行うべき施策につきましては、ただ、大変結婚問題であったり、就職差別であったりという差別については、同和問題は、特に微妙なところがありますので、行政が行き届かない部分があったりするというふうに思っております。

そういうところを補完をして、人権問題等について御協力をいただいているというふうに思っております。

## 松隈清之委員

当然、行政がやるべきことっていうのはどうということですか。

事業として、行政がやるべきことっていうのは、結局、事業ですよ、事務事業になるんですけど。行政が行うべきことだけでも、それがやりづらい、あるいは、ほかのところが効果的だと思うところって何なんですか。

## 篠原久子市民福祉部長

繰り返すようではございますが、同和問題は特殊な事情があり、行政施策でも十分な対応が難しい部分があると考え、一定の部分を特定の団体に委ねて対応したほうが効果的であるというふうに判断しておるところでございます。

## 松隈清之委員

だから、その一定の部分ですよ。どういう部分が、別の団体に委ねたほうが効果的だと、その一定の部分がどういうことなのかと、だから行政がやるべき部分で——全部じゃないかもしれない、だって市でやってる人権の事業もあるでしょう。

だから、全てじゃないかもしれんけど、その一定の部分については、当該団体に委託したほうが、委託ちゅうか、補助してやってもらったほうがいいという一定の部分ちゅうのはどういうところなんですかね。

## 篠原久子市民福祉部長

補完的な業務につきましては、この運動団体が、やはり、差別撤廃、人権擁護というふうなことを目的にしておりますので、その部分については、行政の目的と共通しているものと考えており、効果的であると判断しているところでございます。

**松隈清之委員**

ということは、団体の事業目的が行政と一致しているからということで理解をしていいんですか。

**篠原久子市民福祉部長**

そのとおりです。

**松隈清之委員**

ということは、別の団体が同じ目的をもって活動するときにも同じような対応をされるということですかね。

これ、同和に限らずですよ。人権問題に限らず、これは確かにいいことだと、それは市としてもやらないかん、そんな団体いっぱいあるんですよ。

これは、素晴らしいことだと。NPOなんかもそうかもしれないしね。その趣旨があっていると、考え方があっていると、方向性があるのと、考え方が一致しているというところは同じような補助をしていくという考え方で、一貫していると理解していいんですか。

**篠原久子市民福祉部長**

そのときの判断によるというふうに思っております。

**松隈清之委員**

繰り返しますが、補完的役割っていうのは、具体的なものではなくて、具体的な事業を指していることではなくて、団体の目的が一致しているということのみをもって補完していると、補完的役割があるというふうに理解をしていいですね。

**篠原久子市民福祉部長**

繰り返しになりますけれども、同和問題は特殊な事情があるということで、行政施策でも十分に対応が難しいところにつきましては、補完的な役割をしていただいているということで、助成をしているところでございます。

**松隈清之委員**

いや、だけん、ぶれるんですよね。

行き届かない部分に関しては、補完的役割をしてもらっていると言ったり、団体の目的が一致しているからお金を出すんだと言ったり、どっちなんですか。

だから、言ってるでしょう。補完的役割っていうのは、その目的が一致してるからやるのか、それとも自分たちでできないことがあるので、そのことをそこに委ねるという意味で補完をしているのか。であるなら、そのこととは何なのかつちゅうことですよ、具体的に。

どちらかですよ。

**篠原久子市民福祉部長**

繰り返しになりますけれども、同和問題は特殊な事情があり、行政施策でも十分な対応が難しいと考え一定部分を特定団体のほうに委ねて対応したほうが効果的であると判断し、行政の責務を補完していただいているというふうに考えておるところです。

あくまでも、補完的な業務をお願いしております。運動団体の運営に対して助成をしているものでございます。

#### **松隈清之委員**

だから、行政がやれない、あるいは、別に委ねたほうが効果的だという事業があるからそこをお願いしている、そこをもって補完していただいている、補完的役割ということですよね。

#### **中村圭一委員長**

部長。

#### **松隈清之委員**

ちょ、ちょっと待って。

何回も確認するけど、ある何かをやってもらうことが、自分たちよりもふさわしいという認識でやってもらっているのが補完的役割ですよ。

だから、目的が一致している云々でお金を出しているわけじゃないということなんですか。そこを確認しているんですよ。

#### **篠原久子市民福祉部長**

繰り返しになりますけれども、運動団体の目的と鳥栖市が目指すものの目的が合致しており、ということから差別撤廃、人権擁護に関し、行政の目的と共通しているというふうなことで、団体助成をしているというふうに思っております。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

休憩した方がいいですか、大丈夫ですか。

はい、副委員長どうぞ。

#### **松隈清之委員**

わかりました。

まずね、例えば、こういうことでしょうか。団体の目的、活動っていうのは、鳥栖市の、その目指すものと一致していると。

その前提において、その前提において、そこに委ねたほうがいいものに関しては、そこにやるというのが補完的役割だと。だから、一致しているのは別に、大事ではあるけども、そのメインじゃないんでしょう。一致しているだけじゃないんでしょう。

要は、一致して、なおかつそのほうが効果的だと思うから補完しているわけでしょう。一致しているだけでは補完してないんですよ、別に。

目的が一致しているだけでは別に補完はしてないんだから、補完ちゅうのはそこが補っているわけだから。補うちゅうのは、要は、何らかの事業でしょう。活動なんでしょう。だから、いうたら補完しているっていうのは、やっぱり、何らか補ってやっている事業のことを指して補完しているっていうことなんでしょう。違うんですか。

まあ、好意的に結構理解したつもりなんやけど。

#### **篠原久子市民福祉部長**

松隈議員のおっしゃるところでございますが、団体が行う、団体が目的として、多様な活動をされておりますけれども、その目的が差別撤廃、人権擁護ということでされておるといことで、行政の目が届かないところに関し、我々が補完的な業務を行っていただいていると判断し、団体助成をしているものというふうに考えております。

#### **中村圭一委員長**

ですから、前回の決算の時にその補完的な業務ちゅうのは、この4つというふうに答弁したわけでしょう。（「した、した」と呼ぶ者あり）

今の話の流れからすると、そういうことですよ。

どうぞ、続きどうぞ、副委員長。

#### **松隈清之委員**

ただ、今委員長言われましたけど、今の答弁は、要は、何かの事業じゃないんだと、その団体の活動全てが、行政の補完的役割なんだっていうことなんですか。

団体の活動全てが、すなわちイコール行政の補完的役割だというふうに理解すべきなんですか。そういうことを説明されているんですか。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

同和対策につきましては、国、地方公共団体がその解消に向けて対応すべきものというふうなことでござっております。で、そのための施策等々を市としても必要性がございますので、進めておりますけれども、その中でやはり、その当該団体が行っておる対応については、連携して協力し、支援していくということが必要であるというふうな考えのもとに、今回、お示し、御報告させていただきました内容の補完的役割の部分について、対応をお願いしておるといところでございます。

#### **松隈清之委員**

わからんけども、今回お示ししたっていうのは、さっき言った4つのことで、やっぱり理解していいんですか。

だからそこ、そこをね、はっきりさせてほしいわけですよ。論点がぶれる。じゃないとどこをもってそう説明されているのかがわからんと。

だから、もう4つをもって補完的役割っていうんだったら、その4つをもって補完的役割だと、再度、そこを明言していただきたいんだけど。

補完的役割ってずっと言ってるけど、その補完的役割が理解できないと先に進まんわけだから。

#### **中村圭一委員長**

じゃなければ、じゃないと答弁いただいても結構ですが。

#### **篠原久子市民福祉部長**

先ほど申し上げました4つの事業も含めて、ほかにもやはり差別撤廃、人権擁護ということで啓発であったり、そういうふうなことにもされているというふうに思っておりますので、その事業を含む、かつ運動団体の事業というふうなことで考えております。

#### **松隈清之委員**

事業計画書ありますよね。

この中で、これは補完してるって言えるやつを、じゃあ言って行ってください。

どれが補完しているんですか。一番最初に言うと、行政との懇談会は別に、行政との懇談会だから別にね、補完してないですよ。この中であるつつたら何ですか。地域実態調査はもちろんあるんでしょうけど。

どれが補完してる事業ですか。ここの事業計画ですよ、これ。

#### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

補完的役割の部分については、御報告申し上げました4項目が主なものということで、お話をさせていただいたところでございます。

#### **松隈清之委員**

だから、4項目って理解していいんですか。

そのね、2人で言うことがばらばらだと、どう理解をしていいかわからん。

だけん執行部として、補完的役割っていうのはこの4項目だというなら、それをはっきり言っていただきたいんですね、さっきも言ってるけども。

#### **篠原久子市民福祉部長**

補完的役割の主なものといましては、その4つは挙げられるというふうに考えております。

以上です。

#### **松隈清之委員**





基本というふうに考えております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

基本という御答弁あったんですけれども、基本以外っていうのは何かあるんですかね。

**篠原久子市民福祉部長**

現状では考えておりません。

**中村圭一委員長**

よろしいですか。

ほかに、この同和の問題に関してございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、その他に御質問あれば。

**飛松妙子委員**

済みません。

きのう、一昨日、一昨日ですね。一昨日の件ですね。

1歳6カ月健診と3歳児健診の一覧表をいただいた件で、御質問をさせていただきたいと思います。

まず、3番のすくすく子育て相談の回数と延べ人数が書かれているんですけれども、だんだんと、最初は270人だったのが166人に減ってきているっていうのもあるんですけれども、実際の実人数というのは、どのようになっていますでしょうか。

**白山淳子健康増進課保康予防係長**

今の御質問にお答えいたします。

すくすく子育て相談会の延べ人数のほうは御報告しておりますが、実人数につきまして、平成21年度から申し上げます。

平成21年度158名、平成22年度204名、平成23年度175名、平成24年度164名、平成25年度154名でございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それで、このメンバーが相談されているのが、上の健診の中で、審査の中で要指導、要観察、要治療のここに区分された方々が相談をされているっていうことでお聞きしたんですけれども、現状、その人数は、結構多いんですね。

1歳6カ月の健診で大体450名前後ですね。3歳児健康検診で大体、同じぐらいですかね。

400名、450名ぐらいの方なんですけれども。

それで、実際、その問題なしを見てみると1歳6カ月が大体4割ぐらいで、3歳が4割から3割ぐらいに減ってきているという現状を見たときに、このことをどのように考えているのかというのと、あと、その対策っていうのは、また、どのように考えているかをお聞きしたいんですけれども。

#### **白山淳子健康増進課保康予防係長**

今、お話をいただきました、1歳半健診と3歳児健診の要指導、要観察の人数の推移でございすけれども、健康増進課のほうでは、まず、1歳6カ月健康診査を実施をいたします。

ただ、まだ1歳半といいますと、やっと言葉が出始めたぐらいで、個人差もございすので、1歳半健診でちょっと経過が、観察が必要な子供さんに対しては、今度は3歳児健診で、継続してチェックをするようにしております。

また、3歳児健診のほうで、指導や観察が必要な方に対しましては、先ほど御質問いただきました、すくすく子育て相談会を、健康増進課のほうでは、この事業をしておりますが、それ以外にも県の相談事業ですとか、あと、鳥栖市のひかり園での通所の事業であったりとか、あとは療育機関での相談会というのもあっておりますので、そちらのほうでの御相談も御紹介しているところでございます。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

実際、やってこられた結果というか、効果というか、成果というか、それはどのようにお考えでしょうか。

#### **白山淳子健康増進課保康予防係長**

確かに、個々、推移を見てまいりますと、御指摘いただきました発達障害等の御相談が多くなっているというのは実感でございます。

ただ、やはり発達障害と申しますとなかなか保護者の方の受け入れというところもございまして、そうして環境が、今、子供が少なくなっておりますので、たくさんの子供さんと集団の中で遊ぶという経験がないお子さんが多くなっております。

そこで、1歳6カ月健診を通したあとに、今度、3歳児健診で見えてまいりますけれども、3歳児健診になりますと幼稚園や保育園に入園される方が多くなっております。それで、集団生活に入っただけで、ぐうんと伸びられるお子さんもいらっしゃいますので、その中で、御相談があったときに、いつでも相談していいですよっていうようなことは、保護者の方にお話しております。

この、すすく相談会だけではなくて、育児相談等も行っております。こちらは、主要施策の64ページと65ページにつけております。

育児相談や家庭訪問等でも対応しているところでございます。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

そうですね、すすく子育て相談だけではないということが今、わかりました。

それで、できれば、いただいている資料っていう、1歳6カ月、3歳児健診というのは、対象者に対しての出てくる人数だと思うんですけど。それに対して、相談もすすくだけではなくてこういうふうにありますよっていうふうに出していただけると、何か、すごく減っている気がしたんですけど、ほかのと合わせれば、あまり変わらないのかもしれないなっていうことがわかりました。

それで、もう一つは、やった結果どのように変わって行っているのかっていうのが、すごく大事なあって思いますので、できたらそういうところも、3歳児健診を見てると、やっぱり、ふえていっているっていう現状ですので、相談もふえていって、対策っていうのも取られているのではないかなと思うんですけど、ちょっと推測になってしまうので、そのあたりもわかるようにしていただけるといいかなと感じました。

ありがとうございます。以上です。

#### **中村圭一委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、初日に申し上げておりました部分について、順番はお任せをいたしますので、簡潔かつ具体的に御答弁をいただいてよろしいでしょうか。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

健康増進課でございます。

委員長からの総括質疑、3つあったと思いますので、順にお答えしてまいりたいと思います。

まず、平成25年度、どのような自主的、自立的な行財政運営、行政運営を行ったのかと、どのような市民本位の施策を推進したのか、具体的、簡潔にということでございました。

まず、平成25年度の当課の事業方針としましては、本市の健康増進計画でございます第2期うららトス21プラン及び追補版に基づき、健康寿命の延伸と生活習慣の予防を推進するとしております。

従来の保健事業に加え、平成25年度に新たに取り組んだ事業として9事業ございます。

主に、母子関係事業としましては、5事業ございます。

子ども版うらら健康マイレージ制度の導入、低出生体重者及び未熟児の家庭訪問事業、妊娠届け出及び母子健康手帳の交付を従来の市民課から保健センターで行い、きめ細かい妊娠中の生活指導を実施、1歳6カ月、3歳児健康診査時にフッ化物歯面塗布を行う虫歯予防の実施、妊娠を予定する女性や妊娠の同居者に対する風しん予防接種費用の助成、以上が母子関係の5事業でございます。

次に、成人の検診事業として4事業ございます。

肝炎ウイルス検診の対象年齢を男女とも30歳から20歳以上に引き下げ、40歳未満の健康診査を30歳以上の男性及び20歳以上の女性であったものを、男女とも20歳以上に引き下げました。

乳がん検診を市内3医療機関での個別検診の実施、高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の助成を行っておるところでございます。

次に、2点目の事業の選択と集中、どのようなスクラップ・アンド・ビルドということで、一つ平成24年度に廃止した事業を御紹介します。

平成17年から市内保育所、幼稚園の食育事業として、佐賀県栄養士会鳥栖支部に依頼、実施していたものが、各保育所、幼稚園で独自の食育に関する取り組みができたため平成24年度に廃止しておるところでございます。

次に、本年度の取り組みについて御説明いたします。

次に、平成26年度に取り組んでいる事業につきましては、食育関係2事業、母子関係7事業、医療関係1事業、健康づくり事業4事業、健康診査関係2事業の計16事業、これは4月の課長の仕事宣言の中に掲載しておるところでございます。

その中で、新たな取り組みとしましては、不妊治療にかかる費用の助成、妊婦歯科検診の実施、各種がんの集団検診の無料化、がん検診の受診しやすいメニュー提供、うらら健康マイレージ事業の拡充などを行っておるところでございます。

なお、私としましては、前任が国保年金課長だったこともあり、将来、生活習慣に起因する脳梗塞や心筋梗塞などの血管障害、また、糖尿病や腎臓病の方が減少するよう特定検診の受診率を上げ、ハイリスクの方の保健指導に当たりたいと考えております。

また、そのことが昨日も議論になっておりましたが、今後の超高齢社会のお答えだと考えております。また、私の考えでは、それ以外にはないものだと考えております。

以上です。

**中村圭一委員長**

ありがとうございました。

## **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

社会福祉課でございます。

まず、社会福祉課の平成25年度の基本的な方向性として、住みたくなるまち鳥栖の実現に向け、住み良さが実感できる、そして、共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまちとなるため、3つの項目、地域福祉の充実、障害者福祉の充実、そして、高齢者福祉の充実を推進してきたところでございます。

地域福祉につきましては、社会福祉協議会など関係機関との連携強化を進め、福祉活動の効果的推進を図り、障害者福祉につきましては、障害のある人の社会参加の促進及び地域生活の支援などの充実。

高齢者福祉につきましては、高齢者が介護状態に陥らないよう地域包括支援センターなどとの連携を図り、介護予防事業の充実をそれぞれ進めてきたところでございます。

平成25年度の自主的な取り組みでございますが、今年度、平成26年度から取り組んでおります、ふまねっと運動や高齢者の居場所づくり事業の具体的な実施方法等の検討を行い、それに向けた具体的な作業を進めてきたところでございます。

なお、以前より自主事業として継続しております事業として、ストマ用装具助成事業補助金、福祉タクシー助成、行方不明高齢者捜索事前登録制度などがございます。

次に、スクラップ・アンド・ビルドへの対応でございますが、緊急通報システムの業務の一環として、これまで、保健師を月1回対象者宅に派遣し、安否確認を行ってきたところでございますが、この高齢者の見守り対応につきましては、他の業務でございますふれあいネットワーク事業及び食の自立支援の事業の中で、見守り対応という形での業務が重なったところがあったことから、業務の統廃合等を図ったところでございます。

また、介護予防教室におきましては、これまで各地区のまちづくり推進センター及び町区の公民館で実施をしてきたところでございます。

これにつきましては、多くの方に参加していただくということが重要でございますので、町区で実施されます老人会などの会合の行事に合わせて、町の公民館で開催する実施回数をふやしております。これによりまして、参加者の増を図ってきたところでございます。

以上、御説明いたします。

## **中村圭一委員長**

ありがとうございました。

## **林 吉治国保年金課長**

国保年金課でございます。

国保年金課は、国民健康保険の重点事業といたしまして、市民の健康な暮らしを支え、医療費の適正化を達成するため、国の医療費適正化計画の基本方針に基づきまして、平成20年度から平成24年度までの5カ年を計画期間といたします、第1期 特定健康診査等実施計画を策定して特定健康診査及び特定保健指導の実施に取り組んでまいりました。

平成25年度は、第1期計画最終年度の平成24年度に第1期の評価を行いまして、平成25年度から平成29年度までの5カ年を計画期間といたしまして策定いたしました、第2期 特定健康診査等実施計画の初年度の年として、第1期の評価を踏まえまして、新たに、まちづくり推進センターでの集団健診の拡大、受診勧奨通知の回数増、特定保健指導等へのハイリスク者の追加、がん検診との同時実施の回数増、ケーブルテレビでの広報など受診率の向上に取り組んだところでございます。

さらには、事業推進には健康増進課との連携が不可欠でありますので、当初から健康増進課との会議を開催しておりましたが、平成25年度からは毎月1回、定例的に会議を持ちまして不断に事業の点検と改善について協議を行い、効果的な事業実施に取り組んでおります。

また、平成26年度につきましても、平成25年度の取り組みの効果及び改善点などを踏まえまして、保健センターでの集団健診の回数増、地区実施1カ月前の対象地区への全戸回覧での広報チラシの配布など広報の見直し、未受診者への勧奨通知の発送時期の前倒し、過去受診歴などによる通知内容の細分化、地区実施前の地区未受診者への受診勧奨訪問、通知等の実施、効果的な未受診者訪問のための対象者の絞り込みなどに新たに取り組んでおります。

このような取り組みによりまして、来年度以降も事業のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、国民年金事務につきましましては、佐賀年金事務所及び平成24年10月に全国で初めて市役所内に設置されました街角の年金相談センター鳥栖オフィスと常に連携を図って業務に当たっておりまして、今後も国民年金制度の周知及び相談業務の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございました。

#### **村山一成市民協働推進課長**

市民協働推進課でございます。

市民協働推進課におきまして、平成25年度より取り組みました事業等について申し上げます。

当課では、第6次総計のほうにも書かれておりますが、市民協働を推進するまちを進める

ために、各種事業を推進したところでございます。

まず、地区住民による課題解決を進める、まちづくり推進協議会につきましては、昨年度までに、市内7地区の協議会で推進計画を策定されまして、地域が主体となった活動を展開されております。

この協議会への財政支援策といたしまして、平成25年度から新たに、まちづくり一括補助金制度を導入したところでございます。これにつきましては、既に、各小学校区を単位で活動されてありました社会福祉協議会、交通対策協議会、体育協会等の組織に対する補助金、また、従来まちづくり推進協議会に交付をしておりました事務費、事業費等を一括して交付するものでございまして、一定の範囲内で、事業間の流用を可能にすることで、より地区の状況に応じたまちづくり推進活動を支援するためということで導入したものでございます。

また、平成25年度から、各地区まちづくり推進センターの運営及び維持管理の移管を受けまして、適正な管理に努めるとともに、新たなまちづくりの拠点となります弥生が丘まちづくり推進センターの建設を進めるために、実施計画及び用地の取得を行ったところでございます。

また、NPOや市民活動団体等の活動も充実してきておりまして、市民協働のまちづくりのパートナーとして、支援や連携が必要であると考えております。

そのため、昨年6月に、従来、鳥栖市民活動センターを開設しておりましたスーパーセンターイズミの閉鎖に伴いまして、新たに、フレスポ鳥栖のほうに同センターを移転いたしまして運営をいたします市民団体や、また、その中で市民活動団体が実施されております公益的な事業を支援するために、所要の補助金を交付したところでございます。

そのほかに、特に、新しいものではございませんが市民サービスに資するものとして、当課内に消費生活相談員2名を設置いたしまして、消費生活相談を受けるほか、市民相談会、あるいは、弁護士による法律相談等を開催しているところでございます。

今後とも、当課といたしましては、まちづくり推進協議会や市民活動団体等への支援を通じまして、地域と行政がお互いの役割のもとに協力して事業を展開していく、市民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございました。

#### **塚本静一市民課長**

市民課での平成25年度の重点的な取り組みを紹介しまして、お答えにさせていただきたいと思います。

市民課は、住民の方にとりまして市役所の中で一番身近な窓口と考えておりますので、市民課の基本姿勢は、窓口においでになるお客様に対して、親切で丁寧な対応をしていくことと全員が心がけて日常的な窓口での対応を行っております。

次に、近年の市民の生活スタイルが変化していることに対しまして、市民課では、時間外における対応が課題になっていると考えてきました。

これまでに、平成14年5月から電話予約による証明書の交付を開始したことを始め、第1、第3土曜日の午前中の開庁、毎週火曜日の午後7時までの時間延長、そして、平成24年からは3、4月における繁忙期におけます土曜、日曜日、市役所の午前中開庁等を実施してきました。

平成25年度におきましては、こうした利便性をさらに図るためにサンメッセ鳥栖での印鑑証明、住民票の証明書交付を開始したところであります。

また、平成25年度に力を注ぎましたのは、コンピューターシステムによる住民サービスの向上でございます。

一つは、平成24年7月に住民基本台帳法改正によりまして、3カ月以上在住する外国人を住民基本台帳に記載をしまして、日本人との混合世帯の住民票交付が可能となりました。

平成25年7月からは、このシステムをさらに進め、外国人の方に対して、住民基本台帳カード及び電子証明書の交付ができることとしてきました。

もう一つは、平成23年の東日本大震災の時に、東北地方では周辺の役場の建物が、津波の被害に遭いました。そしてその際に、戸籍の流出が生じております。

こうした、近年の自然災害等の重大事案に対しまして、今後の対処策としまして、法務省が戸籍の全国的なバックアップシステムを構築することとしましたので、市ではこれに合わせまして、平成25年度において、戸籍のデータバックアップシステムの構築を行ってまいったところでございます。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございます。

#### **平塚俊範税務課長**

それでは、税務課におきまして、平成25年度に実施いたしました分について、まず、お答えいたします。

市税の徴収率向上につきましては、コンビニ収納、クレジット収納、口座振替、給料特別徴収の推進等により、納税の利便性の向上による、滞納の未然防止に取り組んでまいりました。



また、納税相談により滞納者の状況に応じた納付に配慮するとともに、財産調査等により滞納者の納税能力を見きわめ、預貯金、動産、不動産の差し押さえ、公売の実施による徴収強化に取り組んでまいりました。

市税の適正かつ公正な課税と収納率の向上のため、研修による税務職員の知識習得などによるスキルアップを図ることに努め、また、住民税につきましては、申告受付会場の開催期間の延長により、待ち時間を短縮し申告の推進に取り組んでまいりました。

税務課におけるスクラップ・アンド・ビルドということで、平成26年度におきましては、昨年度、滞納整理システムを導入させていただいたことによる、差し押さえ、換価が飛躍的に伸び滞納者の管理がスムーズになりました。

2番目に、3名以上の事業所の特別徴収により、滞納を未然に防ぐ行動を本年度行っております。

3番目が、売掛金の差し押さえを本年度より始めたことによる、徴収率の向上が認められております。

4番目に、鳥栖税理士会、鳥栖税務署の連携により、確定申告時の待ち受け時間を短くする努力をしてまいりましたけれども、本年から、さらにそれを拡充していく予定でございます。

5番目に、多数滞納者のいる事業所の給与差し押さえによる、収納率向上を図っております。

6番目に、差し押さえ物件の公売を実施する回数をふやす予定でございます。

7番目に、固定資産評価システム等のシステム更新により、作業性の向上を図る予定でございます。

以上、7項目を新たに実施することで、収納率の向上を図る予定でございます。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございます。

#### **江寄充伸 こども育成課長**

それでは、こども育成課でございます。

こども育成につきましては、主要事業といたしまして、現在、保育所の適正管理、それからまた、児童手当、児童扶養手当等の支給、それから、婦人相談、母子自立支援、それから、家庭児童相談等の相談業務、あるいは、幼稚園に対する就園奨励補助等の業務を行っておりますけれども、特に、平成25年度につきましては、子どもの医療費につきまして、通院医療費助成のほうを小学生まで拡大いたしました。それから、子ども・子育て支援新制度施行に向けた取り組みを加速させております。





うのは、やっぱりしていただきたいなと、こちらが求めた分に関してはね。

賛成、反対とかっていう議論の以前に、中身についての説明がされない、中身がわからないというのであれば、審査に堪えないというのがあるんで、そこは委員会としてというよりも議会として本来、やっぱり、こうきちっと求めるべきではないかなと。

最終的な判断はね、個々それぞれ賛成、反対あっていいと思うんですけども、そこはやっぱり求めるべきだろうと思います。

#### **中村圭一委員長**

具体的には、例えば、調査報告書ということですかね。

#### **松隈清之委員**

今回、求めたのはそうですね。

要は、執行部として、人権問題、同和問題に対して、それを解決しようっていう意思があるのであれば、まず、その実態をきちっと把握する上でも、彼らが補完的役割と呼んでいる部分について、彼ら自身がきちっと把握するべきだし、それを我々も知る必要があると、その調査について、あるいは、その団体の実態、内容、人数等も含めて、これは把握をしなければ、その手法としてその……。先ほど、尼寺委員のほうからは、補助を団体補助から事業補助に変えるというようなこともありましたけどね。仮に、そこに委託することが適当なのかどうかも、団体の中身がわからなければその判断のしようがないですね。

ですから、まずはきちっとそれをわかるような、我々求める資料については、やはり出していただきたいなと。

それは個人的でなく、皆さんの同意があったものだけでも構わないですけどね。

#### **中村圭一委員長**

その他の件でも協議をしますが、同和問題についてそれ以外に何かありますか、議論していく中でですよ。

#### **尼寺省悟委員**

先ほど、ちょっと言いませんでしたけれども、今、松隈委員が言われたように、事業費補助として、本当に委託するのが適当かどうかについてはもちろん、その前提としてですね。

私が言ったの、適当だというふうに判断しての前提の意味での、そういう意味ですので。

#### **中村圭一委員長**

例えば、今、3つですよ。

団体補助から事業費補助に変えるべきというのと、いわゆる、交流等と称して勤務時間内にゲートボール等に参加しているのであればその中止ということと、そもそもの話で、審査をする際の必要な資料、書類の提出、特に、具体的に言えば、補完的業務である事業であ

る4つに対する調査の報告書、それはプライベートな部分は消したとしてもというところで、特に、この3番目の副委員長が言われた報告書の中身等々を見ない限りは、その事業の補助のあり方が正しいかどうかさえもわからないというところもありますので、よければ、この3つのを整理するとすれば、少なくともこの3番目の資料というのは求めたものを、この程度は委員会として次回は出していただきたいというのは、委員会として求める。

そしてもし、勤務時間内にゲートボール等ですか、交流に行っている実態があるのであればそこは再考していただくように委員会として要求をします。

この、一番最初のやつは、必要であれば個人の総括の中での意見として言っていればどうかなと思うんですけど、今の段階では、どうでしょう。（「ほかの人含めて、全体としてほかの人の同意がなければ、もともとあれだから」と呼ぶ者あり）

ですから、その前提として、いわゆる、実際に見ないとわからないというところがあるんで、そこに賛同もなかなかしにくいところがあるだろうからですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

というところで、皆さんどうですか、審査のための必要な資料という、判断する調査報告書的なものは、プライベートな部分は抜きにして、いわゆる、個人が特定できるようなことは抜きにして、こういう調査をし、こういう結果でしたというものは、必要なものは出していただくというところを委員会として要求するところにおいて、皆さんはどうお考えですか。

#### **小石弘和委員**

質疑者と、いろいろ審査の中で、質疑者と執行部との双方の言い分としては、理解できるところもあるわけですよ。理解できないところもあるわけですね。

これはやはり、質疑者と執行部と場所を変えてね、もう少し話し合っていくべきじゃないかなと。これは、同和問題とすれば、人権問題だから大事なことであるから、個人情報に関するものもありますので慎重にすべきじゃないかと。

私としては、委員会としてそういうふうな資料を求めることは疑問があるんじゃないかというように思っております。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

ほかに、御意見どうですか。

#### **伊藤克也委員**

私も、その議論を聞いている中で、どうしても回答できない、執行部としてですよ。やっぱり、今に始まった議論ではないっていうのも、そういう受けとめ方もしましたし、そうい

った長年の中で、なかなか答えづらいんだろうなっていう認識を持ったわけですね。

そういった中で果たして、じゃあ、これ以上資料を求めたからといって、何かしらの資料が出てくるとは個人的には思えなかったですね。議論を聞いている中でですよ。

ですので、この場で、委員会の総意してこれ以上資料を求めるということに対しては、私個人としては、いかななものかなっていうふうな、率直な感想を持ちました。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

ほかの委員の皆さん、どうですか。

#### **飛松妙子委員**

私も、同和問題に関して、本当にこう、詳しいわけではないので私の言っていることが間違っているかもしれないんですけど、一度、同和教育に関しての研修会というか、それに参加させていただいた時に、聞くことすら、答えることすら差別なんだってことを言われたことがすごく印象に残ってしまっていて、こちらが聞くことがもう差別につながるってことを言われてあったんですね。

例えば、そこに同和地区がありますかって、聞くこと自体が差別であり、ありますとか、ありませんと答えること自体も差別だと。そう言われた時に私も、じゃあ、どう対応していけばいいのかなってというのがすごくあって、その報告書に関しても、それを出しなさいって言っているのかどうか、それが差別にもう既になっているのか、なっていないのかというところが、ちょっとわからないんですけども、そこがあって。

どうしたらいいのかっていうのは、個人的にわからないというのが正直な気持ちです。

#### **中村圭一委員長**

まず、全員聞きましょうか。

古賀委員、どうですか。

#### **古賀和仁委員**

活動の実態がはっきりしないのも事実なんですね。それで、報告を求めることも執行部のほうは、はばかれるというようなね、そういう雰囲気は多少あって、どこまでを委員会として求めているのかですね。その辺がちょっと、私もはっきりしないですよ。はっきり言って。

何でもかんでも出しなさいというあれやなくて、どこの部分まではというのが、線がはっきりしないもんですから、報告を出しなさいと言っても4つの部分については報告を出しなさいという、みたいな形なんですけども、本当に出るかどうかはわからないし。

ただ、使っているのは税金ですから、あくまでも税金ですから。それに対する調査という

のは必要だというのはわかるんですよ。実態として。

ただ、さっき飛松委員も言われたように人権問題というところから、部分から見ていくとどこまで求めているのか、私自身もちょっとよくわからないんですよ。

議会だから、何でもかんでも求めるんだというのがいいのかどうかも含めて、もう少し、しっかり整理せんと。

どういうふうに言っているのか、私自身の考えは、ちょっとね、よくまとまってないということも、議会だから調査権もあるし求めるのが当たり前と、これはもう一つの、普通の考え方ですから、それとこの人権問題というのがどういうふうに絡んでいるのか、その辺がね、私どぎゃん言うていいかわからない、申しわけないですけど。

### **中村圭一委員長**

大体、皆さんの御意見をお聞きしましたが、自由討議ですのでそれぞれの委員の考えに対しての反論っていうかその、質問というか、もそれぞれ承る場ではありますので、何かありましたら。

### **松隈清之委員**

僕は、さっきも言ったけれども、基本的には寝た子は起こすな論なんです。別に、差別なんかあるっていうから変に構えてっていう考えなんですね。

でもそれは、同和問題だとか人権問題やる人たち、専門家からするとね、だめだって言われるんですよ。ちゃんと、過去どういうことがあったかとか、知らなきゃいけないって言うんですよ。今も、何が起きているかわからなきゃいけないって言うんですよ。

だったらね、やっぱり知らなきゃいけないですよ。触れることが差別とかじゃなくって、現実に関わっているから目をそむけたって何も解決しないわけですよ。

だから、一般の人がね、鳥栖には同和地区があるんですかと、そんなところには住みたくないんで、これは差別ですよ。でも我々が、聞くのはそういう意味で聞いているわけじゃないですか。

だから、起きているんだったら、じゃあ、それが起こらなくするためにどうすればいいかを考えなきゃいけないわけだから、それは今、彼らが差別があると、でも、あるけどもその根拠はないと言っているわけですよ、何の報告も受けてないから。

基本的にね、どこまで求めるかっていう部分は――これは、僕の考えですけど、僕はあくまで、ここにいるのは有権者のおかげでいるわけですね。選ばれとるだけですよ。ここでものを言って、何かをできるの全部、負託を受けているからですよ。

じゃあ、説明できるんですかって話ですよ、皆さん。こんだけ金使ってますけど、そこが何ぼしよるかようわからん、どんな調査をしよるかも知らんと。でも何か、聞いちゃいかん

ごたるけんが、よかって言いよるったいねって、俺は有権者に説明できんですよ。そんなこと言って。

いや、個人的にね、そげん言うならあんま言わんどこうって、それは個人的には思いますよ、そりゃあ、もうかわいそうやねとも思ったりもしますよ。

ここにおるのは、別に個人でおるわけじゃないし、私人でおるわけじゃないし。公人でおるわけやけん、それは我々の仕事やないですか。

だからこそ、別に嫌がらせするつもりでこんなこと言っているわけじゃないけれども、有権者というよりも、市民ですね。市民にちゃんと説明できるものがあつた上で最終的には是非かを判断すればいいんですよ。

ただ、最終的にこれこれこうです、すらも言えないような状態で、皆さんちょっとアンタツチャブルやけん聞かんどこうでよかとかなあと思うね。

最終的な判断をすればいいんですよ。その是非かっちゅう賛成しても、反対しても。ただ、何の説明もなくて、よく……。

#### **尼寺省悟委員**

ことは、市民の税金なんですね。

その税金がきちっとして使われているかどうかを我々は、ちゃんと審査せんといかんわけよね。その審査の前提としての資料が欲しいと言っているわけなんですよ。

それが1つと、先ほど、この課だけで約900万円。そして参事、あの方は同和専門ですよ。彼が七百幾ら、1,600万円。あと教育委員会にも参事ということで、この同和専門の人がおるんですよ。それとあと、社会教育主事1人、だから合わせると、やっぱり3,000万円ぐらいのお金を鳥栖市は同和問題に対して使っているわけですよ。それだけ使っているとするならばね、それに対する資料というのはちゃんと私は出すべきだと。

それでね、昔の話をしてどうかと思うんですけども、今回については、この資料を決算委員会出したわけですよ。

これは今までね、今まで3年、4年前にいくら出せといってもこれ出さなかったんですよ、この資料すらも。あの時出さなかったから、私どうしたんかっちゅうと、市の情報公開条例に基づいて出せと言ったんよ。そうしたら、当時の担当の部長さん、課長さんが毎日私のところに来てからね、絶対出してくれるなど。毎日来たんですよ。

だから、そういったことを思うと、私としては、本当に市民の税金がきちっとして使われているかどうかをね、審査するのが私たちなんだから、その前提として、そのための資料といったものは出すべきだと。

差別、差別というけれども、同和差別だけじゃないんです、ほかに男女差別もあるし、高



齢者に対する差別もあるあるし、障害者に対する差別、いっぱいあるわけですよ。それに対して、ちゃんと資料出せと言ったらすぐ出すんですよ、これだけは本当に出さないんです。

やっぱおかしいと、タブーがあると。そういった意味で、私はさっき言ったように、資料は当然出すべきであるし、そして、本当に必要なものに対してだけ、補助をするということが私の考えです。

### 中村圭一委員長

委員長としては、委員の皆様からというか、委員の方から、是非の判断をするのに必要な資料が欲しいということがあれば、よっぽどのことがない限りというか、理解ができる内容であれば僕としては委員会として求めたいというのが、基本的なスタンスとしてあるし、この、実質あるかないか、資料としてあるかないかは別ですよ。けども、求めるのは求めるべきなのかなというのはあります。

今、現時点で求めますよということを言っておけば、そのための準備もしっかり今後はしていただけるのかなっていうのも期待しながら、求めるのはどうなのかなあ、委員会としてできないもんなのかなっていう思いはあるんですね。

それが、差別を助長するとか、個人を特定できるとかっていうのは、そんな次元の話はまた全然、別の話です。

どうですかね。例えば、何々に限らず、委員会として、審査のために必要と認める資料については、先方さんに求めてくださいと、きょうの議論、先日の議論も含めて、自分たちは信頼関係があるからいいですよと、僕らが聞いても信頼関係があるからいいですよっていう答弁しかないじゃないですか。副委員長が言われるように、そうじゃなくて、僕らが必要と思って言っているんだから、せめて尋ねてくださいよと、先方に。あるかないのか、出せるのか出せないのか。

じゃなければ、それもしてくれないのであれば直接先方に、参考人として来てください、直接聞きますんですよ、それは参考人として来てくれる、来てくれないは、また別の話ですよ。

でも、そうするしかなくなるわけですね。それをしてくれないなら、メッセージとして伝えてくれないならば、それはやってくださいよという基本的なことだとは思いますが、けれども、その一番の、一つ具体例を挙げれば、例えば、調査報告的なものの出せる部分は出してくださいというのは、求める分には求めていいのかなあと、どこまで出してこれるのかっていうのは、また、先方が考えることであって、執行部がなかなかつらい立場なのかもしれないけれども、結局、依頼しているのは議会なんで、執行部側は議会に言われているんでっていう、それをお伝えしますという立場をとれますんでね。我々の責任として、尋ねる分は尋ねるべきなのかなと、個人的には、委員長としては思うんですけども。

今、さらに、それぞれの意見を聞いた上で、どう思われるか。

### **松隈清之委員**

先ほど、尼寺委員からもありましたけどね、この資料も、決算委員会で求めた時は出なかったんですよ、結果的にね。

平成19年、僕が決算委員会の委員長した時に、委員会の総意として求めたんだけど、出なかったんですよ。それから何年も同じこと繰り返しても出なかったんですけど、本当、だったら情報公開条例に基づいて請求したら出るのかと。それは出たんですよ。

それは、議員が請求したんじゃないじゃなくて一市民として請求するんですよ、ということは、一市民が知り得る情報なんですよ、極論すると。一市民ですら知り得ることを議会の審査には出さないんですよね。

だから、委員会としては、まともに出したのは、これ初めてかな。去年もあれは出たかな。（発言する者あり）だけん、一回、情報公開条例で出したけん出したんですよ。それまでは、この場には出てこなかったっちゃんね。

だから、一遍に解決するとは思わないんですよ。だから今回も、その調査報告書はあるはずやけん絶対出せとも言っていないんだけど、ちょっとずつでも、やっばこう改善して、このおかしなところ変えていかんと、一番困るのは執行部だと思うよ。ずっとこんな対応していかないかんちゃけん。

### **尼寺省悟委員**

もちろんわかるんですよ、執行部が全日本同和会との対応っちゅうの、非常に彼らに対してもプレッシャーかかるしね。

でもそこにね、議会が言っているからというふうに言ったら、彼らの後押しにもなると思うんね。議会が言っているんだから私としては求めましたと、そういう言い方もできると、そういった意味じゃ、私はこうすることが執行部に対する、背中を押しやるっちゅうんか、後押しになるんじゃないのかなと思うんですね。

### **中村圭一委員長**

後押しというか、我々の責任としてやるっちゅうことですよ。（「もちろん、そうやね」と呼ぶ者あり）

どうですか、調査報告書っていう具体例を挙げるとなかなか賛成しにくいということが、もし、あるのであれば具体例を挙げずに委員会の総意として求める資料に対しては、速やかに先方に求めるということを執行部に今回要求すると。

かなり、漠然とはなりますけれども、そういう形での合意っちゅうのはできますか。その都度、だから委員会の総意かどうかというのは諮らないかんですたいね。次回、来年ですね。

もし、こういうことが出たときに、これ委員会の総意として求めましょうかと、どうしましょうかといったときに、じゃあ委員会の総意として求めましょうと、なった場合には、速やかに委員会の総意として求められたんでということで先方にお尋ねをいただくと、どういうものが出てくるかはわかりませんがと。

まあ、当たり前のことではあるんですけども。それは、でも当たり前のことですよね。

#### **松隈清之委員**

むしろ、求めなくていいっていう、言われる委員さんは、俺、理解できるのかなって思うんですよ。

小石さん、理解できますか。（発言する者あり）

どういうところが理解できるんですか。（発言する者あり）

#### **中村圭一委員長**

すいません。マイクを使ってください。

#### **小石弘和委員**

理解できます。

#### **中村圭一委員長**

ですから、具体例は挙げませんよ。これは、同和問題に限ったことじゃありません。

ごく一般論としても、委員会の総意として資料を求めた際には、執行部は手元にある資料であれば、手元にある資料を出していただくと。執行部の手元にない、例えば、同和かもしれない、どこかもしれない、そのほかの団体の資料であれば、そこに資料提供を求めるということを改めて確認をすると。

これ、当たり前のことなんで確認するまでもないんですが、この同和の問題を例として確認をする。（発言する者あり）

確かに、当たり前な話ですからね。こんなことなら、しないほうがまして言われたら、そのとおりですけど。

#### **尼寺省悟委員**

各個人が資料を求めるでしょう、今回も松隈議員が資料を求めて、あれは資料じゃなかったけどね、口頭での答弁を一応したよね。（聴取不能）の問題についてね。

問題は、今言ってるのは、資料を求めてみても出さんといった時に委員会の総意として求めると言ったら、するのが当然でしょう。

#### **中村圭一委員長**

基本的に、個人的に出していただいているような感覚にはなっているけど、資料っていうのは委員会に出していただいている前提なので、もともとが委員会に出していただいているつ

**飛松妙子委員**

中村圭一委員長

午後 2 時 6 分休憩

午後 2 時 28 分開議

中村圭一委員長

自由討議の中で3点、委員の方々から委員会として、執行部に対して要望できないかという、お話がございましたが、いろいろ協議をしましたが今回については、それぞれ各委員からしっかりと執行部に要望いただいて、その分について、本会議での委員長報告の中に盛り込ませていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、それとは別に、委員会の中の質疑の中で飛松委員のほうから、主要施策の説明書の中に、それぞれに事業を行った結果としての総括的なものを入れてほしいという要望がございました。これについては、議会改革の観点からも、もちろん以前から要求をしていた点でもありますので、改めて、担当の部長にではありますが、委員会として要望をさせていただきたいと、それを全庁的に協議をいただきたいということで要望させていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

自由討議は、これで終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

これにて、自由討議を終わります。

総括の前に、40分まで休憩とさせていただきます。

午後 2 時30分休憩

午後 2 時 41 分開議

再開をいたします。

総 括

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

同和問題について、3点ほど申し上げたいと思います。

今まで、さっきも、繰り返しますけれども、市はどうして全日本同和会に対して500万円の補助金を出しているのかという質問に対して、市の補完的役割を果たしてもらっているからだ、再三言ってきたわけですね。

それで、この補完的役割とはいったい何なのかといったら——そのことに対して、２年前にも言われてました、言われたわけですがけれども——地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査、対象地域調査の４点だと２年前に言われた。今回も部長がそうだと言われたわけですね。

この地域実態調査、福祉実態調査とは一体何なのかっていうと、その地域の実態を調査して、あるいは、会員の実態を調査して、そのことによって今後の同和行政の進展に役立たせるためにやっているものだという、どこでも、伊賀市でもそうやし、例を出したんですね。あくまで、これ主体は市なんですね、行政だと私は思うんですよ。

であるならば、当然、報告書があるべきであるけれども、報告書を聞いてみると、この30年間、40年間1回ももらってないと。で、私はさっきもちょっと言ったんですけども、同和団体に対する補助は、団体補助じゃなくて事業費補助、いわゆる委託という形に私はすべ

きだと思うんですけれども、到底今の状況から見ると事業費補助にも値しないと、そう言わざるを得ないと思っております。

それから、2つ目ですけれども、交流の問題ですね。

私は、市の職員が勤務時間中に、交流と称して同和団体とゲートボールですか、グランドゴルフをやっていると。これについてやめるべきだと。何名行っているのかといったことに對して、何回聞いても複数名だと、複数名だとしか言われなかったと。

これはやっぱり、ある種の答弁拒否であって、これについてちゃんと言うべきであるし、勤務時間中に行っているということは、到底市民の理解が得られないし、これはやっぱり、やめるべきだと思います。

それから3番目ですけれども、生活指導員ですけどね、これについては、その根拠ですか、根拠がないんですね。市の要綱においても、例えば、社会教育指導員についてはちゃんと市の要綱があるんですね。その要綱に基づいて、ちゃんと勤務していると。

ところが鳥栖市の場合、生活指導員に対するその要綱すらないと、要綱すらない人に対して158万円も払っているということは、これは不当であるしね。その報告すら求めないということ自体にも言えることよ。

だから、同和行政に対して鳥栖市の行政というのは、本当に改善すべき点が多々あるし、何回も何回も今までこう言ってきたのにもかかわらず、あんまり進んでないということはいくはないし、今回、いろんな方から指摘されたことについて、本当に重く受けとめて一歩でも改善ができるようにしていただきたいということを強く要望して、終わります。

#### **中村圭一委員長**

ほかにございませんか。（「尼寺さん、切って」と呼ぶ者あり）

#### **松隈清之委員**

質疑の中でも申し上げましたけれども、私はですね、我々というか私は、同和問題に限らず、どれも審査のために必要な資料は出すべきだと思います。

同和問題、あるいは、全日本同和会の資料についてだけが出されないっていうのは、執行部にとっては信頼関係と言われるけれども、議会、判断する場所は議会なんで、議会として必要と、審査のために必要であればそれはやっぱり出すべきだと思います。

答弁の中でも、来年度予算に向けてね、重く受けとめるとか、真摯に受けとめるとかっていう答弁が出てましたから、それはそれとして期待をいたしたいと思いますが。

市政として、審査をお願いしているのは執行部なんですよ。もちろん、制度的にそうなっているからではあるんですけれども、であれば、審査をできる環境っていうのは極力協力していただく必要があると思います。

予算審査では、平成25年度の報告と、あるいは、間に合わなければその前年度の報告でも出せるような努力をしていただきたいと思います。

それでは、総括を終わります。

〔賛成者举手〕

~~~~~

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔賛成者举手〕

~~~~~

「異議なし」と呼ぶ者あり





鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長      中      村      圭      一

